

平成28年9月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間協議	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(総務部)

委員会

総務部長総括説明	4
決議に基づく提出資料の説明	5
陳情審査	5
「私学助成の充実強化等に関する意見書」に係る委員間討議	7
学事振興課長補足説明	8
議案外所管事項に対する質問	9

(教育委員会)

委員会

教育長総括説明	14
決議に基づく提出資料の説明	16
教職員教育課長補足説明	16
新県立図書館整備室長補足説明	17
陳情審査	18
議案外所管事項に対する質問	22

(第2日目)

1、開催日時・場所	48
2、出席者	48
3、経過	

(教育委員会)

委員会

議案外所管事項に対する質問(前日の続き)	49
「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書」に係る委員間討議	64

(福祉保健部・こども政策局)

委員会

福祉保健部長総括説明	7 1
こども政策局長議案説明	7 2
こども未来課長補足説明	7 3
議案に対する質疑	7 7
決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係)	7 9
決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係)	7 9
医療政策課長補足説明	8 0
国保・健康増進課長補足説明	8 1
障害福祉課長補足説明	8 4
陳 情 審 査	8 5
提出資料に対する質問	9 3
議案外所管事項に対する質問	9 4

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 0 7
2、出席者	1 0 7
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

委員会

議案外所管事項に対する質問(前日の続き)	1 0 7
「無年金者対策の推進を求める意見書」に係る委員間討議	1 1 5
「相模原障害者施設殺傷事件に関する意見書」に係る委員間討議	1 1 6
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	1 1 8

審査結果報告書	1 1 9
---------------	-------

(配付資料)

- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2)
- ・委員会関係議案説明資料(追加3)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月9日

自 午前11時02分
至 午前11時07分
於 第1別館第3会議室

本日の委員会は、平成28年9月定例会における当委員会の審査内容を決定するための委員間協議であります。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩します。

午前11時02分 休憩

〔協議会〕

午前11時07分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

これをもって文教厚生委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時07分 散会

3、欠席委員の氏名

なし

4、審査の経過次のとおり

午前11時02分 開会

【宅島委員長】おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、外間委員、松島委員の両人をお願いいたします。

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月26日

自 午前10時 0分
至 午後 4時30分
於 第1別館第3会議室

県立学校改革推進室長	草野 悦郎 君
福利厚生室長	前屋 信彦 君
教育環境整備課長	野口 充徳 君
教職員課長	栗原 正三 君
義務教育課長	木村 国広 君
義務教育課人事管理監	川里 祥之 君
児童生徒支援室長	中小路和久 君
高校教育課長	本田 道明 君
高校教育課人事管理監	鶴田 勝也 君
特別支援教育室長	前田 博志 君
生涯学習課長	宮崎 誠 君
新県立図書館整備室長	山本 忠敬 君
学芸文化課長	金子 眞二 君
体育保健課長	森 栄二 君
体育保健課体育指導監	後藤 慶太 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	宅島 寿一 君
副委員長(副会長)	坂本 浩 君
委員	宮内 雪夫 君
〃	橋村松太郎 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	外間 雅広 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	松島 完 君
〃	山本 啓介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	近藤 智昭 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）
なし

3、欠席委員の氏名

なし

7、付託事件の件名

文教厚生委員会

(1) 議案

第126号議案

長崎県子育て条例行動計画の変更について

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・平成29年度 国政・県政に対する要望書
- ・諫早市政策要望（諫早駅周辺整備事業への協力と支援について 外）
- ・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）
- ・平成二十九年度離島振興の促進に関する要望等の実現について

5、県側出席者の氏名

総務部長	上田 裕司 君
総務部次長	相川 一洋 君
学事振興課長(参事監)	小坂 哲也 君

教育長	池松 誠二 君
政策監	島村 秀世 君
教育次長	渡川 正人 君
総務課長	田淵 和也 君

- ・要望書（「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産候補であった資産の明確な位置づけと支援について 外）
- ・平成28年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情
- ・長崎県難病相談・支援センターの指定管理者の改善を求める要望書
- ・要望書（「長崎と天草地方の潜伏キリスタン関連遺産」の世界遺産登録について 外）
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・私学助成に関する意見書の提出について（要望）

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【宅島委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

なお、坂本(浩)副委員長から、本日の委員会を欠席する旨の届け出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

念のため、仮委員長を選任しておきたいと存じます。

仮委員長には、過去の例に従い、最年長委員である宮内委員を指名したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

宮内委員におかれましては、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第126号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」の1件であります。

そのほか陳情11件の送付を受けております。

文教厚生分科会においては、今回、予算議案がありませんので、分科会による審査は行わず、委員会のみの審査を行うこととし、部局ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

審査順序でございますが、委員間討議終了後、総務部、教育委員会、福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

次に、理事者の出席範囲についてですが、お手元に配付いたしております配席表のとおり決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、これより審査内容等について協議いたします。

各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前10時 2分 休憩

午前10時 4分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして委員間討議を終了いたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長から所管事項についての説明を受けた後、提出資料について説明を受け、その後、陳情審査を行い、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問、最後に議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、総務部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【上田総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の「総務部」をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、長崎県公立大学法人の業務実績評価について、並びに総合教育会議についてでございます。

まず、長崎県公立大学法人の業務実績評価についてであります。長崎県公立大学法人の第2期中期目標期間の5年目に当たる平成27事業年度に係る業務実績について、地方独立行政法

人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人評価委員会により評価が行われ、去る8月29日に、その結果が法人に対して通知されるとともに、知事に対して報告がありました。

評価の内容につきましては、語学運用能力の養成が達成水準を下回っていることや、大学院の定員が未充足となっていることなど計画を十分に達成できていない事項がある一方、学部学科再編について、文部科学省へ申請を行い、開設が認められるとともに、シラバス（授業計画）の作成、海外ビジネス研修及び長期インターンシップの試行など新たなカリキュラムに対応した準備を着実に進めたこと、『長崎県立大学が変わる』という情報を積極的に発信した結果、平成28年度一般入試の志願者が前年度より大幅に伸びたこと、「しまのフィールドワーク」が必修化され、602名の学生が参加して現地調査や報告会を実施したこと、公開講座・学術講演会等の参加者数、外部資金が増加したことなど、教育・研究の充実に成果を上げているとされております。

県といたしましては、長崎県立大学の教育・研究の質の着実な向上や地域貢献の一層の充実が図られるよう、今後とも大学法人と一体となって取り組んでまいります。

また、大学法人が業務運営に関し平成29年度からの6年間で達成すべき目標を、第3期中期目標として今年度中に定める必要があることから、第2期中期目標期間における評価結果や大学を取り巻く社会・経済情勢などを踏まえるとともに、県議会や評価委員会のご意見をお伺いしながら、策定を進めてまいります。

次に、総合教育会議についてであります。

知事と教育委員会が地域の教育の課題等を共有し、相互の連携を図りながら教育行政を推進

していくため、総合教育会議を去る8月8日に開催いたしました。

会議では、「県内就職、県内定着の向上」及び「貧困の連鎖を断ち切るための教育支援」の二つのテーマについて意見交換を行い、「県内就職、県内定着の向上」については、「Nなび」の活用や県内企業等の情報発信、保護者の意識改革の必要性など、「貧困の連鎖を断ち切るための教育支援」については、スクールソーシャルワーカーの活用や進路実現に向けた学習支援、関係機関との横断的な連携の必要性などの意見が出されました。

本県教育の課題やあるべき姿を共有しながら、本県の教育行政を推進していくため、今後とも、知事と教育委員会のより一層の意思疎通を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】ありがとうございました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまして説明をお願いいたします。

【小坂学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました総務部関係の資料について、ご説明いたします。

文教厚生委員会提出資料、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議に基づく提出資料」をお開きください。

附属機関等会議結果につきまして、本年5月から8月の実績は、7月29日と8月17日に開催い

たしました長崎県公立大学法人評価委員会2件、並びに8月30日に開催いたしました長崎県私立学校審議会1件の合計3件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、資料の2ページから4ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【宅島委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は37番でございますが、陳情書につきまして、何か質問はありませんか。

【堀江委員】今、委員長が言われた37、長崎県私立中学高等学校協会の「私学助成に関する意見書の提出について」、お尋ねしたいと思います。

私学助成の一層の強化をお願いしたいという内容ですが、ここで述べられております学校の耐震化の状況、公立の状況と私学の耐震化の状況をまず教えてください。

【小坂学事振興課長】私立の小中高等学校の耐震化率は、平成28年4月1日現在で76.9%でございます。

全国比較で申しますと、まだ統計が平成27年の4月1日でしか出ておりません。その時の比較で申しますと、全国で第39位ということで低い方にあるということです。

公立の方は、高校が100%で、小中学校は90%台と聞いております。

【堀江委員】その上で、この私学助成の充実に関する陳情に対する見解をまず教えてください。

【小坂学事振興課長】基本的には政府施策要望

を今年も行っておりますけれども、その内容に沿ったものとなっていると理解をいたしております。

【堀江委員】 そうしますと、長崎県としては、平成29年度の政府施策要望ということで、既にこの内容については出しているという認識をとりましたけれど、それでいいんですか。

【小坂学事振興課長】 内容としましては、国庫補助制度の堅持・充実、耐震化への補助の拡充、それから修学支援制度の拡充ということですので、いずれも本県の政府施策要望に盛り込んでいる内容でございます。ほぼ一致しているという理解をしております。

【堀江委員】 国へ要望していただきたいという陳情の内容と学事振興課の見解も同じであると理解をしています。

それで、学事振興課として、いわば長崎県として、この立場で既に要望しているわけですが、動き、状況としてはどうなんですか。特に重点項目として要望していると認識をいたしているんですが、現状としてはどうですか。

【小坂学事振興課長】 現状、国の動きで申しますと、概算要求の状況になるんですけれども、一つは経常費補助金の国庫補助制度についてですが、これは今、要求では1.2%の増額で要求されているというところです。

それから、耐震化の予算ですが、平成28年度は当初45億円でしたが、今回補正で301億円予定されているということでございます。そういう中にありまして、平成29年度の概算要求が402億円ということでございますので、各県から出されている要望に沿った事業費に基づいて概算要求されているものと理解をいたしております。

【堀江委員】 今のやりとりで明らかなように、

学校の耐震化一つをとっても、公立ですと高校が100%、小中学校でいうと90%台。それに対して、私立の場合は、まだ80%にもいかないという状況では、私としてはこの私立学校に対する助成制度の堅持も含めて、非常に重要な内容だと思っております。

したがって、委員長、ぜひこれは意見書を国へ出す方向で委員会としてもご検討いただけないかと思っています。

【宅島委員長】 ご意見は承っておきたいと思えます。

ほかにございませんか。

【近藤委員】 審議に当たって何点か学事振興課長にお尋ねします。

公私立高校において、生徒一人当たりの教育費はそれぞれ幾らかかっているのか、また、そのうち、公費負担はそれぞれ幾らかお尋ねします。

【小坂学事振興課長】 現在、公立の方で公表されているのは平成26年度でございますので、平成26年度と比較させていただきますと、公立高校の方で生徒一人当たりにかかる教育費は116万6,000円です。それに対しまして、私立学校の高校生一人当たりにかかる教育費は103万円となっております。これは施設整備費等も案分して入っているという状況でございます。

そして、公費負担という観点で申しますと、公立は116万円全てが公費です。私立の方は103万円のうち55万5,000円を公費で賄っているという状況です。そういう点で言いますと、概ね公費負担は2対1ということになります。

【近藤委員】 その上で保護者負担は、公・私立それぞれ幾らかお尋ねします。

【小坂学事振興課長】 保護者が納付している金額ということで申しますと、公立は、実費は除

きますが、入学金のみですので、入学金収入を全生徒数で割りますと、1,870円ぐらいになります。

私学の方は、授業料と入学金、施設整備費等がありますので、31万8,700円が私学の保護者が納付しているお金ということになります。

【近藤委員】耐震化率の問題は、先ほど堀江委員から聞かれていましたけれども、もう一度。

その上で、私立学校の現在の耐震化率と全国で順位的に大体どのくらいになっているのか教えていただけますか。

【小坂学事振興課長】今年度当初が76.9%であり、これを国の方に報告はしているんですが、この分の全国比較がまだ出ておりません。それで、先ほど申しましたけれども、平成27年4月1日現在の比較で申しますと、その時点が70.6%であり、その時点で比較をした結果としては39位ということ、やはり低位にあるということでございます。

【近藤委員】4点目に、来年度にかかる文部科学省の概算要求を見ますと、新しく私立小中学校に対する授業料補助が上がっていますが、その概要についてお答えください。

【小坂学事振興課長】文部科学省の概算要求で、今回初めて小中学校に対する授業料負担の軽減という項目が上がっております。

考え方としましては、私立の小中学校に行く児童・生徒については、例えば公立になじめないために行っているとか、宗教上の保護者の考え方、宗教上の方針で私立の小中学校に行かれているということもあるので、そのあたりの選択の幅を確保するという意味で、国の方としても私立の小中学校に通う保護者に対して授業料の支援をしたいということで、概算要求で項目が今回初めて上がっているということござい

ます。

【近藤委員】学事振興課長より説明いただきましたが、今回の要望は基本的に今年5月の政府施策要望の内容と同じであると思います。

また、各都道府県議会においても、各関係団体から意見書提出の要望を同様になされていると伺っております。

そこで、自由民主党・活正の会から、会派提案として文教厚生委員会に「私学助成の充実強化等に関する意見書（案）」を提出したいと考えておりますが、その取扱いを委員長においてよろしくをお願いします。

【宅島委員長】ただいま、近藤委員より意見書提出の取扱いの依頼がありましたので、事務局より皆様方に文案の配付をお願いいたします。

それでは、近藤委員から、改めて趣旨説明をお願いしたいと存じます。

【近藤委員】意見書の内容としましては、1つが「私学助成に係る国庫補助制度の堅持と一層の充実」、「私立学校施設耐震化への補助の拡充」、また「私立学校生徒に対する就学支援金制度の拡充強化」の3点となっております。

要望の背景としましては、私立学校は公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障し、教育の機会均等を実現する上で大きな役割を果たしており、特色ある教育を展開しながら、公教育の発展に寄与していることと思います。

しかしながら、公費負担に係る公私間格差や少子化の進行に伴う生徒の大幅な減少により、私学の経営は一層厳しい局面に立たされていると思います。

また、本県の私立学校の耐震化率は全国平均を下回っており、公立と比べても耐震化は遅れており、災害時における安全性の確保が喫緊の課題となっていることと考えております。

要望が通れば、私学助成金が増額されることにより、私立学校の経営状況が改善され、教育の質の維持向上が図られ、耐震化など学校施設設備の整備が促進されます。また、就学支援金の増額により、授業料値上げが抑制され、保護者の経済的負担が軽減されます。それにより、家庭の経済状況にかかわらず、意志ある高校生等が安心して進路を選択することができるようになります。

このようなことから、全国の都道府県議会と足並みを合わせ、各委員のご理解のもと、全会派一致で意見書の提出をお願いいたします。

【宅島委員長】 ただいま、陳情番号第37号を受け、近藤委員からお手元に配付の意見書の提案がありました。何かご意見はございませんか。

【渡辺委員】 私立学校の充実強化に関する意見書につきましては、毎年、同趣旨で意見書を出していると思うんですが、趣旨については賛同いたします。

ただ、真ん中あたりにあります「私立高等学校就学支援金の充実強化及び私立中学校に学ぶ生徒に対する公私間の負担格差」というこの文章の中で、私立の小中学校もあると思うんですが、「私立の小中学校に学ぶ生徒に」という形で小中学校も加えるべきだと私は思いますが、皆様のご意見をいただきたいと思っております。

【宅島委員長】 ほかにご意見はございませんか。
暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時29分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

ほかにご意見はございませんか。

【近藤委員】 意見書案は、私ども会派で作成し、

委員会に提出させていただきましたが、文面の詳細については、修正を含め、正副委員長に一任したいと思うのですが、いかがでしょうか。

【宅島委員長】 今、近藤委員から文言については正副委員長に一任したらいかがかというご意見がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

それでは、そうさせていただきたいと思いません。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

意見書につきましては、ただいまのご意見を踏まえ、一部修正の上、提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書」について、意見書を提出することに決定いたします。

なお、文案の作成等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 では、正副委員長に一任させていただきます。

よって、「私学助成の充実強化等に関する意見書」につきましては、意見書を提出することに決定されました。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまして、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事項一般につきまして質問はございませんか。

【渡辺委員】県立大学法人の業務実績の評価の中に、評価として「しまのフィールドワーク」が必修化され、602名の学生が参加して、ということで評価されておりますが、この「しまのフィールドワーク」の中身としてどういうことをされているのか。そして、どこの島に何人行っているのか。トータルで602名行っているわけですから、その中身を説明していただけませんか。

【小坂学事振興課長】県立大学の一つの特色として打ち出したものでありまして、地域を学ぶ、長崎県を学ぶという中で、長崎には島がありますので、島の課題を事前にグループで検討して、島の市役所等と連携し、また課題も少し洗い出しをしています。その後、時期を決めて4泊5日で島に行きお話を聞いて、一定提案ができるものは提案するし、帰ってきて一旦整理をして発表会をするということをやっています。それをそれぞれのグループごとにやって、トータルで602名が島に行って研修をしているという状況です。

以前のものでいいますと、例えば栄養健康学科ですと、島の食事の中での課題、島の集落で塩分を取り過ぎている状況があるとした場合に、それをどう減らしていったらいいのかとかを行ったということがあります。あとは、島の観光をどうしたら浮揚できるかということテーマに行ったグループもあります。

602名について、詳細は手元に資料がありませんが、島それぞれについての課題を見つけて行ったということであり、自分たちの研鑽をするというのが第一目標になります。結果だけ見

ますと、市町役所の職員もいらっしゃいますし、そういう中で抜本的な解決ができるというのはなかなか難しいところではあるんですが、学生なりに課題を捉えて、学生なりに一定の答えを出してご提案するという勉強の仕方をやっているということでございます。

【渡辺委員】この「しまのフィールドワーク」の中には、要するに経済学部の人だったら経済的な物の流れとか、あるいは農業水産関係の学部だったら漁獲高とか、あるいは環境関係の学部だったらその島の環境がどうなっているのかとか、いろいろ学ぶべきところはあると思うんです。この「しまのフィールドワーク」の具体的な中身としては、学部ごとにテーマを決めて行っているわけですか。

【小坂学事振興課長】まず、グループ自体は、今現在、学部学科再編前の経済学部でいいますと、1学科で150人いますから、150人そのままというわけにはいかないんで、やはりゼミ単位でグループを小さく分けて、ゼミ単位で動くということになります。

それと、基本的に自分たちの学問の範囲内ということですが、農林水産はございませんので、経済学部で言えばそういう農林水産をテーマにして、物流的なものは流通・経済学科というのがありますので、そこでのテーマにはなろうかと思えます。

【渡辺委員】そういう学部ごとに、こういった長崎県の実態を知ってもらうためにいろんな研修に行っていると、こういうふうに受け止めておいていいですか。

【小坂学事振興課長】地域を知ることが地元定着の一つの意識づけになりますので、勉強をするということに加えて、やはり長崎県のよさをわかっていただくという目的もあり実施

しているわけでございます。

【渡辺委員】次に、1ページの下にあるように総合教育会議というのが開かれているんですね。このメンバー、人数はわかりませんか。

【小坂学事振興課長】メンバーは、知事と教育委員会がメンバーでございまして、合計7人ということでございます。

【渡辺委員】総合教育会議にしては、7人というのは少ないんじゃないですか。この中身には、会議では、「県内就職、県内定着の向上」とか、「貧困の連鎖を断ち切るための教育支援」の2つの大きなテーマを、たった教育委員会のメンバー7人と知事を入れてだけで総合会議と言えるんですか。

具体的なことを担当している人たちを、現場で働いている人とか、そういう人たちを入れて総合会議を開かないと、絵に描いた餅になるんじゃないかと私は思うものですから、もっといろんな関係する人たちを入れた中で会議するのが総合会議ではないんですか。これは庁内の打ち合わせ会議と一緒にじゃないですか、知事と教育委員会のメンバーとするなら。それが総合会議と言えるんですか。

具体的に、今、貧困の子どもたちが県内に何人いるのか。

【小坂学事振興課長】総合教育会議そのものが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて設置されているものでございまして、これは大津市のいじめ事件があった時に、市長部局と教育委員会の連携がよくなかったという反省に立って法律上規定されたもので、首長と教育委員会で構成する会議という位置づけになっております。

ただし、おっしゃったように、そこだけではなかなかうまくいかないこともあるので、関係

者と呼ぶということもできます。今回、知事部局の中で関係部局長等は会議のメンバーではございませんけれども、一緒に会議に入って意見を言えるような形で進めたということでございます。あくまでも知事と教育委員会の意思疎通、連携をきっちりやりましょうということなので、それぞれの施策の具体的な解決法は、それぞれの部局でやるような形になろうかと思えます。

【渡辺委員】この2つのテーマというのは、長崎県にとって非常に重要な問題です。「県内就職、県内定着の向上」、この7人が受けて、今、学事振興課長が言うように、ある程度の方向性を出した上で、それぞれの部局でするのかもしれないけれども、そのシステムは機能しているわけですか。例えば県内就職の実態は教育委員会のメンバーも知らないだろうし、知事だって知らないと思います。そういう具体的な取組の関係をどうしていくのかという指針を出すのがこの会議かもしれないけれども、それに基づいて本当に具体的な実効ある会議体制がとれているんですか。

【小坂学事振興課長】県内就職推進で申しますと、産学官連携のコンソーシアムというのを産業労働部が立ち上げておりまして、その中では民間の方、それから労働局や、関係する学校も入って、いかに若者の県内定着を進めていくかということもやっておりますので、そういう各部局が知事や教育委員会の考え方をもとに、それぞれの部局で事業を進めているということでもあります。

【渡辺委員】いま一つ、産学官で確かにコンソーシアムが何かできていますね。しかし、これは総合教育会議の7人でしているわけでしょう。その方針のもとに、それぞれの部局がこれに向かってそういう会議をしているんですかと聞

いているわけです。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【上田総務部長】 この総合教育会議は、先ほど担当課長が申しあげましたように、これまで教育行政は教育委員会の専権事項ということで進んでまいりましたけれども、自治体の長の考え方、あるいは意向、こういったものを教育行政に反映させていく、その一つの大きなつながりとして総合教育会議の設置の義務化が法律的になされたものであります。

昨年の4月から法律が施行され、昨年度は教育行政にかかる知事の考え方として「長崎県教育大綱」を策定いたしました。これは行政側としての知事の思いを教育委員の皆さん方と議論をし、共通の課題設定ができた段階で、それを大綱として取りまとめて教育行政に反映させる。あるいは、知事部局、行政の中でも教育行政とタイアップしてやっていくものとしてこういうものがあるというのをそこで押さえたところでございます。

今年度はその実行版という形になりますので、特に県内定着の促進、これは知事部局としましても、産業労働部、それから各部局総出で、今、総合計画、総合戦略の目玉として走っているところでございます。

先ほど担当課長が申しましたのは、その中の仕組みの一つとして産学官コンソーシアムで議論を重ねて、それを施策に活かしていく。例えば「Nなび」という学生の皆さん方に企業情報を提供し、そして、求人活動のマッチングにつなげる、そういう仕組みもコンソーシアムの議

論から出てきて、施策として現在行っているものでございます。

そこで、そういう知事部局の行っているやり方が、教育行政側の方で「大丈夫ですか」、「使い勝手はいいですか、悪いですか」、あるいは「もっと付加する機能があった方がいいですか」、そういった深掘りの議論をしながら、その結果を行政側の政策にも反映させます。また、現在、特に「暮らしやすさ指標」というのを県の方で策定をいたしております。東京・関東地区、あるいは福岡地区、当然ながら求人状況、勤務条件、給料面でいくといいです。これは月額10万円以上多いです。ただし、東京での生活費を差し引きますと、その差はほとんど変わりません。長崎の場合は都市部への仕送り費が入っておりますので、これを差し引きますと逆転をいたします。一定今の生活水準で頑張れば、東京で暮らすよりは暮らしやすいですと。あるいは福岡も逆転いたしております。

こういった、行政側が、いわゆる県内定着のための意識改革として使いたい材料、これを、では教育行政の中でどういうふうに活かしていくか。例えばPTA活動、あるいはキャリア教育、そういった場面で、こういった形が使い勝手がよく、啓発ができますか、こういった具体議論を今回は行いつつ、さらに県内定着を先に進めたいということで行ったものでありまして、その結果はそれぞれが持ち帰り、担当部局の方で活かしていく、そういう趣旨で今回開催したところでございます。

【渡辺委員】 この教育会議そのものは、やっぱり行政と教育の分野の関係をこの会議の中で詰めていくということと理解していいですね。

あと、重要な就職の関係とか、産業労働部とか、この辺について、この会議でする意味がわ

からないんですよ。会議では、ここが基本方針を出すんですか。県内の就職とか、県内定着の向上に向けたテーマを論議しているわけでしょう。ここが基本方針を出すわけですか。それに基づいて産業労働部とか、産学官のコンソーシアムで、その具体化に向けて具体的な対策を打っていくわけですか。その辺の総合会議の位置づけというのはどういう位置づけになりますか。

【上田総務部長】総合会議の位置づけは、あくまでも知事部局、行政側、いわゆる知事の政策に対する意向、これを教育場面でどう発展をさせることができるか、そこの意思疎通を図っていくというのが趣旨でございます。

でありますので、先ほど県内定着について、ここで決めるのかというお尋ねだと思うんですけども、県内定着の推進というのは県政の一番大きな課題として総合戦略、総合計画に位置づけて行っております。それを進める中で、いわゆる知事部局、行政側が行っている政策、事業、これが有効に活用できるのか、できないのか、そういった課題をこの総合教育会議の中で議論し、より円滑に進むようにもっていくというのが趣旨でございます。

【渡辺委員】あくまでも教育分野関係の会議に位置づけていると、そういうことですね。

あと、貧困の連鎖を断ち切るための教育支援ということでもありますけれども、この辺については、意見交換を行った中身について、どういうあれですか。今の貧困、先ほどちょっと質問しましたが、今の貧困は県内に何人ぐらいいるわけですか。これは分野が違うからわからないですか。

【上田総務部長】この総合教育会議でもその議論がございました。いわゆる貧困というのを所得幾らからみなしていくのか、これがはっきり

言ってまだありません。現在、国の方でその研究が進められておりますので、その結果を受けて、整理していくべきではないのかという議論がございました。

今回は、経済的水準といいますよりも、教育現場での教育的支援として、経済的支援ではなくて、教育的支援としてどういう貧困の連鎖を断ち切るための取組が有効ですかという議論をさせていただいたところでございます。

そういった意味では、経済的議論は今回は行っていないというふうに考えていただいて結構かと思えます。

【渡辺委員】経済的な貧困の基準がないということで、教育の貧困という意味ですか。

そしたら、教育の貧困というのはどういう意味なんですか、教育における貧困というのは。

【上田総務部長】この教育総合会議でありました議論は、子どもたちが、例えば親が仕事で夕方や夜にいない中で、子どもの居場所をしっかりと確保して勉強ができるような体制を整えるべきではないですか。あるいは、放課後こども教室などそういう意味での教室の活用をもっとしていくべきではないですか。そういういわゆる貧困と、それに伴って学習に向けての子どもたちの学びに関する意識が下がってくる可能性が、環境があるのではないかと。であれば、教育現場としては、教育が受けられるような居場所を確保、あるいは教えていく体制づくり、そういったものの取組が必要ではないかというふうな議論が行われたところでございます。

【渡辺委員】わかりました。これは法律に基づいて総合教育会議というのが昨年からつくられて、行政と教育委員会とのマッチングのための会議だということなので、そういう面では今後とも、より有効に会議が機能するように、現場

の声も聞くような体制も、今後は、会議体では現場で働く人たちの声を十分取り入れていかないと、実になる会議体にならないと思いますので、その辺はよろしくをお願いします。

それから、今、県立大学の改修がされているんでしょう。このスケジュールはどうなっていますか。

【小坂学事振興課長】全体スケジュールとしては、今年度、地質調査、測量、それから基本設計、実施設計まで同時に発注するということになれば、もうそこも含めてということになりますが、設計で3年弱、それから建設に6年という予定で今動いておりまして、現時点では事業規模、面積の精査中ということでございます。

【渡辺委員】よく聞き取れなかったけれども、もう一回、現段階のスケジュールでいいですかから示してください。

【小坂学事振興課長】期間として申しますと、設計等に関しまして3年弱、建設にかかる期間として6年。6年と申しますのは、まず空いているスペースに建て、そこに移転をして、次を壊して、そこにまた建ててという形で、現在の敷地の中でやっていくということにいたしております。仮設という考え方もあるんですが、それだとどうしても経費がかさむので、建てて壊してを繰り返すやり方を考えております。

【渡辺委員】 そうしたら、ここに「Nナビ」の活用となっていますね。この「Nナビ」というのは、就職の情報を、私はインターネットを余り使わないのでわからないんですが、インターネットで「Nナビ」というのを検索すれば、そこにいろんな就職の関係が出てくるわけですか。この「Nナビ」の中身がよくわからないので。

【上田総務部長】 まず、「Nナビ」の前に、先ほどの県立大学佐世保校の建替えの件ですけれ

ども、大きなスケジュールは担当課長が申し上げたとおりでございます。今年度、基本設計までもっていきたいと思っております。ただ、これは大きな投資規模になってまいりますので、機能の確保、それと効率性を加味しながら、現在、事業規模、面積、事業費の精査を行っているところでございます。これが整いましたら、また委員の皆様方にも別途ご報告をさせていただければと思っております。

それと「Nナビ」ですけれども、これは現在、県内企業情報が1,300社程度入っているサイトでございます。そのうち、求人が行われている企業が100社ぐらい入られていると思います。

これはいわゆる大学生の方がこのNナビに登録をしますと、希望の職種、あるいは希望の地区、そういった観点で企業の検索ができる。そして、その中で求人があるところがあればマッチング、登録までできていく、そういう機能をねらったものでございます。

今回の総合教育会議では、「Nナビ」を使うに当たって、先ほど現場のお話ということもございました。各大学なり、学校の就職指導なり、学生の方たちが使い勝手としてどういう形がもっと使いやすいのかとか、非常に入り込みにくいという意見もございましたので、そういった具体論を出しながら、教育現場として一番扱いやすい方法はどういうふうに改修すればいいかというのを議論させていただいたところでございます。

【宅島委員長】 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質問がないようですので、議案外所管事務一般の質問を終わらせていただきます。

しばらく休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして総務部関係の審査を終了いたします。

次に、教育委員会関係の審査を行いますが、準備のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

午前11時 0分 休憩

午後 1時30分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議案がないことから、教育長から所管事項についての説明を受けた後、提出資料について説明を受け、その後、陳情審査を行い、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についての質問、最後に議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、教育長より、所管事項説明をお願いいたします。

【池松教育長】 はじめに、教育委員会関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」の「教育委員会」の1ページをお開きください。

損害賠償の額の決定について。

本案件は、県教育委員会が、元公立中学校教諭に対して平成28年7月15日付で退職手当支給制限処分を行いましたが、当該退職手当の支給については、職員の退職手当に関する条例に規定する期限内に支払わなかった事案であったことから、その遅延損害金を支払うため、7月19

日付で専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長からご説明申し上げます。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

教科書発行者による補助教材の無償提供事案についてです。

先の6月定例県議会文教厚生委員会で報告いたしました教科書発行者による補助教材の無償提供事案については、その後、文部科学省が高等学校用の教科書を発行している全ての教科書発行者に類似の事案がなかったのか調査を行っております。その結果を受けまして、文部科学省は各都道府県に事実確認の調査依頼を行いました。

本県におきましては、先に報告いたしました事案以外で、別の高校1校が教科書採択後に採択した発行者から補助教材の無償提供を受けていたという事実が確認されました。この学校は、教科書採択の翌年に、業者から「古い在庫があるので整理のために活用して欲しい」と補助教材が送られてきたため、学校は生徒に配布し、授業で使用しております。補助教材の受領は教科書採択後であったため、採択への影響は認められないものの、補助教材を受領し使用したことは、学校の認識の甘さがあったと考えております。なお、当該校の管理職員及び関係職員に対しては、今後、このようなことがないよう厳重に指導したところです。

教科書採択の公平性・透明性の確保については、日頃から説明会や文書等で指導しておりますが、採択事務のみならず、業者から補助教材等の物品を受領することも問題があることを、改めて全ての県立学校長に指導いたしました。

今後も引き続き厳正な教科書採択に努めてま

いります。

2ページをご覧ください。

新県立図書館の整備についてであります。

大村市に整備する県立・大村市立一体型図書館（仮称）につきましては、昨年7月から行っておりました設計業務が先般完了し、現在、土木部建築課において、来年度からの建設工事着手に向けて、発注手続きの諸準備を進めているところです。

今後とも、県・市一体となって、平成30年度の完成を目指して取り組んでまいります。

なお、設計の詳細につきましては、この後、担当室長がご説明申し上げます。

次に、「文教厚生委員会関係議案説明資料(追加1)」の「教育委員会」1ページをお開きください。

教科書発行者による物品提供事案についてであります。

去る8月23日、文部科学省より、県内市町教育委員会教育長1名が、教科書発行者からお歳暮を受け取っていたとの情報提供を受け、このことに関する調査を行いました。

物品授受の事実はあったものの、関係する採択協議会、教育委員会議事録及び本人に対する聞き取り調査からは、特定の教科書の採択を促す疑義は一切認められませんでした。

今後とも、教科書採択について一切の疑念を生じさせることがないよう、厳正な処理の指導・啓発に努めてまいります。

次に、「文教厚生委員会関係議案説明資料(追加2)」の「教育委員会」1ページをお開きください。

長崎県立高等学校教育改革第8次実施計画についてであります。

平成21年3月に策定した「第二期長崎県立高

等学校改革基本方針」に基づき、平成29年度から31年度に実施する施策をまとめた「長崎県立高等学校教育改革第8次実施計画」を策定いたしました。

主な内容として、1点目は、小規模化が進むしまの高校において実施しているアイランドチャレンジ事業の先行モデルとして、五島南高校と奈留高校に離島留学制度を平成30年度から拡充しようとするものです。五島南高校においては、全日制普通科単位制高校に改編して、不登校生徒を受け入れ、しまの豊かな自然と温かい地域住民の方々とのふれあいを通じて、生きる力の更なる伸長を目指した「夢トライコース（仮称）」（定員20名程度）を設置します。

また、奈留高校では、小中学校段階から「しま留学」してきた児童生徒を小中高一貫教育の強みを生かして教育することや、これまでの英語に重点を置いた教育を軸に、主として大学への進学を目指している生徒を定員の枠内で受け入れていきたいと考えております。

2点目は、時代が求める人材の育成に向けた学科改編として、口加高校において、グローバルな視点から地域の課題について考察できる人材の育成を目指して「グローバルコース」を平成29年度に設置するとともに、老年人口の割合が高く、介護、福祉人材の育成が求められていることから、口加高校に福祉科（仮称）を平成31年度に設置しようとするものであります。

3点目は、発達障害などの多様な教育的支援を要する生徒や、学習ニーズを有する生徒に対し、柔軟な対応ができるよう、午後からの学習にも対応できる「エンカレッジコース（仮称）」を平成30年度から佐世保中央高等学校定時制夜間部へ設置いたします。「エンカレッジ」とは、「励ます」や「勇気付ける」という意味で、

多様な学習環境等を要する生徒に対して、個に応じたきめ細かな教育を実践してまいります。

そのほか、総合教育会議について、ICTを活用した教育の推進について、外国語教育の充実について、高校生の活躍について、長崎県社会教育委員会からの答申について、「しま」における体験活動について、文化財の指定について、子どもたちの文化活動について、スポーツにおける活躍についての内容と所管事項の詳細については、「文教厚生委員会関係議案説明資料」に記載させていただいております。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【田淵総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料についてご説明いたします。

対象期間は本年5月から8月までであります。

まず、1ページから4ページであります。これは県が箇所づけを行って実施いたします市町等に対し内示を行った補助金についての実績でありまして、直接補助金が県立高等学校の寄宿舎に対する助成など、計41件となっております。

次に、5ページでございます。これは1,000万円以上の契約案件についての実績でありまして、計4件となっております。そのうち、競争入札に付したものの結果については、6ページから8ページに記載のとおりであります。

次に、9ページから30ページであります。こ

れは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものでありまして、内容は佐世保市の県に対する要望など計16件でございます。

次に、31ページから35ページであります。これは附属機関等会議結果を記載しておりまして、長崎県教科用図書選定審議会など、計4件の会議結果を掲載しております。

以上で説明を終わります。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、教職員課長より補足説明をお願いいたします。

【栗原教職員課長】教育長からご説明いたしました損害賠償の額の決定について補足して説明をいたします。お配りしております横長資料1ページをご覧ください。

平成28年4月28日、長崎県教育委員会が、平成24年2月20日付で公立中学校教諭に対して行いました「退職手当支給制限処分(全額不支給)」の取り消しを命ずる判決が確定いたしました。

これを受けて、県教育委員会は、判決結果を踏まえ、他県や民間の類似事案、事例等の調査・検討を行った上で、元教諭に対して、平成28年7月15日付で退職手当支給制限処分(一部支給)を行いました。

処分の内容としましては、元教諭の退職手当の7割を制限し、3割を支給することといたしました。

退職手当の支払いについては、職員の退職手当に関する条例第2条の3において、職員が退職した日から起算して1カ月以内に支払わなければならないと定められております。

そのため、元教諭が懲戒免職処分を受け退職した平成24年2月20日の1月後となる平成24年3月20日から、今回の退職手当支給制限処分一

部支給の通知書を元教諭が受理した平成28年7月17日までの期間について、年5%の遅延損害金を支払う必要が生じたことから、7月19日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で補足説明を終わります。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、新県立図書館整備室長より、補足説明をお願いいたします。

【山本新県立図書館整備室長】 一体型図書館の実施設計について補足説明をさせていただきます。

お手元には、本日公表いたします「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）建設工事实施設計の概要と、本委員会での説明に用います補足説明資料をお配りしております。なお、具体的な設計内容につきましては、本年3月に建物の外観や構造、構成についてご説明した中間報告の内容と同様でございます。今回は、その後、整理ができた各フロアの仕様や諸室の詳細等のうち、主なものについてご説明をいたします。

補足説明資料の1ページをお開きください。右肩のところに補足説明資料と書いてあるA3判の横長の資料でございます。ページ番号はページの下中央に付しております。

こちらのパース図は、JR大村駅側上空から見た敷地全体のイメージでございます。下の方が北になります。赤い矢印が建物入口で、北側と南側の2カ所でございます。

2ページをご覧ください。来館者用の駐車場は、北側と南側合わせて206台の駐車が可能です。駐輪場は、自転車など100台の駐輪が可能となっております。

3ページをご覧ください。北側駐車場から見

た建物のイメージでございます。玄関手前には、4台分の屋根をかけた身障者用駐車場がございます。雨の日も濡れずに移動できるよう、玄関まで屋根をかけております。

4ページをご覧ください。南西側から見た建物イメージでございます。南側玄関近くにカフェを配置し、カフェ専用の入り口も設けております。

5ページをご覧ください。左手にございますこどもしつは、約4万冊の本を配架し、約100席の閲覧席のほか、座って本が読めるくつぬぎスペースや、読み聞かせなどを行うおはなしのへや、おむつ替えができる授乳室を設けております。

中央部には、200人収容できる多目的ホールや多機能トイレを配置しております。特に、多機能トイレにつきましては、1階から3階までの各階中央部に配置し、車いすの方を介助できるだけの広いスペースに大人用のベンチシートやオストメイト、ベビーチェアなどの設備を設けております。

6ページをご覧ください。2階は、合計150席ほどの学習スペースや、76人規模の研修室、ボランティア室などを配置しております。また、水色の部分の書庫は閉架書庫でございます。この階のほか、4階、5階に配置し、合計177万冊の収蔵が可能です。

7ページをご覧ください。3階は一般資料・開架資料閲覧スペースでございます。約21万冊を開架し、閲覧席を240席、対面朗読室を2部屋設けております。

2ページ飛ばしまして10ページをご覧ください。メインエントランスの北側玄関から建物内部を見たパース図です。ガラス壁を内部、外部に多用することで、見通しのきく大規模空間と

なっております。

エントランスから続く100メートルの通路の途中には、随所にベンチやいすを設け、休憩・談話ができるようにしております。

また、1階にこどもしつ、2階に学習スペース、3階、4階に一般資料開架・資料閲覧スペースを段上に連続的に配置することで図書館機能に一体感を持たせております。

なお、上の方、大屋根の天井には、吸音効果も持たせた木製ルーバーを使用しております。

11ページをご覧ください。1階こどもしつの様子です。約700平米の面積に約4万冊を開架し、書架の枠や床には木材を使用しております。

12ページをご覧ください。こちらは3階の一般資料開架・資料閲覧スペースの状況でございます。左手に入口があり、入ってすぐのところに貸し出しやレファレンスのカウンターを設けております。点字ブロックもエントランスからカウンター前まで引き込んでおります。こちらのスペースは、新聞や雑誌の閲覧のほか、パソコンによる蔵書検索などができるコーナーでございます。

13ページをご覧ください。同じく3階の状況でございます。この階と上の4階を合わせた一般資料開架・資料閲覧スペースは約2,600平米の広さで、約21万冊を開架し、360席の閲覧席となります。これは、今の県立図書館と比較をいたしますと、面積で約6倍、本の冊数で約2.3倍、座席数で約3.5倍の規模となります。

そのほか、資料の中には示しておりませんが、省エネルギー対策につきましては、断熱効果の高い部材の使用や高効率の機器や制御システムなどの採用により、建物全体にわたって対処しております。特に、大規模空間がある本施設にあっては、照明は全館LED照明にするととも

に、空間全体をくまなく照らす方法ではなく、本を配架している書架面や閲覧席の手元など、要所要所を特に明るくする方式を採用しております。

加えて、空調につきましても、大規模空間は空間全体を丸ごと空調する方式ではなく、床から吹き出して居住域だけを空調する方式を採用するなど、エネルギー効率の高い施設としております。

最後に、スケジュールでございます。今後、県の土木部において入札・発注の手続きを進め、建設工事は平成29年度当初から平成30年度までの約22カ月で行い、平成30年度末頃の開館を目指しているところでございます。

以上が一体型図書館の実施設設計概要でございます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。陳情審査対象の番号は、17番、18番、20番、21番、22番、24番、32番でございます。

陳情書につきまして、何かご質問はございませんか。

【堀江委員】 陳情書の中の一つは、32番、長崎市からの要望の中の6ページ、栄養教諭及び学校栄養職員の配置・拡充について、同じくこの要望は、20番の島原市から出ている21ページ、栄養教諭・学校栄養職員の配置についてということでの要望が出されています。恐らく長崎市、島原市にとどまらず、これは県内の自治体の栄養教諭・学校栄養職員の配置の要望は同じだということふうに思っておりますので、この点に関わ

って質問したいと思います。

この20番の21ページ、島原市の栄養教諭・学校栄養職員の配置についての中で、平成27年度から、親子方式の調理場に栄養教諭または学校栄養職員が配置できない状況があるというふうになっていますが、これは平成26年度までは配置していたということなのか。まず、配置基準を簡潔にお示しいただきたいと思います。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 1時53分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【川里義務教育課人事管理監】 学校栄養職員等の配置基準についてご説明いたします。

学校給食の単独実施校で児童生徒数が549人以下の学校の総数の4分の1。それから、学校給食の単独実施校で児童生徒数が550人以上の場合、その学校に1人。それから、共同調理場の場合になりますが、児童生徒数1,500人以下の共同調理場につき1人。児童生徒数1,501人から6,000人までの共同調理場については2人。6,000人以上の共同調理場については3人という配置基準となっております。

【堀江委員】 先ほど示された政策等決定過程の透明性等の決議の中の陳情・要望に対する対応状況、この23ページに、栄養教諭・学校栄養職員の配置について、島原市の要望に応えた内容が示されています。そのことだというふうに理解をいたしました。つまり、児童生徒数が550人以上の学校は1校に1名が配置されるけれども、549人以下の学校は4校に1名の配置という理解でいいんですね。

そうすると、私が質問した平成27年度から親子方式の調理場ということで、これは島原市の

場合、平成26年までは配置されていたという理解でいいですか。

【川里義務教育課人事管理監】 恐らく基準に基づいて配置しておりますのでそのようなことであつたというふうに考えております。

【堀江委員】 そこで、これは切実な要望だと思っております。これは県レベルではなくて、市レベルですけれども、こういうところがありますね。当市では、単独で給食を実施している学校のうち、児童生徒数が549人以下の学校が約9割であるため、市内88校に対し、県費の栄養教員等の配置は30名になると。その中で、食物アレルギーを持つ児童生徒が平成22年の時には2.9%だったのに対し、平成27年度には5.7%と5年間で倍増しているという実態を受けて、市費で栄養士の配置を2校に1校行っているという学校もあるんですね。そうなった時に、もうストレートに県単独予算の配置は困難ですというふうに回答を島原市に対してされていますけれども、長崎県としての独自の配置の検討というのはされた上での要望書に対する結論なんでしょうか、見解をお示しください。

【川里義務教育課人事管理監】 先ほど申し上げましたとおり、配置につきましては国の基準をもとにしているわけですが、その中で加配数というのもございます。その加配を活用しながら、市町教育委員会と相談をし、最善の策を図っているところでございます。今後、全国都道府県教育長協議会等を通じて、国にさらなる加配の要望をしてまいりたいと考えております。

【堀江委員】 最後に確認しますが、学校給食室の配置によって決まっているんだけれども、現実としては、もう食物アレルギーやいろんなことを含めて、さまざまな事情で教員の配置が必要になってくるので、そこは同じように認識し

ていると理解をしていいですか。

【川里義務教育課人事管理監】アレルギー等の増に対応するという事は非常に大切なことであると思います。体育保健課の方でアレルギー対策のためのコンピューターのシステムをつくっていると聞いておりますので、そのようなことも含めて対応していきたいと考えております。

【堀江委員】国に要望すると同時に、これは長崎市からも要望が強く出されておりますので、県独自の予算配分ということも含めて、加配ということになるんでしょうけれども、ぜひご検討いただきたいということをこの機会に私からも強く要望しておきたいと思っております。

【宅島委員長】ほかにご質問はございませんか。

【松島委員】南島原市から陳情が2点ほど上がってきている件です。

まず、1点目が、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」から除外となった構成資産への支援について陳情が上がってきております。ただ、この内容は、こちら以外の管轄が大きい部分を占めていますので、ここで私がお伝えしたいのは、しっかり保存という役割を、皆さんは皆さんの役割をこれまでもしていただいておりますが、これからも南島原市と連携して保存の役割をしっかりと担っていただきたいと思っております。

2点目、学校統合に伴う廃校施設の解体並びに学校施設環境改善交付金について陳情が上がっていきまして、これは、要は解体の補助を何とかならないかという点と、学校施設環境改善交付金の財源確保をしっかりとくれという南島原市からの陳情であります。学校統廃合に伴う廃校施設への解体補助というのは、これまで同じような内容で他の市町から要望は出ているか、それを皮切りにしたいと思っております。

【野口教育環境整備課長】廃校に伴う解体につ

いて県からの補助をという要望というのは、これまで出てきていることは把握しておりません。

【松島委員】そこで、この「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料に県としての対応が書いてありまして、そこには結局、設置者の責任において適切に管理、処分をしていただきたいと、そういうふうに記載されています。

また、その中に、平成27年度から学校施設環境改善交付金の補助メニューの一つに学校統合に伴う既存施設の改修が創設されたこと。このことが意味するところは、今後活用するであろう廃校の解体費用にはお金が出るけれども、今後、もう解体するだけのものには補助金は出ないということですか。

【野口教育環境整備課長】委員おっしゃるとおりでありまして、平成27年度にこの制度ができておりますが、平成27年度以降、統合に伴って既存施設を改修する場合に、その改修する面積と同等の面積については解体費用についても補助の対象としますということでありまして。

したがって、統廃合に伴って、そういった改修がない場合については、解体についても対象とはならないということでございます。

【松島委員】県内の市や町で、これから、現在もですが、こういう解体費用がかさんでくるといことは認識されていますか。

【野口教育環境整備課長】県内で統廃合に伴っての校舎の利用について、さまざまな活用もされておりますが、現在把握しているところでは、既に解体したものが二十幾つございます。未利用のところも、まだ活用の当てがないものも33校ほどあるように認識しております。したがって、こういったものが全て解体になってい

くとなりますと、それぞれの設置者においてはその費用というものはかかってくるという認識はございます。

【松島委員】そこで、少しいじわるな言い方をしますけれども、県が言う言葉を使ったら、設置者の責任というだけで、この解体がスムーズに進むと思われませんか。

【野口教育環境整備課長】必要があつての統廃合と思いますが、その統廃合されるに当たっては、そういった解体費用などのことも含めての検討となるかとも思っておりますので、その辺のところについては設置者においてお願いしたいという認識でございます。

【松島委員】今、教育環境整備課長が言われた、そこまで見越しているかと言ったら、なかなか苦しい現実がありますので、もう少し視野を広げて、単独の、これは南島原市に限らないと思っておりますのでここで発言しているんですけれども、県全体でこれを考えていくべき、「設置者の責任」と言って終わりではなくて、考えていくべきことだと思えます。どうぞその点もしっかりと対応していただきたいと思えます。

後段の方には、学校施設環境改善交付金の財源確保ということも上げて、この中身は財源をちゃんと確保してくれということなので補助単価の引き上げですね。これも、これまでよく見てきたなという感じがします。国に対する施策要望で、長崎県はこういうことをずっとやってきていると私は認識しております。依然ここが不十分だから、何年も国に対して要望しているんだと思えます。理想は、このことを次の要望に載せないことが理想。今、要望と言っているのは国に対する県からの要望ですね。ですので、国への働きかけをしっかりと強めてほしいと思えます。結果を出すというか、成果を出すとい

うか、なかなか苦しいことは重々わかった上でこのことを言っていますので、働きかけを強めていただきたいと思います。

【野口教育環境整備課長】先ほど補助単価のことも委員のご意見の中にございましたけれども、全国各地からのいろんな要望もあつてのことと思いますが、この補助単価、建築単価の増額につきましては、平成26年度から平成28年度まで、それぞれ、少ない時で2,300円でございますが、多い時には1万3,200円ほどの補助単価のアップというものもこれまでなされてきております。そういったこともございますので、今後もいろんな機会を通じて国には要望はしてまいりたいと考えております。

【松島委員】引き続きよろしく申し上げます。以上です。

【宅島委員長】ほかに陳情に関しまして何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきましてご質問はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 2時 8分 休憩

午後 2時22分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

ほかに「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がないようですので、

次に、議案外所管事務一般について、質問はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時35分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

引き続き、議案外所管事務一般について、質問はございませんか。

【堀江委員】 長崎県立高等学校教育改革第8次実施計画について質問したいと思います。

計画の概略については教育長から説明がありました。離島留学制度を拡充する2つの高校について質問します。

実施計画が発表された後、私は五島市を訪ねまして、実施計画についての住民の皆さんの声を聞かせていただきました。そこで寄せられた声をもとに質問したいと思います。

五島市の奈留島にあります県立奈留高校ですが、奈留高校として独立して51年目を数えます。全校生徒が33名、来春15名が卒業します。新年度何名の生徒が入学するかによりますが、30名以下の生徒数は高校としての内容を維持できない、島外の生徒を受け入れないと奈留高校が存続できない、高校の存続は島の浮き沈みを左右すると、強い危機感が住民の皆さんにはありました。

これまでの島内での意見交換会は数回行われて、島外の子どもたちを受け入れることは大方了承されたと言っているんですけども、県教育委員会としても、まずそのような認識を持っているのか。つまり、島外の子どもたちを受け入れないと島の高校としては生き残れないということを住民は思っているというふうに県教育委員会も認識しているのか、こ

の点から伺いたいと思います。

【草野県立学校改革推進室長】 島外の生徒を受け入れないと今の高校が維持できないのかというお尋ねですけれども、今の第二期の基本方針におきましては、本県の地理的な状況を踏まえ、小規模であっても、できるだけ維持する方向で進めてまいりたいと考えておりまして、特に、一島一高校の奈留、宇久・小値賀におきましては、1学年1学級の規模でもできるだけ維持していくという方向で考えております。そういった点におきましては、生徒数が少なくなったので高校の水準が維持できないというのではなく、県教育委員会といたしましても、小中高一貫教育というような取り組みを入れまして、教育水準の維持向上を図ろうということで考えております。

【堀江委員】 その上に立って、島外の子どもたちを受け入れるという認識には立っているというふうに理解していいんですね。

【草野県立学校改革推進室長】 実際、今、小学校1年生からの子どもさん方の数を見ますと、一桁になってくる学年もございます。そういった意味からも、島内の住民の皆さん方からは、少しでも生徒に入っていて、地元の学校が活性化するように、島外からの生徒も受け入れたいというお話でございました。

そういったことも踏まえまして、五島市の方では、奈留の方にも「しま留学」で小中学生も受け入れていきたいというお話もあり、高校の方でもそういった形で離島留学生を受け入れたいと考えております。

【堀江委員】 島外の子どもたちを受け入れる、奈留高校だけでなく、奈留小中の校長先生とお話をさせていただきましたが、小中の校長先生は島外の子どもたちを受け入れるということに

ついて、そういう方針を出されたということについては非常にありがたいというお話がありました。

そこで問題は、受け入れ態勢だと思っんですね。離島留学制度を拡充するということですが、私が聞き取りしたわずかな範囲でも、非常に温度差があるように感じました。

どんなふうな温度差かというと、結局民泊でもないんでしょう。いわゆる旅館でもないわけで、子どもたちを3年間、里親的に預かるというところは、実際これから探すというふうにお聞きしました。そうなった時に、里親的に預かるという部分の受け入れ態勢をどのように考えているのか。長崎弁で言うと、「本当におるとやろうか」という不安な声もたくさん聞かれたんですね。そういう意味で、民泊でもなく、旅館でもなく、里親的に受け入れると、そこら辺の受け入れ態勢をどのように考えているのか、お聞かせください。

【草野県立学校改革推進室長】島外や県外の生徒を受け入れるためには、やはり地元自治体や地域の皆様の協力が不可欠だとは考えております。

生徒を受け入れる方法といたしましては、寮や寄宿舎による受け入れのほか、保護者が帯同して転居してこられる場合もありますので、空き家の確保、そのほかに対馬高校、壱岐高校の離島留学で実施しております下宿などの里親による受け入れ、この3つの方法が考えられます。

寮や寄宿舎による受け入れについては、一定数の確保ができなければ、やはり光熱水費や食糧費等で寮の維持管理のために個人負担も大きくなりますので、当面は里親による受け入れで進めてまいりたいと考えております。

現在、奈留の小中に関しましては、しま留学

は来年29年度から、高校の離島留学については平成30年度からを予定しておりまして、あと2年ほどそういった確保の期間がございますので、これから周知を始め、今のところ、まだ計画を発表した段階ですので、まずは奈留高校の保護者に対しましては学校だより等で計画の概要を掲載するほか、公民館だよりや五島市の広報誌への折り込み、そのほか町内各世帯への周知をそういった広報誌でやるとともに、校長先生が各団体、例えば奈留支所とか、まちづくり協議会、商工会や漁協といった地元の関係団体にも直接説明をされるほか、我々も説明会をしに行きたいと考えております。そういった形で併せて里親の募集についても説明会をして進めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】選択肢の一つとして寮もあるけれども、例えば奈留高校については里親を第一に考えたいという答弁だと理解いたしました。

私が聞いた範囲では、寮にならないのかという声が多く聞かれたんですね。例えば奈留は置いておいても、五島南高校は岐宿にあるんですけども、岐宿にも行きました。岐宿で出たのが、ちょっと遠いんだけど、三井楽のユースホテルを活用できないか、それから五島海陽高校の寮を活用できないかという声もありました。

今回、先ほど説明した補助金内示一覧表で、いろいろな寄宿舎に、五島、諫早、国見ということで寄宿舎にこれだけ補助金を出しましたよという報告がありましたけれども、そうした寮での検討ということでは、奈留高校を事例に挙げたら、今のところ一定の人数が揃わないと難しいということなので、当面はないのかどうか、もう少し詳しく教えてください。

【草野県立学校改革推進室長】今のところ、五

島南も奈留の方も寄宿舍の設置はございません。建築費にそういった経費もかかりますけれども、やはりそこを運営する中では一定の数が揃わないと、その寮費で運営を賄うということからすると、数が少ないと光熱水費や、先ほど言いましたように食糧費等が多額になる可能性がありますので、一定数を確保するまでは、里親の形で進めさせていただければと思っております。

【堀江委員】少なくとも、教育委員会のその見解というのは地元が届いてないですね。それはこれから届けるんだと思いますけれども、発表した段階なので、これから十分な説明をして、まずは里親でやりたいということになっていくと思うし、また、実際に里親的な役割をしてくださるところをこれから探して、実際にあの人を、Aさん、Bさん、Cさんと挙げていかないといけないと思うので、これからだと思っておりますが、現状としては、発表された段階では寮がいいんじゃないのというのが地元の声としてはあったということをお伝えしておきたいと思っております。

そこで、遠距離通学補助、正式な名前はもっと違うと思うんですが、自分の地域に高校がなく遠くまで通うという時に、この遠距離通学補助があると理解をしているんですが、例えば五島南高校の場合、福江島の中で自分の近くには高校があるんだけど、五島南高校に通うようになった時に通学補助が適用できるようにならないと、なかなか岐宿まで遠いんじゃないかと、同じ島であっても遠いんじゃないかという意見が出されました。

つまり、島外だけではなく、島内からも行くには、やはり交通費というのが大変な問題になってくるので、奈留島の場合は小さなところだからいいですけれども、福江島の中での高校を

選ぶという時に、特徴ある「夢トライコース」を掲げ、そこに子どもたちが通いたいと言った時に、この遠距離通学制度という補助制度の中身そのもの、今は自分の地域に高校がないと使えない制度なんだけれども、例えば島内でも遠くから通えるという制度に切り替えるというか、そういう制度の変更がないと、新たに五島南高校にまたコースをつくってとなった時も、なかなか生徒が来ないのではないかという不安があるという声もあつたんですが、その点についての見解を求めます。

【野口教育環境整備課長】遠距離通学の補助の制度と申しますのは、一定の距離、一定の額以上の負担に対して補助をするという制度でございます。そういった中での現在の制度でございますので、離島につきましては片道8キロ以上で、その8キロ相当分のバスの定期券額を除いた金額の4分の1の額が1,500円以上のものに対して補助をしております。それに該当する場合については補助の対象になるかと思っておりますが、離島においてはバス会社への運営費の補助等が出ておりまして、実際のところ保護者がそこまでの負担自体をされておられませんので、今のところ補助の対象になっていないというところでございます。

【堀江委員】今、ちょっと具体例を示すことはできないんですけれども、住民の皆さんの声としてそういう不安な声があると。要は、遠くの子どもたちを受け入れたいという気持ちはあるんだけれども、実際にそういう問題が起きた時にどうなるのかということでもあるんだと理解いたします。

そういう意味では、島の高校を存続させるためにどうするかということで、やはり住民の皆さんも強い危機感があります。だから、島外の

子どもたちを受け入れるということについても、その方向でやろうじゃないかという気持ちは私も理解をいたしました。

ですが、そうなった時に、実際さまざま、吉岐や対馬の経験ももちろん活かした上で、どうやって今回提案された計画が具体的に住民の皆さんと一緒に推進できるかということでは、きめ細やかな対応が求められていると私は思うので、そういう立場に立って対応を求めているとお願いしたいと思うんですが、これは教育次長の答弁を求めたいと思います。

【渡川教育次長】堀江委員ご指摘のとおり、この離島留学制度を推進するに当たっては、やはり寄宿舎の確保というのは一番今から私たちが進めていかなければならないものの一つとなっております。

今まで地元の方々との計画を進める中で、協議会の中で、地元の方々もこれについてはぜひ進めたいということでお互い共通理解を図ってまいりました。

先日公表したばかりでございますので、まだ住民の皆様には十分に浸透してない点もあるかと思っておりますので、今後、また地元としっかり話を進めて、寄宿舎の確保に努めてまいりたいと考えております。

【堀江委員】最後にしますが、岐宿に行った時も、「どなたが来たんですか」と言ったら、室長の名刺を出されて、「この人が来て説明をしていただきました」というふうに住民の方、誰からどういう説明を受けたかというのはもちろん十分理解いたしておりましたけれども、では多くの人がある説明を十分に聞いたかということ、まだまだこれから認識をしていくんだなというふうに思いました。そういう意味では、不安が大きいというのが私の率直な感想でしたので、

ぜひ十分住民の声を聞いていただいて、私も高校の存続を強く望んでおりますので、対処していただきたいということを強く要望して質問を終わりたいと思います。

【松島委員】私は、耐震化関連で質問したいと思います。

私は子どもの頃、体育館の天井につり下がっている照明がいつか落ちそうで、子ども心に怖かったのを今でもはっきり覚えています。

なぜこういうことを話すかといったら、耐震化について、公立の高校が100%終わりました。公立の小中学校が90%進みました。私立は70.6%で、これからさらに耐震化を進めましょうということで国に施策要望をした。その一連の流れは賛同するべきものであり、100%に向けてしっかりとまず頑張っていかなきゃいけないと思っています。

この耐震化を調べていくうちに、私の知識がなくて大変恐縮なんですけれども、そもそも私が冒頭に上げた照明だったり、つり天井だったり、窓だったり、外壁だったりというのは、この耐震化に入っていない。入っていないというのは、もともと箱ものの耐震化であって、部分、部分という言葉はちょっとおかしいですけれども、設備に関する耐震化はなかなかまだ進んでいないという現状を知りまして、今日取り上げたいと思います。

調べるうちに、いわゆるこれまで耐震化という言葉で議論されてきたのは構造体であると。体育館や校舎、それを構造体と表現されているようです。一方で、設備関連のものを非構造部材と皆さんが表現されているようなので、以後、この「非構造部材」という言葉で話したいと思います。

改めて、この非構造部材というものを県議会

の議事録に入れて調べたら、さすが堀江委員に引っかけまして、堀江委員が3年前に非構造部材について発言されていました。この時、一応非構造部材の定義を、当時の金子課長が「天井材、照明器具、窓ガラス、外壁、内壁、設備、家具については全て非構造部材ということになっている」という発言をされています。これらが耐震化されていないというのは、いよいよ恐ろしいなという思いでいます。今、長崎県の非構造部材の耐震化の対策の実施率というのがわかれば教えていただきたい、そして、全国的に見たらどんな位置にあるのか、お聞きします。

【野口教育環境整備課長】お尋ねの非構造部材についての整備の状況ということですが、小中学校における整備といたしましては、学校数で申し上げますと、全体512校ある中で、耐震の対策を実施しておりますのが173校であります。33.8%という状況でございます。

【松島委員】答弁漏れがありますね。続けてください。

【野口教育環境整備課長】全国につきましては、この耐震対策の実施率は71.1%という状況でございます。これは平成27年度末ということでありまして。

【松島委員】今おっしゃったのは、全国平均が71.1%で、長崎県はその半分にも満たない33.8%であるということですか。

【野口教育環境整備課長】文部科学省が取りまとめた調査の結果ということではありますが、そのとおりでございます。

【松島委員】改めて驚き。そして、これは、恐らく非構造部材の対策の実施率は全国最下位ぐらいじゃないですか。進んでいないんじゃないですか。

【野口教育環境整備課長】全国の順位で申し上げ

げますと、44番目ということでありまして。

【松島委員】この数値をここでお聞きして驚き、そして、やはり対策が必要だなという思いを改めて強くしました。

先ほど取り上げた堀江委員の議事録の中でも、当時、3年前の課長答弁ですが、文部科学省が2つの方策を出していると。1つ目が点検をします、2つ目が非構造部材の耐震化を平成27年度までに完了するようという要請がきていると。実際、平成27年度までに文部科学省としては完了したかったが、うまくいかず、現状であるんですか。

【野口教育環境整備課長】委員おっしゃるとおり、文部科学省から平成27年度までの完了を目指すというような通知というのは出ておりました、県教委としても市町教育委員会に対して、その旨のことは通知をしております。

先ほど、点検と実施のことも出てまいりましたが、点検について申し上げますと、512校中406校は点検をしております、これが79.3%でございます。全国の点検の実施率で言いますと94.4%という状況であります。

これまで構造体の耐震化について、まずはやってきたというところで、今年度末には98%ぐらいになる見込みであります、次には非構造部材の耐震化というものに取り組んでいこうという考えを持っております。

そういうことでありまして、この8月に全ての市町に対しまして、改めてまた点検をしていただき、その上で今後の整備の計画まで立てていただいて、今月中にその報告をいただくこととしております。

そこを取りまとめたところで、また県といたしましても、市町と十分連携をとりまして、目標年度を決めるなり、数値目標を決めるなりと

いうところを市町とも話をし、できるだけ早い間に完了していきたいという考えを持っております。

【松島委員】数値目標まで言っていただけでは思わず、喜びますが、そもそもこの非構造部材の耐震化の話が出てきたのは、多分文部科学省としたら、東日本大震災を受けて、どうも構造体だけの耐震化では命が危ないということで文部科学省が非構造部材の耐震化を打ち出したのだらうと思います。

同様に、今、熊本で地震が起きて、私が昼休みに調べただけでも、熊本県内でも同じような課題が浮き彫りになっているみたいでして、これからは非構造部材の耐震化を進めていかなければ、子どもの命、もちろん先生の命もかかっていますので、熊本の地震を受けて、いつまた長崎県もこうなるかわかりませんので、一刻も早く100%を目指していただきたいと。

今発言があったように、8月中に点検をして、9月中に、9月中といたら、あと4~5日しかないですが、報告を全市町から上げてもらって、整備計画をつくってもらって、そして長崎県の対策実施率を100%にするための先導を県がしっかりとっていただきたいと思っています。

できれば、これを100%にすると、皆さんに公式に言っていただきたいのと、100%にするために頑張るんだと言っていただきたいと思いますが、いかがですか。

【野口教育環境整備課長】実施については、各市町においてやっていただくこととなりますが、当然ながら目指すものは完了ということだろうと考えております。

【山本(啓)委員】2つほど質問をしたいと思っております。

一つは、先ほど、偶然にも堀江委員とやりと

りがなされていましたが離島の教育環境について、私の方からも質問させていただきたい思います。

一般質問やそのほかでも、産業労働の観点においてもあっているんだと思いますけれども、キャリア教育というのか、職業につながる取組というのか、離島においては教育の現場、教育の環境を維持する、そして、そのためには生徒の数というお話が 있었습니다。

別の切り口で、離島振興という取組において、地域振興の観点で言えば、やはり働く場所がなければ人はそこに住むことが困難であると。また、その離島にゆかりのある子どもさんやお孫さんたちが帰ってくるにしても、働く場所がなければ暮らしていくというのは非常に困難だと、そういう形があります。

そこで、要するに働く場所を増やしていこうという取組を本県の政策の真ん中で離島政策の一つとしてやっていただいているわけですが、そうすると、働く場所をどんどんつくっていく。一つには一定評価をいただいた島のものを日本全国や、また世界に対してどんどん販路を拡大していくと。そうすると、内には生産量というか、生産力が求められるものですから、そこに雇用が生まれていくという仕組みもあれば、もしくは島外から一定のしっかりとした企業なり事業所が島内に誘致された際に、そこにその企業が人材を求めていくというような2つが私の中では整理されているんですけれども、小中はまだあれですけれども、高校という機関において、そういった地域振興の観点において、生産力の一つとして、もしくは企業に対する人材として、こういった部分の考えというものをまず前段としてお聞きしたいと思っております。

【草野県立学校改革推進室長】島や半島部においては、高校は地域の教育文化の拠点の役割を

果たしていると考えておりました、地域の活性化にも大きく貢献しているものと考えております。また、地方創生の観点からも、18歳までは地元の高校に通わせるということで地元就職などの人口定着にも効果があると。あと、義務教育段階から人口が流出していくことも防いでいるのではないかと考えておりますので、そういった意味では高校が地元であって、活性化がなされているということは非常に大事なことだと考えております。

【山本(啓)委員】ということで、今、ご認識をご説明いただいたと思っています。

この離島における教育や地域振興における課題というのは、長崎県がもうずっと何十年も抱えている課題なわけですね。そこにおいて、私の角度というのは、現状に対する認識ではなくて、今後の対策を行っていく時に、産業労働というもの、地域振興というものとは別に、その一翼を担う教育という立場において、その人口減少について、先ほど、切り口を2つ私は言いましたけれども、そういった部分において、今取り組んでいることでどういったものがそれにつながるのか、それを説明してください。

【草野県立学校改革推進室長】直接雇用につながるものではないかもしれませんが、やはり高校の魅力、活性化、そういったもので学校が元気になると地域も元気になるというようなことで、今、県としましてはアイランドチャレンジ事業というものを、1学年2学級以下の規模の学校ですけれども、地域に地元協議会というのをつくって、そこで地域の皆さん方とどういった取組ができるのかというのを協議しながら進めているところです。

そういったことで取組をすることによって地元の雇用が生まれるような魅力化が図られればと

いうことを考えております。

【山本(啓)委員】なかなか高校教育という枠組みから離れるというか、突き破るような雰囲気は出てこないんですけれども、地域から求められている部分においては、ひょっとすると中学校の次のステージが高校というだけではなくて、離島においては、恐らく高等教育というもの、もしくはその企業誘致からなる人材というもの、もしくは島内における生産力の向上に伴う生産力としてのもの、そういった部分においても高校教育の枠組みの中で人材として育成の場が求められてくる、もしくはそういった場をこちら側からつくることによって、本県が抱える離島や半島という部分における地域の振興、人材育成、それと教育というのが一体的な取組がなされるのではないかとこの認識で質問しておりますが、お願いします。

【本田高校教育課長】各離島地区、特に壱岐の方でご説明を申し上げますけれども、壱岐高校においてEプロジェクトということで、壱岐の問題点とその解決法を探って発表する、例えば市役所、あるいは地元関係事業者の方へ提言を行うということを行っています。それによって子どもたちの地元への愛着、あるいは地元の課題を知るということで、その地域の活性化につなげていくということを考えております。

【山本(啓)委員】例えば、国が地方創生を打ち出した際に、県庁内においてもそうですが、全ての部局にこの地方創生を考えたならば教育ではどうなるんだと、国の地方創生のどういった部分を担うんだというのが全部当てはまっていたと思うんですね。

私が言っているのは、地域、離島や半島というのは狭いんでしょうけれども、そういった部分においては、教育という機関においても振興

の一端を担うべきだと。その部分に対するとんがり方というか、突き抜け方というか、物事の発想がこれまでの常識にとらわれずにやっていくこと、それが外から教育関係者にアプローチがあるんじゃないかと、離島や半島においては教育機関からもそういった地域振興や人口減少に歯止めをかけるような取組の一翼を担うと、そういった部分にアプローチしていく姿勢が必要ではないかと、結局、全部言ってしまったので、その辺はどうかという答えを聞くしかなくなりましたんですけども、教育長、どうですか。

【池松教育長】離島留学制度に関連してのご質問だったんですけども、まず一義的には、先ほどからご答弁申し上げているように、高校をそこに存続させるというのは、当然教育の場として活性化を図らなければいけない。その時、あまりにも地元の子どもの生徒数が少なくなると、やはり人間関係とか、刺激とかという意味で教育の質の維持というのが難しいので、外からの風を入れるという意味でも離島留学制度というのは有益ではないかと考えております。

そうなった時に、高校として、今申し上げた地域、産業も含めた人材を育成するという役割は十分認識をしております。その一例として、勉強の仕方として、先ほど高校教育課長が直接地域の課題を自分たちで抽出をして、地元の商工会とか、そういう関係の大人の方々と議論をするということによって、改めて自分のふるさとのよさ、それから産業の特性などを理解することによって、自分の住んでいる場所を再認識することによって、やっぱり自分が頑張っていかなければいけない、自分が実際の産業を支えていかなければいけないという意識づけをするというのが高校の役割ではないかと考えており

ます。

直接的に、例えば離島の場合、工業高校とか、実業高校がないので、専門の職種の人材を育成するということはできませんけれども、やはり自分がそこに残っているんな仕事をすることによって、また次の世代に自分が生まれ育ったふるさとを引き継ぐことができるという意識をまず植えつけるといいますが、育むことが高校教育の役割ではないかと思っております。

そうすることによって、今、山本(啓)委員が言われたように、いろんな地域での産業の人材として、担い手として自ら手を挙げて、そこに働くような子どもたちが生まれてくれれば大変うれしいかなと思っています。

【山本(啓)委員】ありがとうございました。ぜひ離島・半島地域の人づくりについて、縦割りのものではない、全庁挙げての取組を期待したいと思います。

それから、少し時間がありますのでもう一点だけお尋ねします。

昨年度、総務委員会で視察した内容ですけれども、味の素ナショナルトレーニングセンターといった部分についても勉強させていただく機会がございました。これは国がオリンピック等々に向けて、しっかりとした育成プログラム等を踏まえて、施設も構え、地域と連携を行いながらしている機関、施設であります。

その中で、その時にちょっと話を聞かせていただくと、地域によって取組に差があるという言い方ではなかったと思うんですけども、特色があるのが福岡県だと。福岡県については、ある種目について選考し、能力のある若い人材を引き上げるという中において、福岡県の場合は若い世代を対象にどんな競技でも、一定その適用能力とか、適性をテストして、そしてその

子がどのような種目をしていても、その子の適性が高い種目に対してどうですかと、オリンピックへの道というような話になっていくんだと思うんですけども、そういう特色ある取組を福岡県がしています。ゆえに、あのトレーニングセンターにおいても福岡県の人材が多いということも聞かせてもらいました。

一通り聞いた時に思ったのは、明確な目的としてオリンピックというのがあるものですから、そういう世界レベルの競技というものがあるものですから、一定そこで理解するんですけども、そういう時期に対して一部の競技に対するものを公的に支援するという切り口もあるのかもしれない。もしくは、その子が柔道をしたいと言っているのに、サッカーの方に適性があるよと言われた時に、その子がどう判断するかというのが道としてどうなのかと、いろいろ考えるべきです。しかしながら、それはもうオリンピックとか、世界レベルの大会に出るといったことがあるから、一定そこで整理されるんだと思うんです。

ちょっと前振りを長々としゃべりましたけれども、本県についてのことをお尋ねしたいんですが、オリンピックがあったからとか、国体があったからとか、そういう時じゃない今、こういうお尋ねをするのは、やはり地方においてどこでもあるんでしょうけれども、親御さんが少し過剰になっていると。夢や希望というものを子どもたちに対して抱かせる雰囲気をつくるというのは大事だと思うし、子どもたちが望む環境を、指導者だけでなく、家族がみんなでというのは大変すばらしい雰囲気ではあると思いますが、どこまでそのそばにいる大人たちが、その指導の能力や目先というものよりも遠くを見て、そういった環境を子どもたちに与えている

のかというところは少し疑問符もあります。

そういった部分も背景にしながら、まず、福岡県の取組について、そして九州、国の取組について、把握している部分をご説明いただきたいと思います。

【森体育保健課長】まず、国の取組ですけれども、これはJOC（ジャパンオリンピックセンター）が味の素のトレーニングセンターの機能を活用しまして、長期にわたり集中的な指導を行い、オリンピックで活躍できるトップアスリートを育成するというところで、中学校1年生から高校3年生まで、中央競技団体が推薦する子どもを集めてやっているというのが国の取組でございます。

続きまして、九州の取組ですが、まず福岡県のお話が出ましたけれども、福岡県は平成16年度から全国に先駆けて1次から3次選考をして、合格した生徒児童に対しまして、能力開発育成プログラムを実施しまして、その子の身体能力、知的能力に応じた適切な種目を選択するとともに、それらの種目を実施できる環境の整備とアスリートとしての自己の能力を開発できる道筋をつくるという形で先行しておりました。これを、福岡県を中心としまして、九州で育成強化された発掘育成コンソーシアムを立ち上げまして、今、九州各県が入っておりますけれども、特定の競技、カヌー、アーチェリーをはじめとしまして各県の優秀な選手を集めて、オリンピックにつながるように強化をしていくということになり、長崎県も参加しております。

それから、長崎県の状況でございますが、平成19年から2年間、国体があります関係で発掘育成という形で行いました。これはなぜかというと、その当時、競技団体が発掘育成を呼びかけても、なかなか小学生、中学生で来てくれな

い。どうやればいいのかということで県が声をかけまして、県央、県北、県南の3カ所に競技団体の優秀な子どもたちが約300人集まりました。そこで、一つの競技に限らず、いろいろな体の動かし方とか、それから保護者も一緒についてきてもらって、保護者には栄養、テーピングとか、今後どういうふうにするかということも話をしました。それが徐々に、2年、3年経つと、その子どもたちがターゲットエイジとなりまして、国体の場で活躍してくれております。

そこまで道筋を立てて、長崎国体が終わった後どうしたかということについては、現在、ながさきスポーツ塾を開催しております。これは各競技団体の方で、例えばカヌーだったらカヌーフェスティバルというのを喜々津でやっております。アーチェリーであれば、佐世保市体育協会が子どもたちを集めてやっております。県が集めてスポーツテストをしてということとは、残念ながら今のところは行っておりません。

【山本(啓)委員】今の国の取組、そして九州の取組に参画する長崎県の取組と。しかしながら、平成26年度から九州の取組はしているけれども、それに先駆けて10年前から福岡は既にやっていたと。福岡については、一定の結果を出しているということが認識として今わかりました。

また、長崎県内においては、アナウンスをしても参加者が声をかけてもなかなか来てくれなかったと。そういった部分で各競技ごとの呼びかけをしながら強力にやってきたということですが、まず、10年も先にやっていた福岡県について調べたとか、勉強したとか、そういった取組があったんだとは思いますが。しかしながら、今回、福岡県よりも長崎県はそれを利用しないとか、使っていないというところに、果た

してどれだけの分析があったのかなというのが一つ疑問があります。

そして、アナウンスしたけれども、なかなか来てくれなかった。果たしてそれがしっかり下まで本当にアナウンスされているのかどうか、その部分もしっかりと確認をしていただきたい。

最後に何を言いたいかといったら、こういうふうに福岡県が先駆けてやっていることのよしあしを分析してほしいということと、特に、多くの競技が存在するのが難しい離島や半島を抱える本県においては、こういう多種多様な競技があって、子どもたちの目線が広がったり、上がったたりすることを展開する機会だと思っておりますよね、福岡が取り組んでいるようないろんな適性を確認する作業というのは。

私は、全ての人がオリンピック選手になるわけじゃないということは理解していますが、そういった適性のテストをすとか、こういうイベント形式に参加をするという機会を設けることというのは、離島・半島の多い本県だからこそやる意義のある取組であると思っておりますので、福岡の取組をもう一度しっかり洗っていただいて、本県になじむ部分があれば取り入れていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

【ごう委員】まず、1点目にお尋ねをさせていただきたいのが、今非常に問題となっている子どもの貧困対策について、公立学校の取組がどのようになされているかということについて、お尋ねをさせていただきます。

貧困や虐待などを見つける一番の場所は、やはり学校ではないかと思っております。家庭、そして地域ともつながりがある学校の中で見つけていくことが、これからは非常に重要になっていくと思っております。

そんな中、今、9月も後半になりましたけれども、長期休暇、夏休みが明けて、9月の新学期の体重測定において、虐待や貧困の問題のある子どもたちの体重減少がある、そこから見つかるケースがあると言われております。

そんな中で、今現在、長崎県の公立学校は、身体検査などから支援の必要な子どもたちを見つけていくような取組を行っているのか。そして、行っているとするならば、どのような形で行っているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

【木村義務教育課長】虐待の発見をする上で、保健室の役割は大変大きいものです。委員ご指摘のとおりでございます。定期の健康診断、また、子どもたちが保健室を利用した際に体の傷などの状況を確認し、もしそのようなおそれがある場合は、学校は積極的に通告することになっておりますので、そういう機会はありますし、努めてもおります。

【ごう委員】今のご答弁は虐待のお話でしたけれども、貧困についてはそういった観点で見えていらっしゃるのでしょうか。

【木村義務教育課長】貧困というものが、子どもの姿等についてどのような形で現れるかというのは様々あると思っておりますが、私の経験から言うと、例えば衣服が変わらないとか、お風呂に入っている様子がないとか、または空腹感を持っている等の状況がある場合には、これも同様に、家庭と連携をとりながら、発見次第必要な措置をとっており、同じような内容になると思っております。このことは保健室だけではなくて、教室全てが対象の場所になると思っております。

【ごう委員】今、国が報告している中で、6人に1人が貧困だと言われていて、その子どもたちが1日1食しか食事がとれていない、そ

うい現状もあると聞いております。

その1日1食というのが学校給食で賄われていて、そうすると、長期休暇になった際に学校給食がとれない子どもたちというのが出てきているので、新学期の身体測定でかなりの体重減少が見られるのではないかとというような報告もされておりますので、そのあたりはまた一つ貧困を見つける方法の一つとして、学校の方でも何かマニュアル化といいますか、していただくとありがたいなと思っております。

ただし、学校現場というのは、基本的に教員の先生方は勉強を教えることが仕事ですので、その部分に注意をしていくというのはなかなか難しいと思っております。

そんな中で、やはり一番中心となっていたのが保健室の養護教諭ではないかと思うんです。しかしながら、今日、要望書などを見ておりましても、養護教諭の配置についてもなかなか本県は厳しい状態ということでございますが、このあたり、今後、養護教諭の配置等をもっと拡充していくような方向でお考えとかがありますでしょうか。

【川里義務教育課人事管理監】養護教諭の配置につきましては、先ほどの栄養教諭等と同じでございます。国の基準によって配置を進めているところでございます。現在のところ、大部分の学校に養護教諭が配置されておまして、一部配置されていない学校がございますけれども、その点につきましてはスクールヘルスリーダーと養護教諭の職に準ずるような職の者を派遣して対応しているところでございます。

【森体育保健課長】関連ですけれども、養護教諭の未配置校は、平成28年度、小学校9校、中学校1校の10校でございます。

未配置校に対しては、平成20年度から文部科

学省の委託事業、100%国庫事業でスクールヘルスリーダー事業というのがございまして、これを活用して職員へ指導、助言等を行っております。確かに正規の方を入れるのが一番いいのかもしれませんが、その辺はここで補っているという形で、養護教諭が全く存在しないということはないということでございます。

【ごう委員】ありがとうございます。全く存在しないわけではないということを知って少し安心いたしました。

プラスして、今後、貧困問題を解決していくためには学校と家庭をつなぐスクールソーシャルワーカーの役割というのも重要になってくるかと思えます。長崎県につきましては、どんどんと人員を増やしていただいているところでございますので、その点は非常にありがたいなと私は思っておりますけれども、今現在でスクールソーシャルワーカーが活動している中で、活動の中から見えてきた課題とか、例えば現状こういった大きな問題がありましたとかということがあるようであればお聞かせいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

【中小路児童生徒支援室長】ご質問がありましたスクールソーシャルワーカーですけれども、その事業は、児童生徒が置かれた環境に働きかけ生活支援や福祉制度につなげるということになっております。その中で家庭の経済状況を見て準要保護につなげてみたり、生活保護の申請を勧めたり、またはネグレクト等も発見される場合がありますので、そういう場合は児童相談所へ通告したり、児童養護施設へ入所という事例が上がってきております。

【ごう委員】恐らく、この貧困対策などを解決していく上では、ソーシャルワーカーの位置づけというのは非常に重要になってくると思いま

すので、今後、また人員の拡充などには長崎県として積極的に取り組んでいただければと思っております。

もう一点、学校とNPOとの協働というのが今少しずつ他県で始まっている状況がありまして、一例を挙げますと、学校とNPOのフードバンクが協働をいたしまして、学校の中でフードバンクが実施している子ども支援プロジェクト、子どもの食料支援プロジェクトの申し込み用紙を学校が各家庭に配布をして、例えば長期休暇とかに経済的な理由でなかなか食材が十分に買えないような家庭に、食材をフードバンクから宅配便で送るようなシステムを利用しているところがございます。これは私は非常にいい事例ではないかと思っております。

学校がどこまで家庭の中に踏み込むのかというのは非常に難しい問題ではあるかと思うんですけれども、この自治体が、その実施につながる一つのきっかけが校長会だったそうです。各学校の校長先生の会の中でこの提案がなされて、それを教育長がオーケーを出して実施したところ、予想をはるかに超える、6倍の家庭からの申請があったと。家庭訪問等も行っていて、家庭訪問ではなかなか目に見えてこない深刻な状況がこのような形から見えてきたということがあるんですが、県としまして、こういったNPOと今後協働していくようなお考え等がありますでしょうか。

【木村義務教育課長】私もそのような情報をいただいたところであります。

本県、私が知っているところでありますけれども、そういうNPOが一つ立ち上がったところだと伺っています。また、教育委員会だけではなくて、そもそもフードバンクというシステム自体を運営するかということも、今から検討

していかなければなりません。先ほどお話があったとおり、他県他市での先行事例や、長崎県としての動きを見ながら、私どもも教育委員会、学校として何ができるのかということについては、そのような動きと連動していきながら考えさせていただければと思います。

【ごう委員】ありがとうございます。今後、前向きにどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、主権者教育について一つお尋ねをさせていただきます。

18歳選挙権がスタートいたしまして、主権者教育をこの長崎県でも積極的に取り組んでいらっしゃると思いますが、県立高校の中では大村市にあります大村工業高校が、5月にNPを招いて票育という取組をされました。長崎県内の公立の高校ではこの1校だけだと聞いておりますが、内容としては全校生徒を対象に、NPの大学生が来て模擬投票などを行うということだったんですけれども、この件で県の方には、大村工業高校から実施についてのいろんな成果等、何か報告が上がっていれば教えてください。

【本田高校教育課長】5月19日に行われたことかと思っております。架空の町のおほ村という村をつくりまして、そこでいろんな課題を想定しながら模擬投票を行ったということで、学校の方から我々が直接聞きとりました時には、やはりそういう意味での投票行為への啓発行為が、意思が高まったというような子どもたちのアンケートが出てきたということです。

【ごう委員】選挙管理委員会もこういった模擬投票の活動は行っていると思うんですが、これは年齢の近い大学生がやるということに多分意味があったと思います。そのことですごく親近感を持った高校生たちが、自分のこととして取

り組むことができたのではないかと考えております。

大村市の18歳の投票率が48.15%だったということで、かなり高いという結果も出ておりますので、ひとつ成果があったのではないかと考えております。

それから、校長先生に、なぜこの活動をやると思ったのかということをお話をお伺いしましたところ、工業高校は専門的なものを学ぶ時間が多いので、なかなかこういった主権者教育に時間がとれてなかったからやってみようと思われたということだったんですね。ということは、県内にはほかにも工業高校、また農業高校とか、専門的なことを学ぶ学校がありますので、今後、そういったところでもこういったニーズが出てくるのではないかと考えておりますが、県としてはこういった、それこそNPOとのまた協働について、どのようにお考えでしょうか。

【本田高校教育課長】いわゆる主権者教育、私どもも県として研究指定校を2校つくりまして、現在、五島高校、川棚高校で取組を行っております。

この民間の、例えばそういう若い力をおかりして、参考にして指定させていただきながら、私どもなりの主権者教育の計画の立て直し、見直しをしていきたいと考えております。

【ごう委員】とにかく若い世代にどうすれば投票に行っていただけなのかというのは、これからの非常に大きな課題だと思っておりますので、いろんな事例を参考にさせていただいて取り組んでいただければと思います。

【渡辺委員】専決処分額の損害賠償の額の決定について質問させていただきます。

今回の事案は、この人がいつ、どういった事件を起こして懲戒免職処分になったのか。結局、

裁判の関係で3割支払わなければいけなくなって、その遅延の損害賠償金として約55万円きているわけですね。

ここについて、時系列といえますか、いつからいつまでの分の遅延損害金なのかかわからないので、どういう事件があって、どういう決定がされたのか、示してください。

【栗原教職員課長】まず、事件の概要でございますけれども、平成24年1月21日、土曜日でございます。時津町の遊技場、パチンコ店だっと思えますけれども、遊技場において女性従業員のスカートの中をカメラ機能付きの携帯電話において撮影した、盗撮行為をしたということで、長崎県の迷惑防止条例等違反の容疑で同月24日に逮捕、同年の2月3日に略式起訴、50万円の罰金というような事件の概要でございます。

その後、知事の方に、退職手当につきましては審査請求があり、懲戒免職処分については人事委員会に審査請求が行われております。その審査請求につきましては、議会にお諮りしまして、棄却という形で戻しておりますけれども、その後、その措置に不服があったということで訴訟になっております。

訴訟が長崎地裁に平成26年4月16日に起こされておりました、平成27年5月18日にその判決があつておりますが、これが控訴されております。福岡高等裁判所の方で平成27年11月27日に判決が下され、福岡高裁の判決に不服ということで、双方、最高裁に上告しております。先ほども申しましたけれども、平成28年4月28日に最高裁は棄却という状況でございます。

流れといたしましては、「全部不支給というのは、その盗撮行為という非違行為が勤続等を全て抹消するほど重大なものであるとは言えず、その処分が社会通念上著しく妥当を欠き、裁量

を濫用したものと認められる」という裁判所の最終的な判断でございましたので、新たに今度、7割を制限して3割を支給するという処分を行ったところでございます。

その処分の損害賠償金でございますけれども、この損害賠償金が要するに退職手当と申します金銭債権の債務不履行にかかわるものでございまして、民法でいうところの404条の遅延損害金の利息を適用させるということで5%の適用をさせていただいております。

この方が、この退職の時点で100%の退職手当をもらわれたら1,198万540円という金額になるところなんですけれども、これを3割としますと、359万4,162円というのが3割支給の金額でございます。

ただ、この方が退職された時点で、失業者の退職手当、雇用保険相当の部分について退職手当で支払いをしておりますので、その部分（発言する者あり）

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時36分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【教職員課長】 まず、平成24年2月20日に懲戒免職になっておりますので、1カ月後の平成24年3月20日からでございます。起点がそこになります。

そこから本人に通知文が届いた平成28年7月17日までの部分につきまして、失業者の退職手当を払った分を減額しながら、その日数に応じて5%の損害保証金を積み上げた数字が55万1,751円という形になります。

【渡辺委員】 いろいろ説明してくれたけれども、よくわからない。

要するに、平成24年2月20日に懲戒免職処分になって、退職金はゼロですよということだったでしょう。それを本人は不服として地裁に提訴して、裁判をして最高裁で決まったのが平成28年7月28日。判決で3割払いなさいという判決が出たわけですか。7割払いなさいだったんですか。

【栗原教職員課長】判決では、何割を払えということを示されたものではございません。民間の裁判におきましては、裁判所の方で何割支払いなさいという判決が出るわけでございますけれども、こういった地方自治体につきましては何割を支払えというような判決が出ません。全額不支給であった場合については著しく不当だという判決が出ております。

そこで、先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、民間の事例とか、盗撮事例は自治体で初めての事例だったものですから、飲酒運転の裁判の事例などを参考にしながら総合的に考えまして3割の支給、7割の支給停止をかけるという処分をしたところでございます。

【渡辺委員】3割支給となったものだから、その期間がどれくらいあったんですか。その約55万円というのが出てきた基準があるんでしょう、それをお尋ねします。

【栗原教職員課長】一番面倒なのは、失業者の退職手当というのを雇用保険相当額と同じような形で毎月支払いをしております。

その部分を減額（発言する者あり）

【宅島委員長】暫時休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時41分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

【渡辺委員】おおよそわかってきました。

要するに、今回の判決によって、こういう遅延金というのが発生したと。県が最初から3割払っておけば、本当は払わんでよかったわけですね。そういうことでしょうか。裁判費用もかかったわけでしょうか。裁判費用は幾らかかったのですか。

【栗原教職員課長】手元に裁判費用に関する資料を持っておりませんので、後ほどということでもよろしいでしょうか。

【渡辺委員】要するに、処罰をこんなに厳しくしなかったら、裁判費用が50万円か100万円が知らないけれども、要らぬ税金を使わなくてよかったわけですね。

こういう基準を設けたのは、どういう根拠でこういう処分をしたんですか。

【木村義務教育課長】本県の教育委員会には、懲戒処分の基準例があります。その教育委員会の基準例にのっとって、教育委員会で審議をして決定しています。

【渡辺委員】そうしたら、今後、こういう事例が出てきた時は、また要らぬ税金を使わなければいけないわけだから、その基準を見直す考えはないんですか。

【栗原教職員課長】まず、今回の裁判は、ある特定の個人が犯した犯罪に対して処分をして、その部分についての判決結果が出たということでございますので、委員がおっしゃるとおり、そういうお考えもあるとは思っております。

ただ、裁判である以上は1対1の関係でございますので、当分の間はとにかく退職手当の条例にのっとって、退職手当の12条の1項というのがございまして、その12条の1項では、基本的に懲戒免職をされた方については退職手当は不支給ですよという形になっております。ただし、その一部支給をしなければいけないという事例

が4項目ほどございまして、その4項目に合致するか否かによって、その退職手当の一部を制限して一部を支給するということができるようなシステムが平成21年4月から実施されております。その部分について、今後もしっかりと精査しながら、判断をしていきたいとは思っているところでございます。

【渡辺委員】要するに、今回はあまりにも厳し過ぎたものだから、こういう判決が出て要らぬお金を使ったわけだから、その辺は、今の条例か何か知らんけど、基準があるのならその見直しも含めて検討してください。

【栗原教職員課長】この条例を所管しておりますのが人事委員会でございます、この判決が出た時点で、さまざまな問い合わせをさせていただいたところでございます。また、この内容だけをもって、現在の退職手当条例の12条の1項と、その運用というので先ほど4項目と申し上げましたが、その4項目の内容を、現在のところではまだ見直す予定はないという回答をいただいております。

【渡辺委員】そうしたら、今回は学校の先生だったけど、県の職員が今のように盗撮をしたら懲戒免職になるわけでしょう。そういう懲戒処分のルールは人事委員会で決めているわけですか。

【池松教育長】まず、懲戒処分の処分自体は、先ほど申し上げたとおり教育委員会で、例えばこういう事例を起こしたら懲戒処分、こういう事例を起こしたら停職という処分基準を持っております。それは教育委員会で持っています。今回の盗撮という行為はそれに該当したわけですから、懲戒処分しました。判決も、懲戒処分そのものが重かったとは言われていないんです。懲戒処分に伴って、退職金をゼロにする

ことが重かったと言われております。

そうすると、さっき言ったみたいに、我々はその判決を受けて検討して3割支給をすることにしました。それは3割なのか、7割なのかは、これはもう誰も正解は持っていない状態です。

今後の話ですが、退職条例の中で、基本的に懲戒処分があったら、もう退職金を支給しないという原則があります。その中で、今度は一部支給できる場合というのを人事委員会が決めている4項目があります。それに該当すれば、当然ゼロじゃなくて、何割かを支給するというのが今の形式になっております。今回の場合、我々はその4項目に該当しなかったということでゼロにしました。

ちなみに、知事部局でも、万引きで窃盗事案があって、それでは今度は県が裁判で勝っているんですね。そういうことなので、司法の判断も個々で判断をすることになると思いますので、我々としては、まず懲戒については当然厳正にやっていかなければいけないと思っています。その後の退職金をゼロにするかどうかというのは、先ほど申し上げた人事委員会の通知に基づいて、それに合致すれば当然一部支給ということになりますけれども、合致しなければゼロという対応をしていかざるを得ないという状況です。

【渡辺委員】司法によって万引きは認められて、今回の盗撮は認められなかったと、そういう事例が出ているということですね。わかりました。それは、こういう事例も参考にしながら、今後検討してください。

あと、教科書の補助教材の無償提供の事案について確認したいんですが、高校生の教科書は県の教育委員会、小学校、中学校については市町の教育委員会ということで理解していいです

か。

【本田高校教育課長】県立学校につきましては県の教育委員会で採択を決定いたします。

【木村義務教育課長】義務教育につきましては、市町の教育委員会でございます。

【渡辺委員】今回、この高校の1校に対して補助教材の無償提供を受けていたということで、これは教科書検定の採用後だから影響はなかったということだけでも、教科書会社に対するペナルティーはないんですか。

【本田高校教育課長】文部科学省からペナルティーをするような話を聞いておりますけれども、私どもの方ではできないところでございます。

【渡辺委員】できない。そうしたら、文部科学省からどういうペナルティーがその教科書会社にくるわけですか。わかりませんか。

【本田高校教育課長】まだ詳細な報告を私どもは受けておりません。ただ、教科書会社の方が、いわゆる教科書の発行者行動規範というものの見直しをしていると。それに従って、今後、また、教科書の発行をしていくということで決まりをつくったようでございます。

【渡辺委員】結局、教科書会社としてみれば、検定前はあまりにも露骨だろうけれども、検定後に、次の検定に向けて、こういった補助教材を無償でうちがやりますから、どうぞ使ってください言っているんだらうから、この辺については、文部科学省とよく連携をとっていただいて、そういうことをしていれば次は選定から外すよと、そういうペナルティーも含めてやっておかないと、今後、またこういうことが出てくる可能性があるわけですので、その辺は十分文部科学省と連携をとってください。いいですか。

【本田高校教育課長】そうさせていただきます。

【渡辺委員】それと、外国語教育の充実についてということでお尋ねしますが、「長崎県立高等学校教育改革第8次実施計画」でも、今回、普通科のグローバルコースの設置のほかと、こうなっているんですね。これは造語でしょう。グローバルとローカルを混ぜているんでしょう。これは県の教育委員会がつくっているのか、それとも全国的に普通科の中にグローバルコースを設けていいですよということで文部科学省が認定しているんですか、その辺をお聞かせください。

【草野県立学校改革推進室長】グローバルとローカルを合わせた造語でございます。地球規模の視野で考え、地域の視点で行動するという考え方から、近年、一般的に使われておまして、文部科学省の方もグローバルな人材育成ということで、「トビタテ！留学JAPAN」というような名目でグローバルな人材の育成ということを打ち出しておられます。

【渡辺委員】確認ですが、文部科学省もいいよということになっているわけですね。（発言する者あり）わかりました。

3ページにイングリッシュ・キャンプというのを9月7日から開始しましたとなっておりますね。平成28年度から30年度までの3年間で、県内の中学1年生を対象にイングリッシュ・キャンプを9月7日から開始しましたと。これの取組が何日間ぐらい、中学1年生を公募でしているのか、あるいはどこかの中学校の1学級をそのままするのか。どういう形でイングリッシュ・キャンプというものが実施されているのか。この中身をもう少し説明してもらえませんか。

【木村義務教育課長】委員からお話があったとおり、3カ年間で21市町、全市町を対象にします。

本年度は、13市町を対象にします。スタートが9月7日でした。最終が12月15日であり、1校1日のメニューであります。今回は13市町、全部で70校、全ての中学1年生、3,659名を対象に実施いたします。

【渡辺委員】 全部の中学1年生を対象に、9月7日から、1日1校、何時間ですか。1日中全部英語ですか。もう少しゆっくり説明してください。

【木村義務教育課長】 期間は、9月7日がスタートで12月25日までです。1日1校、1校のプログラムは午前と午後に分かれまして、午前、午後それぞれ約2時間のプログラムであります。

本年度は13市町の学校を対象とします。対象とするのは、13市町の全ての学校、70校であります。そして、人数はその学校の中学校1年生全てでありまして、3,659名であります。

3カ年をかけまして、今年13市町と申し上げましたので、あと8市町残ります。8市町をあと2年間で行うわけですが、その年に中学校1年生になった子どもたちを対象に、対象となった市町の全ての中学1年生をイングリッシュ・キャンプに招いて、先ほど説明した1日のプログラムで実践をいたします。

【渡辺委員】 イングリッシュ・キャンプに招いてというのは、どこかに集めてくるんですか。どこに集めるんですか。具体的にこういうことで英語教育をしているんですよというのをもう少し教えてください。

【木村義務教育課長】 それでは、場所と内容をご説明いたします。

場所は、主にハウステンボスで行います。

内容ですが、午前中に街頭英語と申しまして、外国人のコーディネーター、講師をたくさん呼びまして、何人もの講師とお話をしながら、例えば自己紹介とか、好きな物などを話題に英語

でコミュニケーションをとります。午後になりましたら、今度はハウステンボスの中で1グループ5~6名の中学生が、一人の外国人とグループをつくりまして、散策をして行きます。その中でアトラクションを利用したり、また、色々なやりとりをしながら、一日の暮らしをする中でいろんなコミュニケーションをとるとのこと、これはフィールドイングリッシュという言い方をしているのですが、そのような活動をします。

ただ、県内は広うございますので、全てがハウステンボスに集まると、日程的に2日かかるところがございます。例えば離島、または島原半島部につきましては、そういう活動の場所をその地域に置きまして、その地域の史跡とか、特徴的な場所を使って、先ほど行った外国人との交流をしたり、フィールドイングリッシュをしたりします。

外国人につきましては、私どもが民間会社と協力をしており、島原半島や離島部に一緒に来ていただきまして、ハウステンボスと同じ活動ができるような工夫をしているところであります。

【渡辺委員】 そうしたら、ハウステンボスに来られる学校については来させて、そのほかのところは学校の近くの歴史文化施設のようなところに外国人を呼んで、学校の生徒と英語で会話するわけですか。そういう勉強をさせようということですね。わかりました。

もう一つは、3ページの一番下にあります、いろいろ外国に研修に行っていますね、シンガポールとオーストラリアとか、中国の上海とか、韓国の釜山とか。この定数は、例えばシンガポールとオーストラリアは15日間で20名の高校生を対象にとなっているんですが、これは学校

から選んでいるんですか。それとも、個人が応募してくるのか、あるいは個人の参加費用の負担はどうなっているんですか。

【本田高校教育課長】シンガポール・オーストラリア英語研修でございますけれども、個人が申し込みをしまして、その中で校長の推薦を受けて参加する制度でございます。10万円ほどの個人負担がかかってまいります。

【渡辺委員】 そうしたら、これは各高校に割り当てか何かあるんですか。それとも、一つの高校に固まらないようにするんですか。

【本田高校教育課長】 割り当ては基本的に行っておりません。今回も公私立合わせまして17校から参加をしております。

【渡辺委員】 この辺の英語の取組は、グローバルな人材育成のために必要だと思っております。

最後に、埋蔵文化財の調査についてお尋ねします。

お盆に、妻のふるさとの南島原市の深江に帰りましたら、深江で区画整理事業があっているんですよ。そこで埋蔵文化財の調査があるということで、その実行組合の委員長さんが、どのくらいかかるのかと言ったら何年もかかると、こう言うわけですね。区画整理事業としてみれば、そこの畑で作物がとれないわけですから、早くしてもらいたいと言っているわけです。一般的な埋蔵調査はそのくらいかけてもいいんだろうけれども、区画整理事業の中の埋蔵文化財というのは、人を増やしてでも早くできないかという要望をされたんですが、そういう取組はできないんですか。

【金子学芸文化課長】 区画整理事業の埋蔵文化財調査については、恐らく南島原市なり市町村の方で担当していると思います。

ただ、基本的には市町でやりますけれども、

ある程度面積が広域であるということでしたら、私たちに相談をしていただければ、お手伝いできないこともないと思います。直接的にその話を私どもは聞いておりませんので、また聞いてみたいと思います。

【渡辺委員】 そうしたら、南島原市の教育委員会にまず相談した方がいいわけですね。要するに、区画整理事業組合としてみれば、早く区画整理をしないと作物がとれないものだから急いでもらいたいと言っているんです。これに何年もかかると言われたというものだから。県じゃないけれども、県は指導できますか。

【金子学芸文化課長】 私たちがやっていますのは、基本的には、国、県の国道事業等、大きな事業を県の方でやっておりますけれども、恐らく区画整理事業でありましたら、各振興局の方が窓口になってやっていると思いますので、そちらの方に相談をしていただければと思っております。

【堀江委員】 まず、教科書発行者による補助教材の無償提供事案について質問します。

教育長説明の1ページの、6月議会で報告した後、別の高校の事実が確認されたということですが、これは6月議会後と理解していいのか、自ら申し出たのか、事実が確認されたという部分をもう少し詳しく説明してください。

【本田高校教育課長】 6月議会でご報告申し上げましたのが、平成28年度、本年度採択の際に起こりました事案を1件報告いたしました。

これは、大修館書店の事案がありました時に、本県独自で調査をしてご報告申し上げたものでございます。

その後、文部科学省とのやりとりをしております。その中で、文部科学省が年度を過去3年さかのぼりまして採択の状況を確認したと。そ

の中で大修館書店からの聞き取りの中で1校出てまいりました。その報告を受けて、私どもの方で事実確認をして、今回ご報告申し上げたということでございます。

【堀江委員】つまり、自ら申し出はなくて、改めてそういう情報があったので確認をしてというふうに理解いたしました。

そうしますと、6月議会に高校教育課長はこう言われました。「提供物については、受け取ってはならないというようなことを言っているわけですが、補助教材についても同じことということを中心にきちんとお伝えしていくということを考えている」というふうに言われました。

そこで私が指摘したのは、認識の甘さですね。要するに無償で物を受け取るというのはどうなのかと。それが結果として教科書選定にどううではなかったにしても、これは厳しくすべきではないかと言ったんですが、結局この時点でさえも認識の甘さがあったわけですね。例えば、そういうのは報道でもあっているわけですから、実際に受け取っていたのであれば、該当する期間でなくても、本来であれば、自ら申し出るということも必要ではなかったのかと思うんですが、その点はどのように考えていますか。

【本田高校教育課長】時間的な問題も一つありました。教科書の説明会等でその認識について改めてまた指導してまいりますということでございましたけれども、6月の議会の時点ではもう説明会は終了しておったということもございます。

いろんな報道等を受けて、学校の方から、報告が出てこなかったことについては非常に残念でございました。ただ、聞き取りの際に、我々

も学校に参りまして、その採択の過程、事務の書類等を確認し事情を聞きながら指導してまいったところでございます。

【堀江委員】そして、同じく部長説明の追加1で、今度はお歳暮を受け取っていたという情報提供がありましたね。これはどういう内容ですか、簡潔に説明してください。

【木村義務教育課長】これは本県内の市町教育長1名が、平成24年、25年、26年、27年と4カ年にわたって、12月に5,600円相当のりんごを受け取っていたという事実であります。

【堀江委員】そのりんごは食べたのか、捨てたのか。受け取って、結局それはどうしたんですか。

【木村義務教育課長】りんごの措置につきましては、本人からの聴取内容、聞き取りによりますと、3年目、つまり平成26年12月に送ってきた時に、もう送らないでくれという旨の話を業者の方にしております。そして、平成27年度、また来ましたので、それに対しては回収してくれという旨の話をしています。このことは教科書会社からも事実を確認することができました。ただ、教科書会社はそういう申し出があったにもかかわらず、失念と申しましょか、対応していなかったとのことであります。

【堀江委員】でも、結果としてはりんごは返していないんですよ。

【木村義務教育課長】りんごは返しておりませんが、本年の7月、先ほど5,600円相当という話をしましたが、金額で4年分返金したということで確認させていただいております。

【堀江委員】私が細かくこういうことをお尋ねするのは、結局、6月議会でも提供物について受け取ってはならないというのを徹底するんだと言ってきた。そして、次から次に言っては

失礼ですけれども、でもそれだけじゃなかった。実は教材もあったし、お歳暮もあったんだと。確かに該当する人は一人であったかもしれないけれども、県民から見た時に、要するに利便性、利便を図るよう求められて、それを受けたのではないかという疑惑を持たれかねませんよね、こういう事例というのは。そういう意味では、認識の甘さ、要するに代価を払わないものを受け取るということはあるんじゃないかと。しかも、むしろ教科書に関わる業者からそういうのがあれば、お歳暮であれ何であれ、それはもうきっぱりと取りに来てくださいではなくて、なんで返さないの。送り返すという方法もあるでしょうというふうに普通の家庭では思いますよ。取りに来てくださいと言って取りに来ませんでした、それが理由になりますか。それも教育長でしょう。そうであれば、ちゃんと返すなりすべきです。返品なり、どこから送ってきたかというのはわかっているんだから、それは送り返せばいいことでしょう。そういう認識の甘さが問われているのではないかと思って、6月議会でも報告したのに、また9月議会でも報告すると。これは、私はすごく考えなければいけないというふうに思うんですが、その点はどうか考えていますか。

【木村義務教育課長】委員ご指摘のことにつきましては、私どもも同様な認識をいたしました。よって、調査の段階でどのような経緯だったのかというのを聞き取りました。念のためであります。そこで確認した内容であります。

昨年度から話題になっていたのは、検定申請本を検定年度に見てはいけないというのが一つ。そのことについて、本人からの聞き取りによると、そういう事実がなかったということ。

もう一つは、先ほどから話題になっているよ

うに、教科書採択に対して何らかの関与をした事実もなかったということで、本人としては、前年度から話題になっている内容については直接関係がないという判断のもとに申し出をしなかったと聞いております。

ただし、そこが今、委員がおっしゃったところであります。

今、振り返ってみれば、非常に軽率な行為をした。一つは受け取ったという事実。もう一つは受け取ったにもかかわらず、これを県教委に申し出をしていなかったということでもあります。このことについては、大変軽率な行為で反省をしているということで話を伺っています。私どもも同様に思っております。

調査が終わった後、今回の調査におきましては、事実としては本人の聞き取りと併せて、会議の記録等からも疑義はありませんでしたが、今後の対応につきましては、一切の疑念を生じさせることが決してないようお伝えしたところであります。

【堀江委員】教科書の採択に関わるようなことがあってはもちろんいけないことです。ですが、6月議会でも私は申し上げましたが、県民から疑念を持たれるような行動なり、対応をしてはいけないと。これは6月議会でも言いましたので、また同じことをこの9月議会でも言うということは、非常に私はどうかと思っておりますので、認識の甘さが徹底しますと言われても、なかなかそういうふうに思っていない実情があるということを私は改めて認識していただいて、徹底していただきたいということをお願い申し上げます。

続けてもう一つ就学援助制度における支給時期について質問いたします。

この就学援助制度は、私が申し上げるまでも

なく、経済的に困窮している就学が困難な小中の児童生徒の保護者に学用品などの経費の一部を補助する制度というふうに理解をしていますが、事前に県内自治体の支給時期を調べていただくように私は依頼をいたしておりましたが、支給時期はどのようになっているのか。特に、新入生に限ってご説明をいただけますか。

【木村義務教育課長】新入生に限ってお答えします。

平成28年度は、五島市、島原市、雲仙市、対馬市、そして長崎市の5市で4月に学用品費を支給しております。昨年度との比較では、対馬市と長崎市が加わり、3市から5市に増えております。

【堀江委員】4月の支給がそれだけで、あとは5月、6月と、遅いところでは7月、8月ですけれども、支給時期がなっているという状況なんです。

私に寄せられた情報の中で、北九州市が来年は新入学前の3月にこの就学援助制度の準備金を支給する見通しという情報をいただきまして、実際にそのための補正予算をこの9月議会上げて準備をするという流れになっていると聞きました。

また、東京の八王子市教育委員会も3月に支給をするということで、「新入学準備金支給の流れ」という資料もいただきましたが、この八王子市教育委員会は、この28年9月の中旬に入学準備金受給申請書を送付して、これは就学時の健康診断の案内と同封と聞いております。それから、来年の1月の上旬にこの申請書を締め切って、2月の中旬に支給決定、あるいは決定しないという通知をご家庭に発送させて、平成29年の3月1日に新入学準備金を支給するというふうに伺っております。

こういうふうに、今、全国では、4月ではなくて、もう4月は入学しますからね。経済的に困窮するということは、借金をして後で返すという形になるうかと思しますので、3月に支給する動きで出てきたということについては、どういう見解を持っているのか、あるいは、県内の自治体でそうした動きはないのかということも、この機会に教えてください。

【木村義務教育課長】まず、県内の動きでありますけれども、五島市において、これは9月議会の一般質問の中で同様の質問、今、委員からありました3月支給についてのお尋ねがあるという情報をいただいております。ただ、3月支給への動きがある市町は、今のところはありません。

一方、先ほどのお話でありますけれども、ご承知のとおりこの事務自体は市町の手続のもとで行われていることでもあります。ただ、この案件につきましては、私が知っている限りでは平成24年度でしょうか、お話があって以来、各市町の学校教育課の課長が集まった会議等で、五島市の早期支給の取組等を紹介するなどの活動もしながら、最も必要な時期である4月当初において、認定後速やかに支給ができるようにということでお願いをしているところであります。

ただ、市町のお話を聞いていると、例えば認定額の決定を、1月の国の生活保護の予算の段階で決めるところと、6月に確定してから決めるところ、そのような自治体の判断の時期のずれがありますものですから、一様に早くなってはおりません。お話の趣旨は十分理解できることですので、速やかな支給手続については引き続きお願いをしていこうと思います。

【堀江委員】もちろん、それぞれの自治体の事務判断と私も理解しておりますが、住民にとっ

ていわばプラスになる内容については大いに共有をしながら、県内の自治体で進められるところは事務の部分でもお互い共有して進めるということは大事なことだと思っておりますし、県教育委員会としても、そういう情報を提供するという事は、私はすべきだと思うし、してほしいと思っておりますので、文部科学省としても国会の答弁に答えて、これは支給時期をできるだけ速やかにという方向であると理解しておりますので、今後もこの就学援助制度の支給時期については先進事例があれば情報提供としてお願いをしたいと、この機会に要望しておきたいと思えます。

【橋村委員】教職員の人事異動についてお尋ねしたいんです。人事管理監ですか、義務教育課長ですか。

義務教育の先生たちの異動ですけれども、市町村合併する前は、例えばA、B、Cという地区、我々、北高来郡のときには教育事務所があって、そして教育事務所でかなり人事異動の調整をやられていました。その実行に当たっては、恐らく各市町村の教育委員会とやりとりをやりながら調整をしたかと思っております。

ところが、合併してしまうと教育事務所が廃止されて、各市が教育事務所の肩代わりをやるようになっているかと思うんです。だとすれば、その辺で最終的な人事異動の決定権はどこが行使されているのか、そこを確認したいと思えます。

【川里義務教育課人事管理監】今のお話ですが、現在におきましては、市町教育委員会と県が協議をしながら人事作業を進めているところでございます。

今の法令によりますと、市町教育委員会の内申を待って、県の方が人事の結果を決定すると

いう形になっております。その中で十分な情報交換をしながら、最終的には県の権限で人事配置をしていくこととなります。

【橋村委員】なぜ私がこういうことを尋ねるかという、非常に疑問な点があるんですよ。私は、広域人事交流の時から、あの頃は本土と離島との兼ね合い、あるいは市部と郡部の兼ね合いということで、A地区、B地区、C地区ということでそれぞれ人事交流をしていました。1校に6年から9年ぐらい、あるいは1地区に12年ぐらいといった制限を設けて、そして、とにかくほかの地区との交流を図ろうということで人事の流動化をやるというようなことでありました。しかし、それが、ある程度抵抗がありましたけれども、それを乗り越えて実施されて、ある程度定着してきたんです。

そういう折に、私は、それ以前には新卒の新規採用職員を離島にまずやってみてというようなことが定着していたわけですね。だから、あんまり言うところ当たり障りがあるかもしれないけれど、なじみのないところに行くから、自制心もなくというようなことで。だから、私はその折に、新規採用職員は自分の母校にできるだけ近いところに、出身地に配置をするべしというようなことを提言してきたんです。また、それもある程度採用されてきました。

なんとなれば、私は教職員の皆さんたち、こうやって森山町に異動して来られた時には、4月1日に辞令交付式をやって、そしてまた、私は町長として教育者に対する、今では教育会議で提言ができるように保障されたけれども、そのころは制度的にはそういう保障制度はなかったわけです。しかし、行政の最高責任者は私なんだと、教育部門に過剰な、あるいは越権行為としては慎まなければならないけれど、一定の

行政上の教育行政への我々の求めるところは、一応こうやってお話を聞いてもらおうというようなことで話をしてきました。

そういう折に絶えず言ってきたのは、まず、先生たち、我々はもう皆さんたちに頼る以外にありません、手の施しようがないんだからと。しかし、先生たち、どうかそれぞれの地域性というのはあるだろうと、漁村部では漁村部、山村部では山村部、農村部では農村部と。あるいは保護者の考え方とか、いろんなバックボーンがあるはずだから、とにかくにも地域に根差した教育者としての生活を送りながら教育に対応してほしいということをずっと言い続けてきたわけなんです。そして、地域の皆さん、PTAの皆さん方、そして地域社会と三位一体となって教育に取り組む必要があると思っていたんです。

だから、そういう意味で、広域人事交流でよそのA地区からとか、C地区から来られることもありました。それはそれとして一定の勉強をしてもらう。あるいは、うちの地域の出身の皆さんたちも内地留学みたいな感じでそういうところに行って、そして、ますます教育力を高められるということは必要だと思っておったんです。

しかし、できる限り、バックボーンを知り得るということと地の利を得た教育をやるべきという思いがございました。したがって、できるだけ地元出身の人は、数ではそうとばかりは言えないけれども、そこに配慮した人事対応はやっておくべしだと私は思っているんです。

そういうことで、今、教育委員会の人事異動に当たって、どういう考え方で対応されているのか、そのあたりを承っておきたいと思います。

【川里義務教育課人事管理監】今、小中学校に

おきましては、新規採用されますと、主たる勤務地というのをその時に定めることとなります。そこを中心として人事異動をしていくわけですが、一生のうちに一回は他地域に主勤地を離れて転居して、例えば島部に異動してそこで勤務するということになるわけですが、私どもとしては主勤地を中心として地域に根差した教育ができるような、そのような人事異動のルールを定めて運用をしているところでございます。

例えば、今年度ですと、小学校の新規採用が180名、中学校は50名程度を予定しております。これだけの数になりますと、全ての者が主勤地に近いところに勤めるということは難しい現状もございますので、なるべく本来の趣旨に沿ったような人事配置ができるように努めてまいりたいと考えております。

【橋村委員】主たる勤務地というのはわかるんですよ。ところが、今回、合併しましたね。例えば、諫早市と郡部、北高来郡というような感じで、A地区とB地区ですからね、もうここで主たる勤務地もおのずから変わっておったろうと思うんです。ところが、今度合併すると、主たる勤務地は諫早エリアということで、14校、小学校では28校ですね。それ全部がそうなるんですよ。そうすると、そこが主たる勤務地になってくるから、今までは諫早市は諫早市内の異動に限定されていた。あるいは、北高来郡ならば主たる勤務地が4力町に限定されていたけれども、今度、合併によって主たる勤務地が拡大されたわけですね。そうするならば、移動距離が多くなってしまいうんですよ。ここを私は言っているんですよ。

というのは、具体的に、はっきり言って森山町出身の校長は何人もいるんですよ。全部中学校、小学校2校、3校、全部に散らばしているん

です。だから、何のために定年間際の人間をそうするのか、将棋の駒じゃあるまいし。何の目的で、どういう理由、必要性でそういう人事異動をしたのかということなんです。

だから、あなたたちが最終決定権者であるならば、市町の教育委員会の意見を聞くというけれど、きちっとしたチェックを入れておいてほしいと思います。最初に申し上げたように、地の利を得た教育をやるべしと基本的には思う。だから、そういう意味で、あなたたちの考えが本当に徹底して実行されているかどうかということなんです。したがって、私はこういうことはあんまり言うのはなと思っていただけで、一回だけは公式の場できちっと指摘するべしと思ったから、あえて申し上げました。

教育長、義務教育課長、人事管理監、それぞれのご意見を伺っておきたいと思います。

【木村義務教育課長】市町村合併につきまして、橋村委員がおっしゃったとおり、大きくなり過ぎましたので、実は昨年度の通勤地を絞り込みました。例えば、それまでは市町村合併と同時に、諫早で言えば諫早・大村を大きな通勤地としていましたので、昨年度から諫早を通勤地として小さくして、委員がお話しされたように、地元でも十分活躍できるようなシステムにしているところであります。

一方で、人事配置につきましては、委員からご指摘があったように、地元出身者が多いところもあれば少ないところもございます。県下地域で言えば、離島部と本土部で、今、かなり格差が出ております。そのバランスをとっているところであります。

もう一つは、教育事務所がなくなって以来、今、市町教育委員会がその役割をするために一生懸命努めてくださっています。このことにつ

きましては、人事の責任は私どもにありますので、十分に話をしながら、お話のあったことも考慮に入れながら適切に、県内全域の、また市町の、またその地域、地域のバランスを考えた人事になるように全力で努めていきたいと思っております。また、本年度の人事もそのように進めていきたいと思っております。

【橋村委員】言うまでもなく、学校教育というのは教育現場の学校と教職員の皆さん方、そして、地域の皆さん方、そして保護者の皆さんたち、こういう三位一体というか、地域が総合力を結集して最大の教育を施すべきだと思うんです。だから、地の利を得た、PTAをこうやって引き出して、あるいは運動会とか何とかという時にも、あの校長先生だったら、もう加勢せにゃというような形に盛り上がってくるんですよ。なんか転勤族がこうやってきたような、難も知らん、なじみもない人が来られたら、それは2~3年経てば、ある程度、その人柄なり、人となりもわかってくるから、またそれはそれなりにですけれども、時間がかかるんです。

それと、先生たちもわざわざ遠くに通勤すると、そういうロスタイムをつくらないで、有効に時間を活用するよにということも含めて、総合的に、できるだけ近くの方で活躍できるようにということを配慮しておくべしと思ったものだから、最後に教育長、どうぞ。

【池松教育長】委員おっしゃるように、地域とともにある学校というのを我々は目指していますので、そういった意味では地域の方々とのつながりというのは十分大事にしていかなければいけないと思っております。

委員のご提案といいますが、ご意見の趣旨はよくわかります。実際、物理的に全員が、人数が多い場合、最終的にそうなるかということは、

当然バランスを考えなければいけないので、あると思います。先ほど申し上げたとおり、やはり地域とともに、どう学校が子どもたちを育んでいくかということを主題にして人事異動をやっていきたいと思っております。

【橋村委員】配置が十分可能かどうかというのはわかっての質問なんです。したがって、そのところを十分踏まえて人事異動には当たっていただきたいということを重ねてご要望して終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

しばらく休憩いたします。

午後 4時29分 休憩

午後 4時29分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時30分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年9月27日

自 午前10時 0分
至 午後 4時36分
於 議会会議室

教職員課長 栗原 正三 君
義務教育課長 木村 国広 君
義務教育課長 川里 祥之 君
人事管理監 中小路和久 君
義務教育課長 本田 道明 君
児童生徒支援室長 鶴田 勝也 君
高校教育課長 前田 博志 君
高校教育課長 宮崎 誠 君
人事管理監 山本 忠敬 君
特別支援教育室長 金子 眞二 君
生涯学習課長 森 栄二 君
生涯学習課長 後藤 慶太 君
新県立図書館整備室長
学芸文化課長
体育保健課長
体育保健課長
体育指導監

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 宅島 寿一 君
副委員長(副会長) 坂本 浩 君
委 員 宮内 雪夫 君
" 橋村松太郎 君
" 渡辺 敏勝 君
" 外間 雅広 君
" 堀江ひとみ 君
" 松島 完 君
" 山本 啓介 君
" ごうまなみ 君
" 近藤 智昭 君

福祉保健部長 沢水 清明 君
福祉保健部次長 園田 俊輔 君
福祉保健課長 上田 彰二 君
監査指導課長 鳥山 秀朝 君
(参事監)
医療政策課長 村田 誠 君
医療人材 太田 勝也 君
対策室長
薬務行政室長 古賀 浩光 君
国保・健康増進課長 安永 留隆 君
長寿社会課長 小村 利之 君
ねんりんピック 磯本 憲壮 君
推進課長
障害福祉課長 柴田 昌造 君
原爆被爆者 林 洋一 君
援護課長

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

麻生 隆 君

5、県側出席者の氏名

教 育 長 池松 誠二 君
政 策 監 島村 秀世 君
教 育 次 長 渡川 正人 君
総 務 課 長 田淵 和也 君
総 務 課 草野 悦郎 君
県立学校改革推進室長
福利厚生室長 前屋 信彦 君
教育環境整備課長 野口 充徳 君

こども政策局長 永松 和人 君
こども未来課長 中野 嘉仁 君
こども家庭課長 吉田 弘毅 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【宅島委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、教育委員会の審査を行います。

まず、新県立図書館整備室長より資料の説明をお願いいたします。

【山本新県立図書館整備室長】お手元に配付しております「長崎県立・大村市立一体型図書館（仮称）整備に関するこれまでの経過」の資料をごらんください。

まず、平成18年3月、本会議におきまして、長崎市立図書館の開館が予定される中、今後の県立図書館のあり方について検討を行うための有識者会議を設置する旨をご報告させていただいております。

同年6月、県教育委員会におきましては、長崎県立図書館在り方懇話会を設置いたしました。委員は15名でございます。中身につきましては、県立図書館の役割、機能等について検討していただくということになっておりました。

同年7月、文教厚生委員会で、長崎県立図書館在り方懇話会において今後の県立図書館の在り方について検討をしていただくことをご報告をしております。

翌平成19年3月、長崎県立図書館在り方懇話会から教育長に対して答申をいただいております。中身は、県立図書館の用地が狭隘であるので、建て替えにあっては移転をすることという答申でございます。

平成21年11月に文教厚生委員会において県立図書館の再整備に向けた検討を行うため、有識者や市町の代表者で構成する長崎県立図書館再整備検討会議を設置する旨を報告させていただいております。この検討会議は、設置場所、建設場所をどこにするかということをご議論し

ていただく内容でございました。

平成22年2月にその検討会議を設置し、3月にご報告をさせていただいております。

同年6月、文教厚生委員会において、長崎県立図書館再整備検討会議の審議経過をご報告しております。

同年11月も同じでございます。

平成23年2月も、文教厚生委員会において、長崎県立図書館再整備検討会議の審議経過をご報告しております。

平成23年3月、長崎県立図書館再整備検討会議から県教育長に対し、県立図書館再整備に関する答申がなされました。建設場所は一つに絞り切れず、長崎市、大村市いずれかという答申でございます。

同年6月、この内容を文教厚生委員会においてご報告をさせていただいております。

裏面をごらんください。平成25年3月、文教厚生委員会において、整備基本方針（案）の説明をさせていただいております。この整備基本方針（案）は、平成24年度に県教育委員会において検討を重ねた内容でございまして、新県立図書館の建設地を大村市とし、大村市立図書館との合築をすること。郷土資料センターを長崎市に建設することをお示ししております。県教育委員会では、文教厚生委員の皆様からいただいたご意見等も踏まえ、さらに議論を重ね、同3月の県教育委員会の臨時教育委員会において、整備基本方針を決定した次第でございます。

平成25年6月、議会の本会議及び委員会において、整備基本方針策定のご報告とともに、今後、新しい図書館の基本的事項や施設概要、運営サービスなどを内容とする整備基本計画の策定に向けた検討を始める旨をご報告させていただきました。

平成25年9月の本会議では、整備基本計画策定に向けた作業着手のご報告と、委員会においては、整備基本計画策定に必要な業務委託、専門家会議や地区別説明会の開催等に関する経費について予算審議をしていただきました。

平成25年11月、整備基本計画策定のための専門家会議を設置いたしました。

平成26年3月、文教厚生委員会において、整備基本計画策定状況と専門家会議開催をした旨をご報告しており、また、整備基本計画の素案についてもご説明いたしました。

同年3月から4月にかけては、整備基本計画に対する地区別説明会の開催やパブリックコメントを実施しております。この状況についても、同じく3月の文教厚生委員会でご報告をしているところでございます。

平成26年6月、文教厚生委員会において、整備基本計画（案）をご説明しております。

県教育委員会では、いただいたご意見等を踏まえて、さらに議論を重ね、翌7月の定例教育委員会において、整備基本計画を策定した次第でございます。

平成26年11月議会の本会議と委員会においては、整備基本計画の策定のご報告と、設計者選定のためのプロポーザル関係経費の予算審議をしていただきました。

平成27年2月、文教厚生委員会において、設計業者選定のためのプロポーザル実施状況をご報告しております。

平成27年6月議会の文教厚生委員会において、設計プロポーザル審査の結果、佐藤総合計画・INTERMEDIA特定建設関連業務委託共同企業体を設計候補者として決定したことをご報告しております。

なお、この設計業務委託につきましては、県

土木部建築課において、平成27年7月2日付で契約をさせていただきました。

平成28年2月議会の文教厚生委員会では、設計概要の中間報告として、建物の外観や構造、各フロアや各部屋の構成などについてご説明をさせていただきました。

平成28年6月議会の委員会では、建設工事に関する債務負担行為の設定について予算審議をしていただきました。

最下段が、今議会においてご説明した実施設計概要でございます。

【宅島委員長】ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、昨日提出いただきました実施設計の概要とともに何かご質問はございませんでしょうか。

【堀江委員】平成25年3月の臨時教育委員会において整備基本方針が策定され、平成26年7月の定例教育委員会において整備基本計画が策定された。この整備基本計画は、もちろん長崎県教育委員会と大村市教育委員会の整備基本計画ということになるわけですが、この整備基本計画に基づいて実施設計の概要が出されたので、今回説明があったというふうに経過としては理解をいたします。

そこで、昨日、補足説明資料に基づいて説明がありました。1階はこういうふうになる、それぞれの階はこういうふうですよということでしたけれども、実施設計の概要のところに、「知の拠点として県民市民を支える図書館」「未来へつながる出逢いの場となる図書館」をつくりたいというふうにする説明がありますが、要するに、今回の長崎県立・大村市立一体型図書館は、一言で言えば何を特徴としているのかということが、県民に説明するとしたらどういふふうになるのか。

例えば、これは何をモデルにして実施設計をされたのか。あるいは、独自の発想であるとするならば、過去、例えば近年の図書館と比較してどうなのかといった、要するに、これだけ出されても比較対象となるものが何もないので、何ともどうとも見れないところもあるものですから、こうした整備基本計画に基づいて策定されているということは十分承知の上ですけれども、今回のこの実施設計の概要、要するに何が特徴なのかというふうに県民に聞かれたら、どのように説明をいたしますか。

【山本新県立図書館整備室長】長崎県立・大村市立一体型図書館の特徴といたしましては、県と大村市が共同で運営をする一体型図書館ということがまず一つ特徴でございます。

これによって、県立図書館と市立図書館の機能と役割をそれぞれ明確にすることで、一般貸出等の市民サービスについては大村市立図書館が、各市町立図書館への協力貸出、あるいは協力レファレンスといった市町支援については県が重点的に役割を担う。そうすることによって、それぞれがお互い得意とする責務を担う分野において、まずは仕事ができ、補完することで、よりよい一つの図書館として運営がなされていくということがまず一つ特徴でございます。

施設的には、資料保存能力ということで、202万冊の収蔵能力を持っております。これは、今後30年間の蔵書の増加を見越したところで、蔵書の増加によって貸し出しや市町支援の充実、県民の皆様への図書館サービスの充実が図れるというふうに考えております。

また、今の県立図書館が狭隘でございましたので、駐車場についても200台を整備するといった施設面の特徴、あるいはにぎわいを持たせる、図書館に来ていただくことのまずはき

かけにということで、多目的ホールやギャラリー、交流スペース、そういったものを1階に設けまして、図書館に来ていただくきっかけをつくって、図書資料の活用につなげていきたいと考えております。

【堀江委員】私が質問した、どこか参考としたところはあったのか、あるいは独自の発想であれば、例えば、ここ近年のこの図書館よりも、ここが今度の県立図書館はすごいんだと、そういうものがあるんですか。

【山本新県立図書館整備室長】モデルとしていいですか、整備基本計画を策定する中にあって施設概要というものを定めていった経緯がございます。その中で近年建った図書館であるとか、他の都道府県立図書館の施設の状況というのは調査をしております。

今でも100万冊を超える蔵書がございますので、まずは資料保存機能を確保しよう、あるいは駐車場についても、今23台しかございませんので、一定200台規模の車が止められる駐車場を確保しようということで、他県の図書館の特徴であるとか必要とされる機能については、本県独自の理由、事情等を盛り込んだところで施設設計についてはさせていただきました。特にこれというモデルにしたところはございませんが、他県等の図書館の状況については把握をし、設計等にも反映をしていったところでございます。

もう一つ、特徴でほかの県と比較をしてということについてでございます。資料の収蔵能力については202万冊でございます。これは全国の都道府県立図書館、今現在で見越したところでございますが、5番目の規模になる図書館でございます。

【堀江委員】今度の新しい長崎県立・大村市立

一体型図書館は、資料保存、収蔵能力がすごいんだよと、現県立図書館よりももちろん広くなりましたと。具体的なモデルというのはないけれども、近年の県立図書館は、一定情報としてはキャッチいたしました。何より一体型図書館なので、まずは来てくださる人たちについては大村市立図書館が請け負いながら、県立図書館としては市町立図書館への貸し出しに力点を置きますということでした。そういう理解をいたしました。

そこで、言われるように、市立図書館の代理を県立図書館が果たすということではだめだというふうにももちろん思っています。先ほど、室長が述べられた平成25年3月の臨時教育委員会で策定された整備基本方針の中の新県立図書館の最も重要な役割は何かということの中で、「全ての県民に図書館サービスを行き届かせるために、住民に一番近いところで図書館サービスを行っている市町立図書館に対して十分に支援することである」ということが、当時、新県立図書館の基本理念として最も重要な役割というふうに述べています。

そういう目線でこの実施設計の概要を見ますと、補足説明資料はページ数が多いので、実施設計の概要の部分の1階です。3ページの右側の下の方に、「建物の中心的な部分は、資料保存の核となる資料保管スペースと、運営の核となる事務・管理スペースを配置します」というふうに述べられて、1階の平面図で、配送作業・執務室を1階に置きますよと。ここで各市町立の図書館や公民館の図書館室に資料を配送するんですよというふうにありますけど、全体的に見た時に、資料としては上の方にありますよね。1階ではなくて3階、4階、5階、6階は機械室的なものなんですけど、書籍が3、4、5階

にあるのに配送センターが1階になっている。しかも、配送センターの隣はおはなしのへやですね。それから授乳室がありますよね。一番静かなところの隣に配送作業センターがあって、この新県立図書館は、単に市町村の図書館に配送しますよというだけではなくて、ネットで予約も受け付けて、貸し出しもしますよと。受け取るのはそれぞれの市町図書館であったり公民館であったりしますよと、そういうこともやりますよとなっていますよね。そういったネットで受ける部屋というか、そういう執務をするところが、単にこの部分で十分事足りるのか、動線的な面も見た上で十分なのかというご意見もいただいたんですが、その点はどのように考えますか。

今言われたように、市町村図書館への貸し出しを今回の県立図書館はやりたいということでも最初に述べられましたけれども、そのことを具体化するための1階の配送作業・執務室の広さ、それから1階という場所、授乳室やおはなしのへやが隣ということでも十分可能なのか。

例えば、道立図書館に文教厚生委員会で行きましたね。あそこは2階の事務室の隣に配送センターが置いてあるという状況もありました。もちろん規模数が全然違うので一概には言えないと思いますけれども、書籍が2階、3階、4階にあるのに、わざわざ1階にまた動線を、大丈夫なのかというご意見もいただいたんですが、それにはどのようにお答えしたらいいですか。

【山本新県立図書館整備室長】 まず、1階がおはなしのへやということで、音についてですが、どうしても配送作業を行うには、車を付ることは必要になります。よって、1階に配送作業室を持ってこなければいけないという理由がございます。隣がおはなしのへやということについて

ては、当然防音効果を持たせて音が気になるようなことがないように配慮しております。

また、縦方向、2階、4階、5階に閉架書庫がございまして、縦の移動がというところがございますが、基本的に専用のエレベーターをバックヤードの方に設けておりまして、それによって縦方向については運搬をしていきたいと思っております。

あと、縦方向で大丈夫かというところですが、一般資料開架・資料閲覧スペースが3階にございます。3階のところに事務室、執務室を設けております。ちょうどカウンターの後ろが事務室になっておりまして、専用動線を設けることで閉架書庫の出納であるとか、あるいは1階のこどもしつへのヘルプであるとか、あるいは各階の対応ということは専用動線を設けておりますので、そこは線が重ならないように効率的な配置について配慮をしたところがございます。

【堀江委員】配送しなきゃいけないので、車に近いところがいいということは理解いたしました。

もう一つ、県立図書館の大きな役割として、さまざまな部分で調査研究をするということ、従来の図書館利用者はもとより、これまで図書館を余り利用しなかった県民の図書館利用が促進されるように今後の図書館のあり方を研究するということが整備基本計画の中にも昨年書かれているんですが、そういった調査研究をするためのスペースは、この実施設計の中では十分とれているという理解をしいいんでしょうか。

【山本新県立図書館整備室長】基本的には、3階の事務室が中心になるかと思えます。今まで来られなかった方ということについては、企画の部分があるかと思えます。それは多目的ホールでの映画鑑賞や読書講演会あるいはギャラ

リーでの絵画展や写真展、そういった催しをすることによって図書館に来ていただく、足を運んでいただいた方には、映画であるとか、あるいは落語であるとか、絵画であるとか、写真であるとか、企画展示をした内容を図書資料に結び付けていく、そういった企画のアイデア出しというものは事務室の方でできるかと思っております。

【堀江委員】事務室の中に十分確保していますよという回答であったと理解いたします。

そこで、昨日、実施設計の概要が出されました。これは、例えば県庁を新たに建てるのとは違って、県民が一番利用する施設、建物だと思います。そういう意味では、市立の図書館、町立の図書館あるいは公民館の皆さん、それからさまざまな県民の意見を聞く期間というか、そういうものもとるべきではないかと私は思っているんです。

もちろん、委託をしたという部分はありますが、建物をつくってしまえば、いわゆる使い勝手がどうなのかということでは、実際に計画の段階で十分論議をすることがあってもいいと思っておりますし、県民の意見を聞く期間を設けてはどうかと私自身は思うんですが、その点はどのように考えていますか。

【山本新県立図書館整備室長】堀江委員のおっしゃることはもっともなことであると思っております。

県民の皆様からのご意見等については、県議会をはじめ、整備基本計画を策定するに当たっては、地区別説明会やパブリックコメントあるいは障害者団体からのヒアリング等によって基本的に落とし込みをしたと認識しております。その整備基本計画をもとに本設計にあっては進めてきたことであり、いろいろなご意見という

のは反映されているという認識でございます。

【堀江委員】私が言った実施設計、1階はこんなふうになって、こういうフロアでこういうふうにしますよということは、それはもう県民に聞きません、実施設計そのものが広く聞いたので、それを具現化したことについては委託をして作業に当たってもらったので、もう議員に示しました、それで終わりということですか。

【山本新県立図書館整備室長】十分にお聞きしたという認識で設計については進めてまいりましたし、本年3月の本委員会にあっては、設計作業の中間報告ということでご提示をし、ご意見をいただいた次第でございます。

【堀江委員】私としては、平成26年7月に出された整備基本計画の具現化の際に、正直、素人ですからわからないわけですよ。それが実際にこういうサービスをします、こういうサービスをしますというふうに書かれている、そういう形、これはイメージですよ、イメージ図ですから、実際その方向になると思うんですが、100%そうではないですよ。

そういう意味では、実際にこういう計画を県民にお聞きする期間を設けてもいいと私は思っています。これだけは意見として申し上げておきたいと思います。

とりあえず、終わります。

【渡辺委員】端的にお尋ねしますが、今回の建物の形は曲線ですよ。何をイメージしてこういう形になったのか。なんでこういう形になったんですか。私は、直線にした方が建設費も物すごく安上がりになると思うんですよ。わざとこんなふうにして曲げると、建設費が高くなるのは目に見えているし、カーブのところによって活用も十分できるのかなと思っているんですけど、建設費のアップのために何かわざとカーブ

をつくっているみたいだけれども、なんでここまでしないといけないんですか。

【山本新県立図書館整備室長】形状につきましては、そもそも敷地が正形ではございませんで、少しくびれたようになっております。北側の駐車場部分と、ちょっとくびれて南側の建物本体が来る部分ということで、駐車場は200台まず確保しようということと、その中で効率的に建物を配置していこうという配置計画を検討する中で、敷地に合ったということで、形状的には真四角であれば無駄なスペースといたしますが、使用しにくい部分が出てくるということがございまして、敷地の形状に合わせて曲線状の形態をとった次第でございます。

あと、コストにつきましては、大屋根を鋼材、鋼板にすることで軽量化を図っております。軽量化を図って、鉄骨造ということでコスト減に取り組むとともに、大屋根の効果といたしましては、図書資料につきまして一番大敵となるのが紫外線でございます。大屋根をかぶせることによって直接の光を遮って、ただ、明るさを確保するためには南西側はガラス面にして、ガラス面においては紫外線をカットするガラスを取り入れております。

四角と曲線とのコストを比較した場合、ほとんど差がない状況でございました。

【渡辺委員】それにしても、カーブすることによって私は建設費が高くなると思うんだけど、それは高くないんですか。

【山本新県立図書館整備室長】ほとんど差がない状況でございました。

【渡辺委員】比較した上で、こういうことにしたということですか。

【山本新県立図書館整備室長】そうでございます。一定プロポーザルということで、業者提案

を受けまして、この敷地に合った最適な形状は何かということでもって設計者から提案がございました。その中からこの形状を採用したところでございます。

【渡辺委員】この図面、絵を見ると、例えば太陽光の設備とか環境に配慮した面はどういうところがありますか。太陽光発電はしてないみたいになっているんですけども、なぜ採用しなかったんですか。

【山本新県立図書館整備室長】太陽光発電につきましては、検討をしてみたところですが、屋根の上に乗せられるワット数が30キロワットということで、自家消費しか賄えないということで、設置費用を考慮した場合、初期費用のコストがかさむということで、費用対効果の観点から、太陽光発電については見送りをさせていただいた次第でございます。

【渡辺委員】そういう考えを県が持っているから私は腹が立つわけです。CO₂削減のために県が率先して導入すべきでしょう。費用対効果からどうのこうのとか、それはしかし、長期的に見れば、県としてCO₂削減のためにこれだけ配慮しているんですよと示すのが県の役割じゃないですか。費用対効果で導入を見送ったんですか。

【山本新県立図書館整備室長】限られた予算の中で図書館機能を充実させたいという、そちらの方の考えもございまして、最終的に比較ということで図書館機能の充実の方に使わせていただきました。

【渡辺委員】これは教育長にお尋ねしますが、球温暖化のために、CO₂削減のためにCOP21協定を結んで、政府としてそういう削減に取り組もうとしている時に、県の公の施設になぜこういうことを導入しようとしなかったんですか。

初期費用が高くても、電力の使用量の関係、どこの会社だって、そういうことをしなくなってくるんじゃないですか。県が率先してすべきとは思いますが、その辺の考え方についてお尋ねします。

【池松教育長】CO₂削減、温暖化対策については、当然行政として率先してやらなければいけないと思っておりますが、その手法はまちまちだと思うんですね。太陽光発電だけが唯一の方法ではないと思っております。

そういった意味で、我々もLEDを使ったり、昨日も説明させていただきましたが、全体の照明も、全体を明るくするのではなくて、必要なところをスポット的に明るくすることによって電力を少なくするとか、冷暖房についてもそのような機能を持たせております。

それで、お尋ねの太陽光発電については、先ほど申し上げたとおり、初期投資とランニングコストを比較した時に、売電ができませんので、設置可能面積が30キロワットまでしか面積がとれないということですので、そうするとランニングコストとイニシャルコストをプラスした時に、通常の電力を購入した方が安いと。

それと、回収するためには75年かかります。そういう計算をした上で、先ほど室長が申し上げたとおり、税金を投入する際に75年の回収と、じゃ、初期投資の中で図書館をどう充実させるかということと比較考量させて検討した結果、我々としてはほかの方法で省エネを図る手法をとって、財源については、まず図書館の充実に使おうという判断をしたということでもあります。ですから、決して省エネとか地球温暖化対策をおざなりにしたつもりはございません。

【渡辺委員】そういうコスト面で言えば、要するに、売電ができないというのはなぜですか。

【宅島委員長】 しばらく休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【山本新県立図書館整備室長】 30キロという設置可能なキロワット数の制約がございます。30キロであれば外に出すだけの機能といいますが、電力を生み出せないということで、余剰電力が発生しないので売電ができないという整理をさせていただいております。

【渡辺委員】 そしたら、図書館が使う電力量が30キロワット以内ということですか。

【山本新県立図書館整備室長】 新県立図書館で使う電力は30キロワットを超える、以上を想定しております。

【渡辺委員】 私は、行政の姿勢で、今後、原発が廃止になれば今の電気料金は上がっていく可能性があるんだから、今の試算は今の電気料金でしているわけだろう。70年間の今後の電気料金を考えたらどうなっていくかわかりませんよ。

しかし、姿勢として、県がこれだけCO₂削減に向けて頑張っているんだという姿勢を県民に示す姿が必要じゃないですか。私はそこを指摘しておきたいと思います。今後の公の施設に、例えば、雨をしのげる通路だって太陽光を敷こうと思えば敷けるわけですから、それだけ県として県民の皆さんに対してアピールすることも必要なんですよ。

よいものをつくるんじゃなくて、いかに環境に配慮したかということ、環境部も入れて県としての考え方をしているんですか、してないんですか。環境部も入れた上で設計者と協議したんですか。

【山本新県立図書館整備室長】 環境、エコ、省

エネ、そういった観点を持って設計者とは議論させていただきました。

【渡辺委員】 県の公共施設だから、できるだけ環境にやさしい太陽光エネルギーとか、例えば下水道に使う水は雨水をためて使うとか、いろいろ長崎市もブリックホールなんかやっているわけですよね。費用対効果でいけば、それはしない方がいいかもわからん。しかし、公共施設としてそういうことをすべきだということを県民に示すのも、県のあり方としてすべきと私は思いますので、これは意見として申し上げておきたいと思います。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【宮内委員】 この付近は少し問題が違う方向がゆえに若干戸惑われる面があるかと思えますけれども、これを策定し、計画され、推進されるという時点では、飛行場の存在、飛行場によって、大村空港によって発せられる爆音、しかも、大村空港というのは必ずしも民間空港だけではないわけですね。海上自衛隊、陸上自衛隊、とりわけこれからは、西の守りはこの大村空港が、航空自衛隊の九州全体のというよりも、日本全体の対中国、対北朝鮮等々に対する重要な航空拠点になることは、これはもう間違いなく、確実な政府の方針であると私どもは理解しております。

よりによって、昔の海軍航空隊がプロペラ機でプルプルと、漢口爆撃や、あるいは上海爆撃をやったようなそういう穏やかな爆音じゃないんですね、今の航空機というのは。もうとてつもない、周辺数カ町にも、その爆音は、小中学校の学校教育にも非常に影響を与えるような巨大な爆音を発する。それは何も大村に限ったことじゃない。航空自衛隊や、あるいは米海軍の、あるいは米空軍の飛行場があるような周辺の学

校教育の現場等々にお問い合わせになればすぐわかることですよ。みんな、あれは何とかならないかという運動が盛んに起きていますよ。

話が回りくどいように私は申し上げますが、もしも、お作りになるこの施設が、相当の距離があっても、諫早や彼杵や川棚ぐらいまでの距離があっても、この大村空港を、国が攻防をかけて戦わなきゃいかん時には、これは断固として使いますよ。1億国民を救うためには使わざるを得ませんよ。

その時に、大村空港の周辺というのは、とてもじゃないけど、大変な爆音を覚悟しておかなきゃいかんし、承知をしておかなきゃいかん。そこら辺は、私はこの経過を最初の頃からずっと注目しておりましたけれども、全然話題として取り上げられなかったし、問題としてもその付近の問題が浮上してこなかった。それは、まだそういう客観情勢だったわけです。

しかし、今は、数年あるいは十数年前とは段違いの国際情勢であるということ、この付近をお考えになれば、数日前のテレビの放送でも、日本もアメリカと同じようにむちゃくちゃな爆音を発する航空機をアメリカから数十機輸入したと、こういう報道等々もなされた。配備するところはどこか。東京周辺、そういうところに配備はしませんよ。一番直近のところはどこか。中国に一番近いところはどこか。それは大村に決まっていますよ。

そこでもって、朝、昼、晩、昼夜分かたず訓練に訓練を重ねて、そして1億国民を守るために徹底した防空訓練、防空演習等々をやられる。時と場合によっては、そこを狙ってミサイルが突っ込んでくるというようなことも考えられる。大村は常にそういう危険にさらされる。

ということは、あなた方が計画をしておられ

るこの種の施設についても、全く被害がないという保証は一体どこにあるかというような懸念も、今となってはせざるを得ない、こういうふうに私は思います。

やっぱり時代というのはそれなりに動くわけですから、動いたらそれなりに行政に反映をさせていかなければ、行政に頼り切っている市民や県民は不安でならないですよ。そのところをちょっと説明してくれませんか。

そこら辺まで突っ込んであなた方が検討されたのかどうか、この問題について。

大村空港というのは、民間も軍用も、戦前、戦中、戦後、共通して非常に重要な西の守りなんです。縮小は絶対しませんよ。大村空港はますます拡大されるでしょう。

そういう時に静かに読書しなきゃいかん。静かに民俗学の勉強をしなきゃいかん、そういうようなことを座ってやっておられるのかと。どんなもんでしょうな。

【山本新県立図書館整備室長】長崎県立・大村市立一体型図書館につきましては、基本的には平時の図書館の使用を想定して設計を行っております。

ただ、非常時、有事の際、災害等が起こった場合については非常用発電機を24時間稼働するなど、そういった災害時のことも想定をして、帰宅困難者の方等の受け入れができるような建物の設計にしております。

【宮内委員】基本的に、そういうことが予想されるようなところをわざわざ選ぶ必要はないんじゃないですか。長崎県は狭い、狭いと言っても、すばらしい適地は探せば幾らでもあるはずですよ。来てくれという市もあれば町もありますよ。どうですか。

【池松教育長】宮内委員がご指摘になったよう

に、国際情勢というのが、いわゆるテロも含め、朝鮮半島の核の問題も含めて非常に不安定であるということは我々も認識をしております。

しかしながら、いろんな訓練とか、本当の非常事態の場合は、それはそれなりの対応をしなければいけません、現に大村市民の方々は生活しておられますし、現状では、空港周辺は防音対策などを防衛省の方でやっていただいている部分もあるようですけれども、通常、駅周辺、大村市内全体を見ると、航空機による騒音被害というのが目立っているとは我々認識をしております。

そういった意味で大村市というのは、県の県央地域にあって交通の要衝ということで場所を選定させていただきました。

我々としては政府に外交努力をしていただいて、今、宮内委員がおっしゃったような危機が生じないよう努力していただきたいと思っております。平時の中で、県民・市民に、通常的生活の中で行政としてできるいろんなサービスをできるだけやっていきたいという視点で場所を選定し、図書館の建設に至ったということでございます。

【宮内委員】それはわからなくてもいいですけど、今から30年前、50年前、60年前、あるいは大村藩時代、そういうような時と現代は違うということは教育長も十分ご承知でしょう。大村市内といったって、それは近代戦においては、大村市内などというのは、言うなれば県の一つですよ。

したがって、私はあえて50年先、100年先ということを考えるならば、もう既に大村航空隊の時に大村市民が、どれだけあの周辺が被害を受けたかということ、私ども小学校6年生でしたから、よく承知していますけれども、決して

大村空港だけやられたわけじゃないですよ。周辺の商店街や、あるいは農家や、もう至るところ、メタメタにやられたという現状を私どもは見ておるわけです。

そういうようなことから比べると、今日の航空機器類の爆発力の巨大さというのは比較にならないぐらいの発展を遂げておるんですよ。だから私は言うんですよ。何もそういうところをよりによってやらないでも、全然そういう危険性のないようなところで検討をされてしかるべきである。それが私は行政の将来を見据えた賢明な策ではなかるかというようなことをあえて老婆心ながら申し上げておるわけですが、それでもなおかつ、過去にそういう経験をしている大村市の空港の軍用基地もあるところにわざわざやらにやいかんというような県の、あえて言うならば頑迷な考え方に対しては、私はどうしても理解ができません。

私どもは、やはり県民を代表する議員であるという立場からものを言うのは当然ですけれども、同時にまた、日本全体のバランスということも踏まえても、そういう体験、経験ということは十分踏まえて、県は政策の中に取り上げてしかるべきであるという意見を申し上げているわけで、全然一顧だにもしない、そういう考え方というのは、私は納得しがたいと思います。

そういうような意見が議会で出たけれども、航空自衛隊においては、あるいは大村陸上自衛隊においては、あるいは国防担当の省庁においては、そういうようなことは将来あり得るのか、あり得ないか、それぐらいのガードフェンスを少なくとも設定し、検討しておくというぐらいの配慮は、これだけの巨費を投じてやろうとするならば、私は検討あってしかるべしだと、こういうふうに申し上げておるわけでありまして。

全く一顧だにしないというような姿勢は、5年先、10年先に、そう見ると、あの時に宮内委員が発言したことを検討して、ちょっとずらしておればよかったのではなからうかというようなことがないことを私は願いますが、こればかりは世界情勢ですから、国際情勢ですから、どういうふうになるか、それはわかりません。しかし、全くないところもあるわけですから、そういう危険性がないところもあるわけですから、そういうところを選ぶべきじゃないかということをお願いするんですよ。

これは貴重な県民の財産でしょう。県民のお金でしょう。県民の資産じゃないですか。そう簡単に急ぐべきじゃないんじゃないですか。今まで長くかかってここまできているのだから、事のついでに私が提言したようなことなどを検討したっていいじゃないですか。簡単にこの委員会ではぼんと蹴るような、そういうのはちょっと納得いきませんな。

【池松教育長】宮内委員から過去の大戦等を踏まえてのご心配のご意見をいただいたんですが、先ほど申し上げたとおり、現在、我が国の政策というのは、言わば防衛力があって、それと基地と共存する、日常生活はそこと共存していくというのが根本的な考え方だと思っております。

おっしゃるとおり国際情勢が不安定な中で、いつ何時どのようなことが起こるかわかりませんが、当面我々としては、根本的な考え方としては、まさに基地とも共存していく市民生活ということが大事だと思っておりますので、目の前に宮内委員がおっしゃるような心配はありますけれども、当面は日常生活を重点に置いた施策を踏まえて進めていくということでありまして、

ご心配を無視しているということではなくて、比較考量するとそういう結論になるのではない

かと私は考えております。

【宮内委員】くどいようですが、それほど検討することに戸惑われるようなことはないんじゃないかと私は思うんですがね。海上自衛隊、陸上自衛隊、航空自衛隊ないしは防衛省に直接行かれて、実はかくかくしかじか、こういう計画があるんだけど、大村航空自衛隊というのがある。そのためにこれが何らかの支障なり、影響なり、あるいは爆砕なり、そういうようなことが将来あるようなことはないのか、あるのか。ないようにするためのディフェンスのあり方は、航空自衛隊としては、あるいは防衛省としては、どのような体制をどこら辺まで張っておられるのか。そういうようなことぐらいいは聞いておっても少しも損にはならんと。そういうような質問を受けた時に、そういう説明をびしゃっとやれば、それで済むことですから、それぐらい検討されたっていいんじゃないですか。それほど時間はかかりませんよ。どうですか。大事なことじゃないですか。

【池松教育長】防衛政策について国にお尋ねをして、どの程度のご回答をいただけるかはわかりませんが、少なくとも大村の自衛隊等については、海上自衛隊も含めたところで、防音というか、騒音に対してどのようなお考えをお持ちなのかは確認をしてみたいと思います。

【外間委員】今日は、山本室長から実施設計の概要についてご説明をいただきました。時系列に従いまして、10年間にわたる新県立図書館のあり方、さまざまな整備計画等も含めて、多くの関係者と一緒になって、このことについては今日まで議論を重ねてきているということを一理解させていただきました。

また、先般の一般質問におきましても、新県立図書館の機能と役割、本来の各市町の自治体

にある図書館との連携、支援、貸し出しサービスの強化等、さまざまな角度から、この県立図書館の建設に当たっての役割等のご答弁をいただき、一定理解をさせていただいたところであり、今回の説明について、詳細についての質問はあえて省略いたしまして、常日頃から思っている、こういった公共施設のあり方ということについて、1~2点質問をさせていただきたいと存じます。

まず、この名称でありますけれども、説明では、21の自治体の図書館の貸し出しサービスをはじめ、長崎県の地理的機能から、まさにここにいらっしゃる文教厚生委員の皆様方と一緒に、北海道は江別市にある道立図書館の視察を行うことによって、あの稚内から隅々まで百数十箇所及び支所あるいは自治体の図書館を支援していく。数百冊の図書館の貸し出しをはじめ、各自治体の必要な歴史、文化、さまざまな知識、情報を提供するというその仕組みが、離島を有する長崎県は酷似しており、大村という地の利も考えての検討と一つは理解いたしております。

この名称でありますけれども、今のところ、大村と一体となった一体型の図書館ということで、県立という言葉を入れた図書館の名称になるかと思いますが、よくよく振り返ってみますと、長崎県には、文化施設として、長崎県美術館、長崎県歴史博物館と、あえて県がやっているんだぞ、県が建てたものだというふうなことではなくて、県民のための施設であるというイメージを醸し出すために、あえて名称にこだわって、「県立」の「立」を取ったというふうに私は理解をいたしております。

公共施設が管理をすれば、どうしても時間的にも、学校に行っている時間帯とか、仕事をしている時間帯は使えないけれども、学校が終

わって、仕事が終わって使いたい時に使えるのが公共の本来の施設なのに、あえて行政が管理するがゆえに、例えば9時から5時まで働いている時間帯に管理をするということになると、公共の施設は本来使いたい時に使えないというのが、これは本末転倒ではないかということや、これは本末転倒ではないかということや、これを常日頃疑問に思っていた人間の一人でございます、そういう意味からも、名称というのは非常に大切なことである。名称がひとり歩きをしていくわけですから、これは大事なことはないかなと思っております。

また、先般、ある方から名称について、長崎大学は、英語ではNagasaki University、長崎県立大学は、なぜかUniversity of Nagasakiという英語になっていて、本来であれば、Prefectural Nagasakiというふうにしなけれはいけないんですけれども、それは総務部の所管ですから、ここはおいておきまして、そのように名称というのは非常に大切なことではないかなと思っておりますが、この名称について、今後、どのような名称で進めていかれるおつもりか、この点をまずお聞かせください。

【山本新県立図書館整備室長】外間委員がおっしゃったとおり、県民の皆様は親しんでいただく、使いやすさをわかりやすく提示していく名前というのは非常に大事だというふうに認識をしております。

長崎県立・大村市立一体型図書館は、大村市との共同運営ということになりますので、名称につきましては、大村市の方と鋭意協議をいたしまして、また議会の方にもご提案をしていきたいと考えております。

【外間委員】しっかり多くの方々のご相談の上で、名称にはこだわっていただきたいと思います。

次に、先ほども触れましたけれども、時間の問題であります。開館の時間帯というの、多くの県民の方々に利用していただくためにも、学校や仕事が終わった後の利用時間帯というものをよくよく検討して、どうしてもお上が管理をすると5時までとか6時までとかいうふうになって、一体何のための施設なのか、県民のためのものであれば、その辺の管理というものは、もしかしたら指定管理もこういったところから生まれて、民間でできることと行政でできることのすみ分けを供用することによって、さらなる行政のサービスの質の向上と機能の強化につながっていくものと、私は常日頃そう思っております。公共施設のあり方ということについての利用時間というものも最大限検討していただきたいと思っておりますが、こういった新県立図書館（仮称）の利用時間帯についてはどのようにお考えでございましょうか。

【山本新県立図書館整備室長】現在の県立図書館の開館時間が9時半から夜の8時までで、大村市立図書館が10時から夕方6時までと時間の違いがございます。

ただ、長崎から大村に県立図書館が移動したということでサービスの低下につながらないように、十分に利用者の皆様の状況を把握し、あるいはご要望等もお聞きしながら、開館時間については検討をしていきたいと考えております。

【外間委員】今のところ、室長から18時ということで、私が望むような時間帯ではない。今後、ぜひとも検討していただいて、大村空港も24時間化を目指しているわけですし、民間にとって必要なものは24時間で、コンビニをはじめ、必要なものは時間を延長してでもサービスをやっていく、こういうふうな考え方をどこかで取り入れて、県民のための施設ということを

追求するならば、ある意味、法を超えた思い切った施策を講じて、名称とか時間とかいうものについては思い切って踏み込んでいただければなというふうに思っております。

もっとたくさんありますけれども、今日はこの2点についてお伺いさせていただきました。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【橋村委員】さっきの渡辺委員の省エネルギー対策というか、そういうものを考慮した設計をというようなことでしたけれど、費用対効果とか、いろいろ検討された結果だということをお伺いし、まあ、それもそうなのかなと思ったりもしました。

ただ、またこれも私が言うのはちょっと気が引けるんですけど、森山のスポーツ交流館を建設しようとした時に、あれは平成7年だったと思います。1月にいよいよ工事発注しようとして、神戸大学の先生に設計を依頼しておったわけです。その折に、たまたま神戸の大震災が発生したわけです。幸か不幸か、その先生も神戸の震災調査委員にもなられたりしたわけです。

したがって、私は、速やかな設計変更を、要するに耐震性を神戸地震にも対応できるように設計を変更してくれということで変更させて、だから恐らく日本で最初に耐震性を備えた施設ではないかと思っておるわけです。

その施設についても、さっき太陽光の利用を云々ということでしたけれども、あのスポーツ交流館では、パッシブシステムということで、能動的ではなくて受動的な感じですけども、水蒸気を発生させて、その気化熱を活用して体感温度が1～2度低くなるようにと、電気とか何とか、そういう他動的なエネルギーを利用するのではなくて、気化熱を利用してということも設計の中で織り込んでいるんです。電気を生み

出すこともそうだろうけれども、電気を節約することもまた大事なことだと思っております。

だから、この空間が大きいから高熱水費がかなりかかってくるだろうと。かなりこれはビジュアルな感じになってきているので、節電あるいはLEDを利用するというようなことで消費電力を抑えようという配慮をされておられるけれど、また、いろいろ環境に配慮した形でのランニングコストの低減ということも、もうこれで終わりではなくて、ランニングまでの間、あるいは議会での指摘もあったしということで、再考する必要もあるのではないだろうか。今までの委員のご意見によりますと、変更できる、あるいはさらなる改善ができる余地もなきにしもあらずだろうと思うので、これは30年、50年という建物なので、そういうことも踏まえて十分県民に説明ができるような対応をやっていただきたいと思っております。

ハードについてはそれでいいんですけど、私が一番心配しているのはソフトの問題です。郵便局が幾つか分社化されましたね、郵政とか云々と3社ぐらい。同じ特定郵便局ですけども、その中で3者が違うんですね。そうすれば挨拶すらしないようになった。本当に冗談なしに分社化したらそうなっていったという話を聞いたわけです。

したがって、私は何を心配しているかということ、県立職員と市立職員が一体として対応できるのか、どういう形でこのランニングをやっていくのか。武雄あたりみたいな、ああいうことはまさか考えてはおられないと思うけれど、これから大事なことは、極端に言えば施設は誰でもつくれるんです。しかし、それに魂を入れる。だから、ベストファイブに入る蔵書については、それぐらいのレベルだと、結構なことだと思

ます。130万、140万足らずの人口のところであらうというふうなものに投資をされるということは、高い評価をるところなんです。

しかし、その高い評価をされたその施設が本当に日本一の図書館として機能できるのか。はじめてのケースですよ。高知県か何かが県立と市立が一体となった形で、まだそれも十分なランニングまでは入っていないんじゃないかと思えます。

そういうことで、私も県立図書館に皆さんたちいろいろな訪問したり、研究しておりますけれど、どれだけ専門職員をそこに配置するかなんですよ。臨時職員とかそういう形でパートとか、一番簡単なのは窓際にいて貸出業務をするというのを、スーパーかコンビニのレジみたいな感じでアルバイトでも誰でも同じじゃないかと言うけれど、そのところのアドバイスのできるかどうかという窓口の人の質の高さが一番利用にとって大事なことだと思っております。

したがって、せっかくいいものをつくって、いい人材を配置しないとすれば、何のための図書館なのか、本末転倒ということになってしまうので、建設に対して情熱あるいは精力をつぎ込んでおられるけれども、これから県立と市立と職員が一体となって、そして相乗効果が発揮できるように、そして利用者にとってパーフェクトな対応ができるような能力、資質を兼ね備えた職員の配置ということを考えておかなければならない。

したがって、そういう専門家も、うちにいた渡部君は、今、和歌山の特任教授でいろいろとコンタクトをとっておられるみたいだけれども、ああいう実務経験があるような人たち、いろいろな人たちの意見を集約して、こここそがモデルだと言われるようなランニングができるように、

そのためにはやはり今からスタッフがチームをつくって、そして、県と市でどうやって役割分担をやるか、あるいは分担というより相互協力をやっていくのかというような、ただもうシェアをするだけでおるならば何の意味もない。それが相まってからこそ相乗効果が発揮できる。だからこそ県立図書館と市立図書館の一体化としての成果が生まれるわけでして、そういうことに対する認識と、そしてこれからの人的なチーム結成、あるいはどういうランニングをやっていくためにどういう準備をしていこうというお考えなのか、そこら辺のところをお伺いしておきたいと思います。

【山本新県立図書館整備室長】県民の皆様に対して質の高い図書館サービスを提供していくことは非常に大事なことであり、それには経験豊富で専門性が高い職員の配置が必要だと認識しております。そういった一体型図書館において質の高いサービスを提供していくためには、専門性の高い司書職の配置であるとか、あるいは専門家の方のご意見、関係者のご意見を聞きながら、県市ともども職員の資質の向上に取り組んでいきたいと考えております。

【橋村委員】今の段階で深くお尋ねしてもどうかと思うんですけど、とにもかくにも県と市で図書館専門職員の合同会議みたいなものは開催しておられますか。

【山本新県立図書館整備室長】一体型図書館の運営を見越して、県と市で協議を行っている状況でございます。

【橋村委員】どの程度か承知しませんが、いずれにしても、私の思いというか願いというか、祈るような思いで、いい図書館としてスタートが切れるように、人的な面での体制整備を

図っていただくようにご要望して質問を終わりたいと思います。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【ごう委員】私からは1点だけ、障害者の方々への配慮についてお尋ねさせていただきます。

今、ハード面の設計図とかが上がってきているところですが、今後、中身、ソフトに関していろんなものが決まっていくその時期がいつ頃であるのかということと、その中身を決めていく際に、障害者と一口で言っても、さまざまな障害のある方々が利用できるようなスペースになってほしいなと思っております。

新たな公共施設は、やはりユニバーサルデザインを徹底してほしいという思いがありますので、この空間に身体、知的、視覚、聴覚の障害者の皆様方も、ともに集うことができるようなサービスを提供してほしいなと思っておりますので、今現状として障害者の団体との意見交換等がどの程度されているのか。そして、それがいつ頃その中身について私たちの方に上がってくるのかということをお尋ねしたいと思います。

【山本新県立図書館整備室長】設計に加え、一体型図書館でのサービスのことにしまして、障害者団体の方からご意見を頂戴しております。

肢体不自由であるとか、視覚障害、あるいはろうあ協会などの4団体から意見をいろいろお聞きしてありまして、備えるべきサービス、例えば視覚障害の方からは音声図書を充実してほしい、点字図書を充実してほしいとか、あるいは小さなお子さんたちは、布絵本といたしまして、布でつくった絵本等がございます。それを整備してほしいであるとか、あるいは対面朗読室では、視覚障害者の方をはじめ、高齢者の方もそこで朗読サービスが提供できるようにというようなサービス面のことについてもご提言をいた

だいておりますので、そういったことを実際の運営サービスの中で実現していきたいというふうに考えております。

時期については、開館を今のところ平成30年度の末頃ということで見越しておりますので、できるだけ早い段階でそういったサービスについても決めていって、準備をしていきたいと考えております。

【ごう委員】 ありがとうございます。4団体の意見をしっかりと酌み取っていただいていることは本当にありがたいことだと思いますし、本当に最新の施設でありますから、インクルーシブな社会のお手本となるような施設をつくらせたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに質問がないようですので、これをもちまして、新県立図書館の整備についての質疑を終了いたします。

次に、公明党より「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）」の提出方について、提出が今からある予定ですが、準備のため、しばらく休憩いたします。

準備のために11時30分から再開いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時29分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

次に、公明党より「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）」の提出を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔文案配付〕

【宅島委員長】 それでは、麻生議員から、意見

書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【麻生議員】 皆さん、こんにちは。

今回、私ども公明党として、「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書」を出させていただきました。

内容は、グローバル化や生産年齢人口の減少とか、社会の急激な変化、学校現場が抱えるいろんな課題が複雑化・多様化している現状があります。また、貧困問題への対応や保護者等からの要望が結構あるということを知っておりまして、学校に求められている役割が拡大して、学校の教員だけでは解決できない課題が増加している。それに伴って、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間労働が指摘されております。

教員が総合的に指導を担う日本の学校の特徴がありますけれども、複雑化・困難化する課題について、次世代の学校を構築していく必要があるということから、下記の4項目について出させていただきました。

読んでいただければわかりますけれども、かいつまんで、教職員体制の整備充実を求める。チーム学校としてチームで対応していくということでございます。

また、教員が担うべき業務というのは、子どもに向き合う時間を確保してやっていくということに改めてうたっております。

そして、3番目には、部活動でございますけれども、部活動についても、教員の負担軽減を図るということで、休養日の設定とか、地域のスポーツ指導者を招いてやるとか、そういうことも織り込ませていただきたいと思います。うたっております。

また、4点目には、教員の長時間労働という

働き方を見直して、心身ともに健康な状況で職場に向き合える、そういう環境をつくっていただきたいということの4項目であります。

私の知った方が実は教員になっておられましたけれども、朝は早く夜は遅くまで、そして土日は部活動で自分の時間がないということを受けて、優秀な先生でありましたけれども、3年でブラックアウトされたということも伺っております。

また、中には長時間労働で自殺者も出ているということもありまして、まさに今、教育状況において求められる、このチーム全体でやっていくということを取り組んできたと思っております。

また、昨年から文部科学省でもこれについて審議をされて、多くの意見が出ておると思っています。

ですので、今回のチーム学校推進法の早期制定ということで出させていただきました。

中身は以上でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

ただいま麻生議員より説明がございました「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）」につきまして、ご質問はございませんか。

【堀江委員】 提案者の麻生議員にお尋ねいたします。

この「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書」の一番の言いたいことは、1にあるように、チーム学校推進法を早く成立させてくださいということだと理解いたします。

このチーム学校推進法というのは、先の通常国会に自民党・公明党から出された法案だと理解をしています。平たく言えば、国会に自民党

と公明党が出した法律を地方議会が後押ししてくれという意見書ということですか。

【麻生議員】まさに現場は地方にあるわけですので、皆さん本当に現場で大変苦労されている、これを早くチーム学校推進法として推進させていただいて、現場の負担を除外していくといたしますか、そういうことについての後押しをすべきだと私は思っておりますので、今回、この早期制定を求めるといってお願いの意見書を提出したいと思っております。

【堀江委員】現場は地方にある、おっしゃるとおりだと思います。そうであれば、例えば長崎県が政府施策要望で出しているように、「義務教育に係る教職員定数の改善と確実な財源保障」という文言でありますとか、何もチーム学校推進法ということにこだわらず、2、3、4ということは当然だと思いますし、むしろ少人数学級をきちんと実施するという立場で教職員を配置すれば、長時間労働の解消でありますとか、子どもと向き合う時間はとれるのではないかと、いうふうに理解するんですが、そういうことから考えたとすれば、チーム学校推進法そのものにはいろんな意見も私自身はありますので、それをとって、2、3、4ということでのタイトルを変えてということにはならないわけですね。

【麻生議員】今、学校現場においては、ソーシャルワーカー、また、スクールカウンセラーも配置がされました。相当伸びている状況でありますけれども、一人ひとりの課題、また、個人の情報がありますけれども、こういったものを先生たちと共有しながらどう取り組んでいくか。また、チームとして、全体としてやっていく。学校の先生たちは、授業も含めて多岐多様な時間帯がありますけれども、子どもたちに向き合っていく、そういう中ではチーム一緒になっ

て取り組むことが大事じゃないかということをおっしゃっていますので、この1点については、1番目に記載しておりますように、チーム全体で取り組んでいくということが一つのテーマになっていると私たちは理解しております。

【外間委員】ただいまの「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）」について、公明党から提案されました内容については、賛同の立場で意見を申し述べたいと思います。

我が自民党では、先ほど堀江委員からご指摘があったとおり、国会で継続審議になっていて、確におっしゃるとおり、自民党・公明党の法案による早期制定を求めるものでありまして、先ほど麻生議員がおっしゃった学校、チーム、先生が一丸となって、児童生徒の支援担当の専任教諭の加配の拡充であるとか、心理専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を図って学校の相談機能を強化していくという件についても、どうしても必要であるということで早期成立を目指してやっていくものであります。

この点について、賛同の立場で意見を述べさせていただきます。

【宅島委員長】今、質疑だったんですけど、ご意見として承っておきます。

【坂本(浩)副委員長】麻生議員と理事者の方にもちょっと質問ですが、この意見書について、趣旨は理解しております。

ただ、この趣旨をより効果的に達成するためには、教職員の定数改善も同時に進めることが必要ではないかというふうな認識に立っております。

このことは、チーム学校推進法を策定する過程において、文部科学省の作業部会の中でも明

記されているところでありますし、それから、学校現場の方でも、やはり今の状況の中で定数の改善というのは必要ではないかという意見を伺っているところであります。

理事者の方にお尋ねは、チーム学校推進法の法案の策定に当たって、文部科学省内あるいは県教委として、そういう問題意識があったのかどうかという質問です。

それから、麻生議員には、適正かつ必要な定数改善を実施するという文言を、この1、2、3、4のいずれかの中で関連するところに、例えば1番目の教職員体制の整備充実というのもそうでしょうし、それから2番目の子どもと向き合う時間を確保するというのも関係すると思いますし、それから4番目の心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進する、そのためにもこの定数改善というのは必要だと思いますけれども、そういう文言を補強するという点についてどうなのかお尋ねいたします。

【栗原教職員課長】現在、平成29年度の文部科学省の概算要求の中におきまして、次世代の学校指導体制の実現構想ということで10年計画が出されております。

その10年計画というのは、平成29年度から平成38年度までの間に2万9,760人を増員しようというような内容でございまして、平成29年度につきましては3,060人を増やそうという計画でございまして。

その大きな柱は3本ございまして。その内容としましては、今おっしゃられた定数改善の部分でございまして、まず1本目が学習指導要領の改訂による社会に開かれた教育課程の実現ということで、小学校での専科教員を増やすとか、アクティブ・ラーニングを実現するための教員を増やすというような内容で580人。

この意見書の中にもございますように、多様な子どもたちの一人ひとりの状況に応じた教育を推進するためにということで、5本程度ございますけれども、その中に貧困対策等も含まれております。そういったもので2,030人。

その他として、「次世代の学校・地域」創生プランの推進ということで、教員の資質向上、指導教諭の配置とか、学校事務職員、養護教諭、栄養教諭等々を活用するための配置、また、提案型による先導的な加配制度の創設等が含まれておりまして、それで450人、合計3,060人等を増員したいという概算要求が出されております。

これは、一部に発達障害による通級指導または外国人児童生徒の指導の基礎定数化も含まれたような内容でございます。まさにチーム学校を推進するためには必要な要望ではなかろうかなと考えているところでございます。

【麻生議員】私どもは、教員の定数の拡充といえますと、35人学級を30人にするとか一時ありましたけれども、そういうことになると大変な財務関係もありますので、それについては多分できないだろうと。

それ以上に、先ほど話がありましたように、現場で足りない、不足状況、また加配をすることについては、今後とも政府に求めていきたい、そして学校現場の充実を図りたいということで、坂本(浩)副委員長から話が出たことについては、加筆させていただいても、このチーム学校推進法の早期制定を求めることについては補完する状況だと思いますので、私ども5項目に追加させていただいても構わないと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

【宅島委員長】ほかにご質問はございませんか。

【松島委員】提案者に確認させていただきます

が、チーム学校推進法、今、中央の方で提出されているということですが、チーム学校という言葉、よくこの言葉を選ばれたなという率直な感想が私はあるんですが、チーム学校という言葉の定義みたいなものはありますか。

恐らく学校にかかわるさまざまな人材をしっかり推進していくという意図だと理解して、それは大事なことだと認識しています。

そこで、法案を提出するに当たって、チーム学校という言葉をぴしゃっと定義されているのかお聞きします。

【麻生議員】言葉について深い状況は、私も余り考えていませんでしたけれども、ここの状況でやるといえば、皆さんが本当に力を合わせて、学校全体で一つになってやっていくという趣旨が含まれていると思っております。

先生方が子どもたちと向き合う状況は長時間でありますけれども、学校の皆さんがそれぞれ一緒になって、個じゃないんですよと、全員が一緒になって取り組んでいきましょうという趣旨が含まれていると思っておりますので、全体のチームという形になっていると思います。

言葉ではありますけれども、オリンピックもそうでしたけれども、チーム日本といいますが、ジャパンといいますが、そういった形で全体で一緒になってやっていこう、一人ひとりじゃないんですよ、全員でやるんですよという思いがここには託されていると思っております。

【宅島委員長】ほかにご質問ございませんか。

【山本(啓)委員】理事者にちょっと確認をさせていただきたいんですが、ただいま提出された意見書の内容について、各委員とのやりとりの中で内容については十分理解できる範囲でわかったんですけども、理解できる範囲でわかったというのもまたあれなんですけれども、

実際、我々は、本県にとどまらず、全国の各現場においては、教員の方々に与えられたというか、担われている責務というのが、ニーズという形で非常に大きくなってきている。いわば、負担が大きくなっている。そのことに起因する、またはそのことに由来するのではないかと思われるような抑制できたこととか、防げたこととか、そういったこともたくさんあるんだと思うんです。そういった部分を改革していくために、まさしく今、松島委員が確認されたように、チームとして教職員にとどまらない現場の専門的なもの、SC、SSC等々も含めてでしょうけれども、そういった体制で現場をしっかりと改善していこう、改革していこう、そういった意味も入っているんだと思うんですけれども、もし把握していればいいんですけれども、現在、我が国の学校現場における教職員以外の方々の割合、逆に言えば教職員の割合は把握されていますか。

【木村義務教育課長】基本的に学校の定数は教職員ということになりますので、常勤・非常勤を含めてあります。それ以外に、例えば長崎県で入っているものとしては、今お話がありましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、また、特別支援教育に係る支援員、または英語教育等に係る指導補助員等が入っております。その割合は、把握しておりません。

【山本(啓)委員】もう終わりますけれども、私が新聞等で触れた際に確認しましたら、恐らく80%を超えて現場はほとんどが教職員と。全てを海外と比較する必要はないのかもしれませんが、ほかの外国においては、5割が教職員で、それ以外は先ほど言う心理の部分とか、ソーシャルワーカーとか、支援員とか、そういう方が占めているというのが現場の構成として確認

されております。

そういった部分も今回のこの取組において、本県としても確認されて、どのような体制がいいのかということ構築するきっかけとしてもチーム学校推進法というのは非常に有効なのかなど。

分析は必要だと思います。国からのものがすぐそのまま右から左じゃなくて、しっかりとした取組をしていただきたいなと思います。

【近藤委員】現在、教職員の仕事は大体1日どれくらいの形でやっているか教えていただけますか。

【木村義務教育課長】私ども、本県独自で平成25年度に教職員勤務実態調査というのを行いました。その概観であります。勤務時間以外に、小学校では平日で2時間37分、休日で1時間51分、中学校では平日で3時間16分、そして休日は3時間37分の超過勤務が行われているという統計調査をとりました。

【近藤委員】教員の資質を上げる中で一番大事なものは教材研究なんですよ。やっぱり今日の1時間の授業をやるために3時間の教材研究時間というのがかかるんです。これは現場で自分も体験しています。その3時間の教材研究というのは、その1日の勤務時間の中のどこでとらせるような形でやらせているんでしょうか。

【木村義務教育課長】教材研究は最も重要な業務の一つであります。小学校と中学校で幾らか違うと思います。小学校の場合はほぼ授業が詰まっておりますので、教材研究を勤務時間の中でできるとすれば放課後になります。中学校の場合は幾らか持ち時数で変わりますが、授業時間の中に幾らか空きがありますので、そういう時間をとるということであります。

ただ、先ほどお話の中で教育課題の複雑化と

というお話が出てきましたが、保護者の要望とか地域への対応等、そういう活動にも勤務時間の中での業務がとられるような状況にあります。自ずと勤務時間の中ですなければならない、すべきことが勤務時間の外に出てくる、つまり教材研究が勤務時間外に出てくる。そのあたりも含めて超過勤務の要因になっているのだと思います。

【近藤委員】1時間、1時間の授業を現場の教員は大事にしているわけです。そういう中で、明日授業がある場合には、その教材研究、仕事を家に持って帰ってするというのは今禁止でしょう、フロッピーを持って帰るといのは、学校でやらないといけないということは、全てが終わった中で自分の教材研究をする。若い先生たちは9時、10時になりますよということなんです。教材研究なしに明日の1時間の授業なんて絶対無理だし、学校の一番の本来の目的は何なのかといたら、その時間を、1時間、先生が子どものために一生懸命授業をするということなんです。教材研究の時間というのを勤務時間内にどうしても入れるとしたら、やっぱり数の問題が出てくるのではないかと、授業数の問題が出てくるのかなという形で、自分も現場を見た中で、今言われているように、いろんな形で現場の現状をもう少し考えてやらないと、不安とか何とかで先生が病気になったりとか、授業が投げやりになったりとか、そういうケースが出てくるんじゃないかと思います。早く手を打ってもらえればと思います。

【宅島委員長】ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ご質問がないようですので、しばらく休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

それでは、討論に入ります。

討論はございませんか。

【堀江委員】このチーム学校推進法の中身は、校長先生の権限強化が盛り込まれております。私どもは、自由にものが言えて、安心して研究できるという職場づくりがあってこそ、チーム学校ということでの役割が果たせるんだと思っています。今以上にさらに校長先生が権限を強化し、管理統制をするという方向では、現状を解決することはできないと思っております。

義務教育に係る教職員定数の改善、確実な財源保障、これまで要望してきたそうした内容がさらに要望できるようにしていただきたいと思えますし、そういう面では2番、3番、4番は当然賛成の立場ですけれども、それはチーム学校推進法を早期に成立させないといけないということではないという認識をいたしておりますので、この意見書は1番目の学校推進法を早くつくってくださいということが内容でしょうから、その意味では校長の権限強化を盛り込まれているチーム学校推進法については賛同できませんので、意見書についても反対の立場をとらせていただきます。

【宅島委員長】ほかに討論はございませんか。

【山本(啓)委員】ただいま提出いただいております意見書の内容について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

本件につきましては、先ほど来、質疑の中でも確認されたとおり、現状、各現場に置かれている状況を打開していくためには、具体的なものがまず必要である。そして、教職員の方々の

負担を減らし、そして役割の分担を明確にし、さらには教職員の教育の現場の質の向上を目指すさなければならない、そのように感じた次第でございます。

また、教職員構造というものも、学校現場としてどのような形がふさわしいのか、それをしっかりと標榜したチーム学校というこの推進法の内容については十分理解できることであると思っておりますし、我が会派も進める立場でございますので、当意見書に賛成をいたしたいと思っております。

【渡辺委員】この「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書」につきましては、賛同の立場から、先ほど坂本(浩)副委員長が言いましたように、教員の現状から見て、定数は正をどこかの項目に入れる、こういうことを条件にして賛同させていただきたい。

あと、文言につきましては、委員長、副委員長と提案者の公明党さんと協議していただいて、そういうことを条件に賛同したいと思っております。

【宅島委員長】しばらく休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

意見書の提出について採決を行います。

一部、改革21からのご提案の教職員の定数改善について、そういった文言を加筆するという条件で賛成するという立場を表明されました。それをもって公明党からも加筆をしていいということでもあります。

休憩します。

午前11時57分 休憩

午前11時57分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

公明党さんから出されました提案のとおり意見書を提出することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【宅島委員長】起立多数。

よって、「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書」につきましては、提出することに決定をされました。

なお、体裁の修正等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

しばらく休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午前11時58分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

次に、福祉保健部と子ども政策局の審査でございますが、しばらく休憩いたします。

午後1時30分から再開したいと存じます。

どうもありがとうございました。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

これより、子ども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長、所管事項説明をお願いいたします。

【沢水福祉保健部長】福祉保健部関係の議案については今回ございませんので、議案外の所管事項についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部をお開きください。

1ページをご覧ください。「ねんりんピック長崎2016」の開催。

「ねんりんピック長崎2016」の開催が迫る中、参加選手団約1万人の登録も終了し、開催に向けた準備も大詰めとなってまいりました。

大会を円滑に運営するため、7月に県庁内に7部23班体制からなる実施本部を設置するとともに、大会運営をお手伝いいただくボランティアの皆様に対する業務説明会も開催しているところです。

また、宿泊施設や飲食店などを対象とした衛生講習会を県内8カ所で開催し、全国から来県される方々に安全に過ごしていただく準備も進めてまいりました。

さらに、9月12日には、県内3カ所で採火した炬火を一つにする集火式を長崎市内で実施するほか、例年の4倍となる長崎県選手団の決団壮行式も9月30日に開催予定であり、大会に向けた機運も大きく高まってきております。

総合開会式につきましても、9月19日に出演者の演技等を確認する1カ月前リハーサルを実施し、10月1日には本番同様の総合リハーサルを行うこととしております。

県としては、多くの県民の皆様にご来場いただき、大会の魅力に触れ、盛り上げていただくよう、テレビCMによる告知など広報活動に一層努めながら、参加される皆様に世代を超えて

楽しんでいただき、心に残る魅力あふれる大会となるよう準備に万全を期してまいります。

続きまして、下段の障害者のスポーツ振興についてであります。

併せて、文教厚生委員会関係議案説明資料の追加3をご覧ください。

ここで、大変申し訳ございませんけれども、資料の修正をお願いいたします。

追加3の1ページ冒頭にありますページ及び行数の削除の記載に誤りがございます。資料の記載では、「3頁17行目から23行目を削除し」と書いておりますけれども、正しくは「1頁19行目から2頁5行目を削除し」ということでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、この項目につきましても、全面修正しておりますので、追加3の説明資料をごらんいただきたいと思っております。

障害者のスポーツ振興について、9月7日から18日までの12日間、ブラジル・リオデジャネイロでパラリンピックが開催されました。本県ゆかりの選手3名が出場し、ポッチャ競技団体の木谷選手が、日本勢初となる銀メダルを獲得されました。また、車椅子マラソンの副島選手、車椅子バスケットボール男子の鳥海選手の健闘も光りました。

障害者スポーツ最高峰の大会であるパラリンピックにおいて、県民に大きな感動を与えていただいたことに改めて感謝いたしますとともに、今後のさらなるご活躍を祈念いたします。

また、本年10月22日から24日まで、岩手県で第16回全国障害者スポーツ大会が開催されます。陸上等個人競技及び車椅子バスケットボールをはじめとする4種の団体競技に、118名の本県選手団を派遣することといたしております。引き続き、選手の育成・強化を図るとともに、

障害のある方々のスポーツ交流と社会参加の促進に努めてまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部3ページ中段の社会福祉入所施設における防犯対策についてであります。

なお、この後段部分の「また」以下の部分につきましては、文教厚生委員会関係議案説明資料の追加2の方で修正をしておりますので、福祉保健部の1ページ下段を併せてごらんいただきたいと思っております。

社会福祉入所施設における防犯対策について。去る7月26日に、相模原市の障害者支援施設、津久井やまゆり園で発生した殺傷事件において犠牲になられた19名の方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様の1日も早い回復を心からお祈り申し上げます。

本県におきましては、事件の報を受け、直ちに県内45カ所の障害者入所施設に対して防犯対策の現状を確認し、万全を期すようお願いをいたしました。

翌日には、入所者等の安全確保に対する国からの通知を県内全ての障害福祉サービス事業者、訪問系事業所などを除く介護サービス事業所に送付して注意喚起を図るとともに、県内879カ所の高齢者入所施設に対する防犯対策の状況把握などにも着手したところであります。

これ以降につきましてはの説明は、追加2の議案説明資料になりますので、そちらをご覧ください。

また、9月7日には、県内の障害者入所施設を対象として連絡会議を開催し、防犯対策に関する国の動向や施設ごとの防犯マニュアルの策定に向けた県の取組について情報を共有するとともに、県警による防犯講習や各施設の課題等について意見交換を行いました。

今後は、防犯対策に関する関係施設のご意見や、現在、国において検討されている事件の検証結果を踏まえた再発防止策などを踏まえながら、県としての対応を検討するとともに、引き続き、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合う共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

その他の所管事項につきましては、この後、担当課長の方から補足説明を予定しております地域医療構想の策定について、国民健康保険事業の都道府県化について、また、文教厚生委員会関係議案説明資料追加1の福祉保健部関係1ページの長崎大学における感染症研究拠点の整備について、議案説明資料追加2の福祉保健部関係1ページ上段の長寿者慶祝事業について、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

こども政策局長に総括説明をお願いします。

【永松こども政策局長】 引き続きまして、こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料こども政策局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第126号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。第126号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」につきましては、平成26年7月に佐世保市内で発生いたしました女子高校生殺害事件を契機に設置いたしました「長崎県子ども育成総合検討会議」でとりまとめられた再発防止

策等を第7章として新設するとともに、今年度からスタートいたしました「長崎県総合計画チャレンジ2020」との整合性を図るなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明をいたします。

児童福祉施設等における安全確保対策について。去る7月26日未明に発生いたしました相模原市の障害者支援施設入所者殺傷事件を受け、所管する児童福祉施設等に対しまして、児童の安全確保について注意喚起を図るとともに、不審者対策等の再確認をお願いしたところであります。

県といたしましては、今後の国の動向も踏まえ、施設における重要な防犯設備や不審者対応マニュアルの整備など、施設における防犯対策の強化に努めてまいります。

追加の1ページをお開きください。待機児童の解消について、去る9月2日、厚生労働省から平成28年4月1日現在の保育所等の待機児童数が公表されました。全国の待機児童数は2万3,553人で、前年比386人の増加でした。本県は70人で、前年比28人の増加となっております。保育所の整備や保育士の確保など、今後も待機児童の解消に向けた施策を進めてまいります。

長崎県発達障害児・者総合支援推進会議の開催について、県内の発達障害に関係する各機関が支援に関する情報を共有し、連携した支援体制の構築等を図るために、「長崎県発達障害児・者総合支援推進会議」を新たに設置し、9月7日に第1回の会議を開催いたしました。

会議におきましては、県や関係団体から発達障害児・者の方々への支援の現状や取組及び課題等について説明を行い、委員からは発達障害者支援センターの機能強化、成年期の発達障害

者に対する支援の充実の必要性などのご意見をいただいたところであります。

引き続き、本推進会議において、連携の緊密化や支援体制等についてご議論いただき、今後の発達障害児・者の方々への支援の充実に向けた取組に反映させてまいります。

その他の所管事項につきましては、長崎県婚活サポートセンターの移転について、保育の仕事合同面談会の開催について、児童福祉施設球技大会について、長崎県子育て条例推進協議会の開催について、婚活サポーター「縁結び隊」の養成についてでございますが、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

次に、こども未来課長より補足説明をお願いいたします。

【中野こども未来課長】 私の方からは、126号議案「長崎県子育て条例行動計画（変更案）」について、補足して説明いたします。

お手元に資料として5冊あるんですけども、まず、右肩の方に「こども」とありますが、「長崎県子育て条例行動計画（変更案）の概要」というのがございます。次に、「こども」とありますが、右肩にあると思っておりますけれども、変更後の計画本文、そして「こども」ということで、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ【概要版】」というのがございます。最後に、「こども」ということで、「長崎県こどもの貧困対策推進方針」をお配りしておりますので、この議案と一緒に併せてごらんくださ

い。

それでは、先ほど言いました、「こども」と右上にあります。表題としては「長崎県子育て条例行動計画（変更案）の概要」、この1ページに沿って説明させていただきます。A4の2枚組のものです。1ページでございます。

今回の計画変更につきましては、この資料に記載のとおり、主に2つの変更理由に基づいて行うこととしております。

まず、1つ目でございますけれども、「長崎県総合計画チャレンジ2020」との整合」と柱書きがあるかと思えます。内容としましては、右側の2ページをごらんいただければと思えますが、この子育て条例行動計画そのものは、平成27年度から5カ年計画として策定されております。その際に、この計画の上位計画に当たりますいわゆる前の総合計画との整合を図って作成してはいたしましたが、その1年後に新総合計画が、先ほど言いました「長崎県総合計画チャレンジ2020」が平成28年度からの5カ年の計画という形で策定されましたことから、今回、主に数値目標の整合を図るといったような変更を行ったところでございます。

2ページに書いておりますけれども、整合を図る理由としましては、ということで新たな数値目標の追加、既存の数値目標の変更、ということで既存の数値目標に、いわゆる項目、一番左端の項目には変更ないんですが、基準値とか目標値等の変更、こういったもの3つを理由としております。

この表に記載してあるとおり、
、
ともに4項目ずつこれらの数値目標の変更を行うこととしております。

以上が1つ目の変更理由についての説明でございます。

次に、左側にまた戻っていただいて、1ページ目ですけれども、今度2つ目の理由、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ」という柱書きがあるかと思えますが、これについて説明いたします。

先ほど、局長説明にもございましたとおり、平成26年7月26日、佐世保市内の県立高等学校1年の女子生徒が同級生の女子生徒に殺害されるという事件が発生いたしました。

県としましては、このような事件を二度と起こしてはならないという認識のもとに、平成27年3月に長崎県子ども育成総合検討会議を設置、本年6月にその検討結果のとりまとめを終了し、その内容、経過について、前回の当委員会でも説明させていただいたところでございます。

このとりまとめに記載されております再発防止策につきましては、今後、こういった事柄を風化させない、事件の風化を防ぐという意味合いからも、適正に進行管理をしていく、そういった目的で、このたび子育て条例行動計画を変更し、その内容をこの計画に盛り込む。そして、この条例に基づいて設置されております外部委員会からなっておりますが、いわゆる長崎県子育て条例推進協議会に毎年諮ることによって、これをチェックし、深化させていくというもくろみを考えているところでございます。

去る8月8日、先月ですけれども、この協議会を開きまして、当該計画変更案を協議いただいたところでございます。その中では、特に異論はなく承認をいただいたところでございます。

では、2番目の変更理由の中身について若干説明をさせていただきたいと思えます。

用います資料は、こども、3番目の資料です。先ほど、変更後の計画の本文になるという、ちょっと厚手の冊子でございますが、この

86ページになります。ここに、新たに盛り込むべき内容、いわゆる今後の対策案、再発防止策についてを明確にするため、この計画の第 編、「計画内容」という表題になりますが、ここに新たに7章というのを設けまして、「長崎県こども育成総合検討会議にかかるといふ柱書きで章立てをさせていただいております。

内容につきましては、これは前回もご説明しましたが、資料としては参考までに4番目の資料、「こども」といふ資料があるかと思ひますが、「長崎県こども育成総合検討会議とりまとめ【概要版】」といふのを付けさせていただいております。この4ページ以降に、この計画に盛り込んでいる部分に編みかけをさせていただいております。4ページからの部分の事業について、そういうことで資料を付けさせていただいております。今回の行動計画第7章に、この部分を盛り込ませていただいているということでございます。

すみません、何度も飛びますけれども、先ほどの3番目の資料、本文に戻っていただきますが、先ほどの86ページに戻っていただきます。

第7章のところでございますけれども、この会議におきまして、いわゆる再発防止策の具体策として3つの項目を検討させていただいております。第7章では、第1節、関係機関の連携強化、第2節ということ、特別な配慮が必要な子どもへの支援、第3節ということ、中期的な取組について、5年以上かかるような取組ということですね。この3つを項目立てしております。

それぞれの項目について、現状と課題、それに対する具体的な施策という記載をさせていただいております。合わせて11の数値目標を設定させていただいております。

まず最初の第1節、関係機関の連携強化につきましてご説明させていただきます。

いわゆる児童相談の第一義的な相談窓口として重要な役割を担っております市町におきましては、現状、十分な体制をとることができておりません。

そのため、県から市町へのバックアップが重要であることから、記載の8つの丸がついておると思ひますが、8つの施策に取り組むこととしております。

主な取組としましては、具体的施策の7-1ということで、この1つ目の丸、いわゆる児童相談所と市町の役割分担に係る法的な整理に基づきまして、法律上の整理に基づきまして、県独自の児童相談所と市町との連携体制を明確にするということに向けた新たな指針を策定する、こういった検討をしていくということ。

また、3つ目の丸につきましては、市町における児童相談体制の強化のため、市町職員の専門性の向上を目指した研修の実施。県に登録した児童福祉、法律、医療の専門家等の市町への派遣による技術的な助言などを行う。また、市町へのバックアップを中心とする取組をこういったことで取り組むこととしておるということでございます。

数値目標につきましては、次のページですけれども、87ページに記載のとおり、ご紹介いたしますと、市町との連携のための指針、市町の児童相談体制確認表に基づく地域の実情に応じた連携体制の構築として、平成30年度に県内21市町全てにおいて連携体制を構築することを目標と掲げておる。こういったことで関係機関との連携強化を図っていく。

同じく、同じページの中段、次に第2節でございます。2番目の項目でございますが、第2節

の特別な配慮が必要な子どもへの支援についてでございます。

特に乳幼児から学齢期までの子どもの情報を共有いたしまして、継続した支援を行うための施策化が重要であるということから、ページ数でいきますと88ページから89ページまでの具体的施策、7-2と数字があるかと思いますが、具体的施策の記載のとおり、9つの施策に取り組むこととしております。

主な取組として1つ目の丸でございますが、発達障害児・者を支援する医療・保健・福祉等の各分野における情報共有や支援体制の構築など。

また、2つ目の丸でございますが、いわゆる幼稚園、保育所、認定こども園の指導要録の様式を統一した「こども要録」の作成など、書面での確実な引き継ぎ、小学校等への確実な引き継ぎを支援するための仕組みづくりをする。

さらに、4つ目の丸でございますが、健診情報を小学校へつなぐための情報伝達ツールの作成などの施策に取り組むこととしております。

数値目標としましては、先ほど言いました89ページの方になりますが、いわゆる情報の引き継ぎや支援の継続への「こども要録」の活用の割合として、平成31年度に100%を目指す。また、5歳児健診の実施市町数を平成31年度に21市町全てなどを挙げております。こういったことによりまして、特別な配慮が必要な子どもへの支援の充実を図ることとしております。

最後に、同じページの中段になりますけれども、第3節ということで、中期的な取組についてということでございます。これは成果を出すまでにもう少し時間はかかる、5年以上かかるかなということで、こういう柱書きにさせていただいておりますが、1つ目がメディアへの対応と、2つ目が子どもの貧困対策に取り組むということにしております。

と、2つ目が子どもの貧困対策に取り組むということにしております。

1、メディアへの対応でございますが、3つの施策に取り組むこととしております。

主な取組として89ページの具体的施策というのが鍵括弧であるかと思いますが、1つ目の丸でございます。インターネット上の有害情報から子どもを守るため、携帯電話販売業者をはじめとする関係業界と連携し、フィルタリングの普及やインターネット利用のルールづくりなど、メディアとの正しい付き合い方について広報啓発を推進するなどをを行い、90ページに記載しております数値目標を設定し、取り組むこととしております。

次になります。2番目の子どもの貧困対策でございます。これは今年の2月定例会におきまして、当委員会でもご議論いただきましたが、子どもの貧困対策の推進に係る法律等に基づきまして、平成27年度に策定いたしました長崎県子どもの貧困対策推進方針に基づいた取組について90ページに記載しております。

これについては、参考資料として5番目のこども と右肩に書いてあります「長崎県子どもの貧困対策推進方針」の9ページに内容等は記載させていただいております。

数値目標であります生活保護世帯の子どもの大学等進学率など、4項目をこの子どもの貧困対策では設定して取り組むこととしております。

同様の内容が、この第4章、先ほど追加の7章のお話をしました。第4章というのがございます。この中に、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援についても同じ内容を今回追加させていただいているということになります。ページ数でいきますと、先ほどの変更案の71ページ下段です。

以上が2つ目の変更理由についての説明でございます。

その他文言の時点修正等の部分はございますけれども、大きくはこの2つの理由によるものが今回の変更内容となっております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議いただくようお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【堀江委員】 今、課長説明がありました、「長崎県子ども育成総合検討会議とりまとめ【概要版】」の中で、4ページの具体的対策として関係機関の連携強化について示されています。私もこの方向で進めていただきたいと思うのですが、その中に、平成27年度に既に実施しているものというのがありますね。

教えていただきたいんですけども、児童相談所の機能強化、この中の契約弁護士の配置というのは全て済んでいると理解していいんですか。まず、そこから教えてください。

【吉田こども家庭課長】 契約弁護士については、長崎、佐世保それぞれに1名ずつ契約をして、相談ができるような体制は既にとっております。

【堀江委員】 それで、この長崎県子育て条例行動計画そのものがこどもの担当であるということで、教育委員会との関係がどうなのかということを確認したいと思っているんです。

例えば、「こども」の子ども育成総合検討会議とりまとめの中で、先ほど私が指摘した4ページの関係機関の連携強化のあり方、既に実施をしているものの一つとしてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの有効活

用というのがありますね。

これは当然そうなんですけど、しかし、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーのいわゆる配置状況というのは、全ての学校に配置というわけではないので、結局、子ども育成総合検討会議をとりまとめて、これを活かそうという時に、実際に子育て条例行動計画がこども政策局であるということから、教育委員会にかかわる部分はどのようになるのかという疑問があるんですが、これはどのように認識したらいいですか。

【中野こども未来課長】 私どもも教育委員会とそこら辺は議論をさせていただいたところがございます。どういったものを入れる、入れないという話の中では、平成27年度に大体着手が終えているものについて、なおかつ、この行動計画に載せて進捗管理を5年近くする必要がないものについては記載しないという整理をさせていただいたということがございます。

そういう中で、ご指摘のところのスクールソーシャルワーカーについても今回は第7章には載せなくてもいいという判断があっているわけでございます。

【堀江委員】 これは、私にとっては議案に対する態度に大きくかかわるところなんです。つまり佐世保の事件を受けて子ども育成総合検討会議がとりまとめられましたよ。それを受けて、じゃ、子育て条例行動計画にはこれを活かしてやりましょうと。しかし、教育委員会との分野、学校と教育委員会の関係でありますとか、そういう分野をどう活かすか、どこに反映するのかという部分が疑問としてあるわけです。

いやいや、この子育て条例行動計画は、いわゆるこども政策局の担当なので、その分野だけを子ども育成総合検討会議の中からとりまと

めましたというふうになるのか。

なぜそういうことにこだわるかという、スクールソーシャルワーカーというのは、実際に問題がある子どもという目線一つをとった時にも、やっぱり子どもたちが状況を把握できる一つの大きなかなめじゃないですか。そういうワーカーたちがいないといけないよということで、例えば教育委員会と言うと、第2期長崎県教育振興基本計画があるでしょう。これから見ても、目標は30%なんです。スクールカウンセラーの設置状況は平成30年度に33%。

逆に、子ども育成総合検討会議とりまとめを受けて、じゃ、この教育振興基本計画も補充しますよということにもなってないですね、今回。いやいや、自分のところはこども政策局だから、こども政策局だけの対応なんですよという答弁なのか。

そこがちょっと私の理解の中で整理しきれてないところがあって、どういうふうにしたらいいいのか、単に佐世保の事件を受けてした時に、こども政策局の対応、児童相談所だけの対応でいいのかというのが問われているわけでしょう。学校との関係、教育委員会との関係、ここが問われている。ここの部分はどうなっているのかというところを説明していただけますか。

【中野こども未来課長】ご指摘はごもっともでございます。

例えば、今のスクールカウンセラーにつきましては、57ページの第4章にスクールカウンセラーの設置率とか、もともとあるものもございまして、そここのところで行動計画を管理していけると、そういったところであるのかなと。

あと、教育委員会との関係でございますが、全て今回の事件については、いわゆるこども局関連だけしかないのかというわけではなくて、

教育委員会のものにつきましても、資料の「こども」の本体部分ですけれども、88ページから89ページにかけての、特別支援教育室の事業、88ページ一番下の発達障害児等能力開発・教育支援推進事業、こういったことで対応していくということ、こういったところも入れております。

先ほど言いましたように、もう既に入っているものとか、平成27年度で大体終えているものについて、そういう教育関係の部分について、こども政策局のものについても、今回この計画には載せていないという整理をさせていただいております。

【堀江委員】そうすると、私が言った子ども育成総合検討会議を取りまとめ、教育委員会に係る分野、それからこども政策局に係る分野の双方については、十分検討した上で、ソーシャルワーカーの配置一つとっても、一応掲載はしているので、それに対応していきたいということですね。その上で、今回はこども政策局の部分を追加という形で、もちろん全部がこども政策局だけではないんだけど、追加するというので、要は、教育委員会とのかかわりの部分も十分検討した上で今回の追加が出されているという認識でいいですか。

【中野こども未来課長】委員のご指摘のとおり、この事件についての再発防止策としましては、こども政策局の事業のみ、福祉保健部の事業のみでは対応できません。この追加計上につきましても、教育委員会ともお話をさせていただいて、この計画に載せて進捗管理を図るものについてのみ入れますということになっておりますので、それ以外の施策について、ほかの章に載っているものは、それで進捗管理を行うということになっております。

【堀江委員】 質問を終わります。

【宅島委員長】 ほかに議案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第126号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまして説明をお願いいたします。

【上田福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明をいたします。

文教厚生委員会提出資料福祉保健部の1ページをお開きください。

まず、1ページでございますけれども、補助金内示一覧表でございます。県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、本年5月から8月分の実績を記載しております。

直接補助金につきましては、資料の1ページから資料の22ページまでの記載のとおりで、合計で210件、間接補助金は資料23ページに記載のとおりで、計1件でございます。

次に、24ページをお開きください。1,000万円以上の契約案件について、今回は本年5月から8月分の実績が報告対象となっておりますが、前回の6月議会で報告をしておりますので4月分の契約についても記載をしております。

資料については、24ページから26ページのとおりでございます。合計で7件となっております。

次に、27ページをお開きください。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年5月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、佐世保市、松浦市、長崎県医師会、長崎県町村会、島原市、平戸市からの計6件となっております。

それに対する県の取扱いでございますが、27ページから43ページまでの記載のとおりでございます。

次に、44ページをお開きください。附属機関等会議結果について、本年5月から8月分の実績は、45ページにありますけれども、長崎県福祉保健審議会など合計22件となっております。その内容につきましては、45ページから66ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

【中野こども未来課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係の資料についてご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。補助金内

示一覧表でございます。県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し内示を行った補助金について記載しております。本年5月から8月分の実績は、保育所等緊急整備事業補助金が5件、認定こども園整備事業が2件の計7件となっております。

次に、2ページをお開きください。知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年5月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについて、県の対応状況を記載しております。長崎県町村会、島原市、平戸市からの要望、計4件となっております。それに対する県の対応状況は12ページまでの記載のとおりでございます。

次に、13ページをお開きください。附属機関等会議結果についてでございますが、本年5月から8月分の実績は、長崎県子育て条例推進協議会1件となっており、その内容については14ページの記載のとおりでございます。

こども政策局関係は以上でございます。

【宅島委員長】ありがとうございました。

次に、医療政策課長より補足説明をお願いいたします。

【村田医療政策課長】長崎県地域医療構想(案)について、補足してご説明をさせていただきます。

「長崎県地域医療構想(案)」と記載しました冊子と、右肩に「医療政策課長補足説明」と記載しました1枚物の資料をお願いいたします。

地域医療構想につきましては、先の6月定例会におきまして、素案についてご報告し、ご意見をいただいたところでございます。

今回の案につきましては、その後のパブリックコメント等の結果も踏まえまして、文言の追記修正を行っております。

一方で、その構成や基本的な考え方等、素案から大きな変更はございませんので、構想自体の概要についての説明は省かせていただきまして、パブリックコメント等の状況や主な修正点についてご説明をさせていただきます。

1枚物の説明資料ですけれども、1)これまでの経緯につきましては、記載のとおりでございます。今後につきましては、10月の下旬に予定しております医療審議会に諮った上で11月頃に公表をしたいというふうに考えております。

2)県議会・市町・関係団体等の意見による修正のうち、主なものについてご説明をいたします。

1つ目のポツでございますけれども、6月定例会におきましてご意見をいただいております離島の人口減少に関する記述についてでございます。6月定例会の際には、人口の推移に関して、65歳以上の人口が減少に向かうとほぼ断定的な書き方になっているというご意見を踏まえまして、構想の案の冊子の方、例えば20ページの1行目にありますように、構想における人口はあくまでも国の機関による将来人口の推計によるものであることがわかりますように、人口減少に関連した部分を修正いたしております。

2つ目のポツでございます。2つ目は県医師会からの意見ですが、素案の際には診療所として一くりにしておりましたが、特に病床を持つ診療所の役割について、病院から在宅への円滑な移行あるいは在宅での急変時の受け皿として重要なものがあるといったご指摘がありましたので、この辺につきましては、31ページの上から4行目のように、有床診療所について追記をさせていただきます。

それから、パブリックコメントの状況につきましてですが、実施期間といたしまして、6月

22日から7月25日まで実施いたしました。寄せられた意見につきましては、17の団体・個人の方々から、総数で85件の意見を賜りました。その対応状況につきましては、AからEまでの5つの区分のうち、Aの意見を素案に反映するものが29件、これは全体の34%となっております。そのほか、Bの素案の方向性に合致している、あるいは既に反映しているものが23件、Cの今後検討するものが23件、Dの反映することが困難なものは2件、Eはその他のご意見で8件となっております。AからCまで何らかの対応をするといったものが約9割となっております。

その修正の主なものにつきまして、(4)の1つ目のポツですけれども、データに基づく将来の必要病床数の推計が、医療費や病床削減を目的としているのではないかといったご意見がありましたので、国の説明等を踏まえまして、構想案の1ページ目、最後の2行に、病床の削減が目的ではないこと、また必要病床数はあくまで目安であることを記載いたしました。

2つ目のポツですけれども、構想の実現のため、医療機関に対する要請や命令といった県の権限が医療法において規定されたことを懸念する意見に対しまして、権限を行使するに当たっては、既に構想素案の段階でも地域医療構想調整会議や医療審議会のご意見をお聞きするといった記述をしておりましたけれども、この分に関しましては、62ページ中ほどの部分と下から4行目の部分に、「病床過剰地域において」の次に、地域の実情を十分に勘案するといった旨の追記をいたしております。

3つ目のポツですけれども、県歯科医師会あるいは県の薬剤師会からの意見ですが、今後、在宅医療等において重要な役割を担うかかりつ

け歯科医、かかりつけ薬剤師についての記載がない旨のご意見をいただきました。この分に関しましては、79ページの下半分に、その役割や育成を図ることについて追記をいたしました。

以上、地域医療構想（案）に関します補足説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

理事者の方にお願いがあられるんですけども、説明をされる時は何ページということできちっと言っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、国保・健康増進課長より補足説明をお願いいたします。

【安永国保・健康増進課長】 お手元に配付しております補足説明資料によりまして、国民健康保険事業の都道府県化について、概要とスケジュールについてご説明をさせていただきます。配付した資料、3枚物の両面、6ページの資料でございます。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時20分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【安永国保・健康増進課長】 お手元に配付をいたしております補足説明資料によりまして、国民健康保険事業の都道府県化について、概要とスケジュールについてご説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。国保財政の仕組みについてご説明をいたします。現行の国保制度は、市町村ごとに国保特別会計を設けまして、医療機関等に支払う保険給付費などの支出を、国、県、市町村からの公費、そ

れから住民の保険料で賄い、運営をしておりません。

右の方に新制度のイメージ図を書いておられますけれども、平成30年度からの新たな制度では、これまでの市町村ごとの運営から、都道府県規模の運営に変わります。新たに都道府県に国保特別会計を設けることとなります。都道府県の国保特別会計では、医療機関等に支払う保険給付費などを交付金として各市町村の国保特別会計に交付をいたします。その財源として、国、それから県の一般会計からの公費を受け入れ、なお不足する部分につきまして、市町村の国保特別会計から納付金を受け入れて運営をすることとなります。

また、下の方ですけれども、市町村の国保特別会計では、これまでどおり医療機関等に対する支出を行うとともに、都道府県の国保特別会計に納める納付金に見合う額を住民の方から保険料として納付をしていただくこととなります。

資料の2ページをお願いいたします。次に、国保運営のあり方についてご説明をいたします。

新たな制度における運営のあり方ですが、都道府県と市町村による共同運営に変わります。都道府県は、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営、それから効率的な事業運営の確保など、国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化させていきます。

都道府県の主な役割といたしましては、都道府県内の統一的な運営方針として、国保運営方針を策定いたします。そのことによりまして、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することや、財政運営の責任主体といたしまして、市町村ごとの国保事業納付金の決定、それから財政安定化基金の設置・運営、こういったことを行います。

一方、市町村の主な役割といたしましては、これまでどおり、資格管理、保険給付、それから保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

新制度が開始される平成30年度までに今後進めていく主な取組といたしまして、国保運営方針の作成、都道府県国保運営協議会の設置・運営、それから国保事業費納付金の算定方法の決定、新制度に対応する電算システムの構築と大きく4項目ございます。それぞれの項目につきまして、以下、順に概要とスケジュールについて説明をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。国保運営方針でございます。都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保するため、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定めることとなります。国保運営方針に記載する項目でございますが、法令、それから国のガイドラインの定めがございまして、将来的な医療費や国保財政の見通しなど、4つの必須事項、それから下の方ですけれども、医療費適正化に関する事項などの4つの任意記載事項がございます。都道府県は、あらかじめ市町村の意見を聞いた上で、新たに都道府県に設置する国保運営協議会での議論を経まして、地域の実情に応じた国保運営方針を定める必要がございます。

資料の6ページをお願いいたします。スケジュールでございますが、都道府県が定める国保運営方針を踏まえまして、市町村が保険料の賦課・徴収や医療費の適正化、保健事業などに取り組んでいくこととなりますので、国保運営方針は平成30年の1月頃をめどに決定をする予定で進めてまいります。下から2段目ぐらいの

ところ、平成29年度のところに国保運営方針の決定公表と書いてございますが、平成30年の1月頃をめどに決定・公表する予定で進めてまいります。

それから、下のところに、左側でございますが、点線囲みで運営方針（素案）ということで記載をしております。市町との協議の場である県市町国保連携会議等で検討をした上で、この運営方針の素案を平成29年の2月頃までに作成いたしまして、市町の意見を聴取した後、5月に国保運営協議会による審議を行います。それで、国保運営方針案を策定いたします。その内容については、6月議会の方で報告をさせていただく予定にしております。

その後、引き続き、市町との協議、それからパブリックコメントなどを行いまして、運営委員会による審議は9月と12月の2回行う予定でございます。その協議を通じて内容を確定させてまいります。県議会には、その状況につきまして随時報告をさせていただく予定にしております。

申し訳ありません。資料の4ページをお願いいたします。次に、新たに都道府県に設置することとなります都道府県の国保運営協議会についてご説明をさせていただきます。

この運営協議会は、国保事業の適正な運営を図る観点から、国保運営方針や国保事業費納付金など、国保事業の運営に関する重要事項について審議を行う場として設置するものでございます。法令によりまして、都道府県に被保険者の代表、それから医師や薬剤師の代表、それから公益代表、被用者保険代表で構成されます国保運営協議会を設置することが義務付けられております。

委員の数につきましては、被保険者代表、医

師、薬剤師の代表、公益代表につきましては、それぞれ同数、それから被用者保険代表につきましては、他の代表の数の半数以上、同数以内となっております。具体的な人数等につきましては、都道府県の実情を踏まえ、条例により定めることになっております。

スケジュールでございますが、また6ページの方をごらんいただきまして、上の段の県議会のところの平成28年度の2月議会のところですが、運営協議会を設置するための長崎県国民健康保険運営協議会条例を2月議会に提出する予定にしております。条例案をご了承いただきました後、委員の人選、委嘱などの手続を経まして、4月中には設置したいというふうに考えております。

5ページをお願いいたします。新たな国保制度に対応する電算システムの構築についてご説明をさせていただきます。

新たな国保制度への移行に伴いまして保険者としての事務が効率的に実施されるよう、国が国保保険者標準事務処理システムを新たに開発いたしまして、希望する都道府県及び市町村に無償で配布をすることとしております。国が開発する標準事務処理システムには4つのシステムがございます。それぞれ四角で囲んでいる分です。県、市町村、それから国保連合会にそれぞれ設置が予定されております。

国による説明会や情報提供をもとにいたしまして、県、市町村、国保連合会のそれぞれが準備を行う必要があるということで、県としては、今後、対応の不備等がないよう、それぞれへの取組状況に留意をしてみたいと考えております。

なお、県におきましては、資料の左側の国保事業費納付金等算定標準システムの構築と、そ

れから国保事業報告システムの開始を行う必要がございますことから、そのための機器調達、それから市町からのデータ提供を受けるための環境整備等を現在進めておるところでございます。国の方から10月中旬に提供をいただく予定になっております納付金等算定標準システムによりまして、国保事業費納付金、それから標準保険料の試算を行うこととしております。

その試算結果を踏まえまして、平成30年度以降、市町から県に納付をしていただきます国保事業費納付金の算定方法につきまして、市町との具体的な協議を進めてまいることとしております。

以上、今後、取り組んでまいります主要内容についてご説明をさせていただきました。

県と市町との協議の場であります県市町国保連携会議につきましては、今年度は既に5月20日と8月4日に会議を開催しております。今後は、11月と2月に開催をする予定にしております。

これまで市町ごとの医療費、それから保険料、財政状況の格差など、現状について共通認識を図っておりまして、今後、国保事業費納付金、それから標準保険料率の試算結果が出ることで協議が活性化すると考えております。

今後とも市町との協議を十分行うとともに、県議会には状況を報告させていただきまして、ご意見を賜りながら平成30年度に向けて着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で都道府県化の概要とスケジュールについての説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【宅島委員長】次に、障害福祉課長より補足説明をお願いいたします。

【柴田障害福祉課長】相模原市の障害者入所施

設で発生した事件を受けました県内障害者福祉施設の防犯体制構築に向けた対応等につきまして、資料に沿ってご説明をいたします。

お手元の資料、表題が「障害者福祉施設の防犯体制の構築について」をご覧ください。左上に二重線囲いで差し替え等の記述がある資料でございます。

まず、1番、相模原市における殺傷事件を受けた対応でございます。事件発生から現在までの県の対応をまとめております。

7月26日に事件の報道を受けまして、直ちに県内45カ所の障害者入所施設の状況を確認するとともに、施錠や夜間の見守りなど防犯対策の徹底を指示いたしました。

翌27日には、厚生労働省から発出されました入所者の安全確保に関する通知を県内全ての障害福祉サービス事業者へ送付し、注意喚起を図っております。

29日には、県と同様に施設の指導監督の権限を持ちます長崎市及び佐世保市と、今後の対応について協議をいたしました。

8月24日に施設の現状や要望等をお聞きするため、関係団体との意見交換を実施しております。その際の主な意見は資料記載のとおりでございます。

また、9月7日には、各障害者入所施設の皆様にお集まりをいただき、連絡会議を開催いたしました。国の動向や施設ごとの防犯マニュアルを作成いただくための県の取組等について、情報共有を図りますとともに、県警による防犯講習会や施設との意見交換を行っております。その際の主な意見は資料記載のとおりでございます。

次に、下段の2番、今後の対応でございます。まず、（1）防犯マニュアルの作成でございま

すが、施設ごとに防犯マニュアルを作成いただきたいと考えております。

お手数でございますが、資料の裏面をご覧ください。行程表を示しております。行程表の中段、2番、防犯マニュアルの策定の欄をご覧ください。

先般、9月15日に国から防犯ガイドラインが公表されております。具体的な点検項目などが示されました。これを受けまして、県では防犯マニュアル指針を来月中に策定し、各施設にお示しすることといたしております。この指針につきましても、各施設で作成いただくマニュアルのひな形的なものを考えております。各施設におかれましては、本年度中を目標に個別の防犯マニュアルを作成いただくという工程を考慮しております。

次に、一番下の段、防犯訓練の実施でございます。防犯訓練につきましても、既に取り組まれている施設もございますが、今後、地元の警察署等の支援を受けまして実施していただき、その際の気づきをそれぞれの施設のマニュアルに反映をしていただきたいというふうに考えております。

恐れ入りますが、再度、資料の表面にお戻りください。一番下の今後の対応、(2)国における平成28年度第2次補正予算についてでございます。

正式な決定はまだありませんが、現在、厚生労働省におきまして、障害者福祉施設の防犯対策を強化するための補助事業が検討されているところでございます。この制度の活用を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

今回の事件の後、施設の利用者やその家族、また施設職員の皆さんが大変不安を感じておら

れるということをお聞きしているところでございます。県といたしましては、しっかりとした施設の防犯体制の構築がそのような不安の解消にもつながると考えておりますので、施設のご意見等をお伺いしながら取組を進めてまいります。

障害福祉課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます

以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ごらん願います。

審査対象の陳情番号につきましては、17番、20番、21番、22番、29番、31番、32番、36番でございます。

陳情書につきましても、何かご質問はございませんでしょうか。

【松島委員】 まず、島原市から来ています陳情で、「乳幼児福祉医療費の現物給付に伴う国庫負担金等の減額措置の廃止について」、市町が助成すると減額措置というペナルティを食らうというものですが、これまでもこの委員会でもよく議論等をしてきたかと思いますが、県の公式見解を改めてお聞きします。

この減額措置でペナルティ、廃止すべきというのが県の公式見解ですか。

【吉田こども家庭課長】 県としても、この減額措置については廃止をすべきということで、政府施策要望等においても国に対して要望を行っているところでございます。

【松島委員】 5月の委員会でも課長に答弁いただきましたが、今年の3月に、このことに対する一定の意見の取りまとめがあって、減額措置

を見直すべきという提言を厚生労働省がされた。その後、半年たちますが、どんな状況ですか。

【吉田こども家庭課長】国の「一億総活躍プラン」でありますとか、今回、8月末に出ました概算要求の中でも、年末の予算編成までに結論を得るということで、「引き続き検討する」というような文言が織り込まれているところがございます。

【松島委員】廃止の方向ですか、そこまでわからないか。

【吉田こども家庭課長】申し訳ございません。どういった形で議論が行われているのかということまで情報が入っておりませんので、ここは見直しの方向で検討が進められているというふうな認識でございます。

【松島委員】それと、島原市並びに平戸市並びに長崎県町村会から同じ趣旨の陳情が来ています「福祉医療費の支給対象拡大について」、これは、それぞれの市、町村会の陳情の内容が類似しておりまして、そのことについてお聞きしますが、福祉医療費、乳幼児医療費の支給を県費で賄ってほしいという要望がこれまであったと思います。そんな中で県としては、なかなか財政的にこれは厳しいぞという流れであることを踏まえて、県は県費でなく国費で補助すべきというのが公式見解ですか。

【吉田こども家庭課長】医療費制度につきましては、今でも地域的に格差が、県内だけでなく全国的にあるというふうに認識をしております。医療というものについては、全国どこにいても同じような負担で受けるべきだと考えておりますので、国に対して全国統一的な医療費制度、新しい子どもに対する医療費制度を創設してほしいという要望を6月の政府施策要望の際にも行わせていただいておりますので、そういった

認識でいるところでございます。

【松島委員】施策要望も読んでいますので、ちょっと細かな確認をしているんですけども、とすると、県は国費で支給の対象拡大をすべきという考え方なのかお聞きします。

【吉田こども家庭課長】対象拡大というよりも、全国的に対象を市町、県、それぞれが就学前から、県内でももう高校生まで拡大しているところもでございます。そういった場合に医療費制度も含めて、どこまでを国費、県費も含めて公費で負担すべきかという議論も踏まえた中で、新しい少子化対策、子育て支援対策としての子どもに対する医療費助成制度というものを創設していただきたい、全国統一の制度を創設していただきたいというのが要望の趣旨でございます。

【松島委員】今、言われた全国統一の新しい形、そのことを皆さんどう詳しく考えておられるのかなという質問です。皆さんの中では、支給対象年齢をいついつまで、これを全国統一すべきだという考えがあるのかなのか。

【吉田こども家庭課長】国の子どもの医療制度の在り方等に関する検討会の中で、国の試算としまして、患者負担を無料化した場合にどれぐらいの支出が増えるのかという試算がされております。小学校卒業までですと大体5,700億円ぐらいの給付費の増加があるんじゃないかという試算、それから中学校まで拡大しますと7,100億円ぐらいの医療費の増加が見込まれるのではないのかという試算が出ていますので、全体の支出の増加も含めて、要は財政的にそれに耐えられるかどうかということも含めて、どこまで子どもに対する医療費助成制度として創設できるか、そこは基本的に財政も含めた中での検討課題となると思っております。

【松島委員】県とすれば、小学生まで支給拡大

すべき、中学生まで拡大すべき、それを全国统一にすべき、全国统一にすべきという考えはよくわかって、それをどこまで支給拡大するのか。どこまでするかという考えは県としては特段ないということですか。

【吉田こども家庭課長】そこは財政上の話もありますので、どこまで負担をできるのかということですので、県としてどこまでやるべしということは現時点では持ち合わせておりません。

【松島委員】そこまで含めて要望しているのかなという気になっているいろいろ調べたら、やっぱりそこまでされてないんですね。

国が夏頃までに報告をするということで、夏は過ぎるわけですが、今、僕が調べる範囲でよくわからなくて、どういう状況か、もう報告はされたんですか。

私が言っているのは、国が昨年立ち上げられた子どもの医療制度の在り方等に関する検討会が今年の夏頃に最終報告を出すということで、その最新の情報をつかんでいません。どういう状況ですか。

【吉田こども家庭課長】3月の取りまとめ報告の内容を、以前、政府施策要望の際にご報告させていただきました。それ以降の情報は、我々としてもまだ得られていない状況でございます。

【松島委員】皆さんとしたら、夏頃までに出しますよと聞いている情報だけで、それ以後何も発表がない、待っている状況ですか。もう10月になりますが、そろそろ報告が出るのか、それも全くわからないですか。

【吉田こども家庭課長】先ほど言いましたように、先行して「一億総活躍プラン」でありますとか、国の新年度の概算要求の際も、国保の減額調整の件については記載がありますけれども、新しい制度創設については何の記載もありません。

るので、我々としてもその方向性については、何度もになりますけれども、全国统一した制度を設けてもらいたいというのが県としての考えですので、その方向性なり考え方というのは我々としても待っているところでございます。

【松島委員】わかりました。

【宅島委員長】ほかに陳情について何かご意見ございませんか。

【山本(啓)委員】陳情番号の22番、平戸市から「地域における医療人材育成に係る財政支援について」という要望が上がってきております。

また、次のページには長崎県の医師の状況というようなことで、県下全域の医師の状況が示されております。この要望の趣旨は、医療人材育成に係る財政支援でございますので、それぞれの項目にわたって、その取組、財政支援の拡充等々について書いています。

これに絡んでですけれども、本県は離島半島で構成されている地形において、ひとところにおける医療とか、また、それ以外の行政サービスにおいても、なかなか人口に応じたものというだけにはとどまらなくて、交通の利便性等々も踏まえて、非常に数が必要になってくる、そういう地形であることは否めないわけです。

その中であって医療がその地域でゼロになるというのは非常に危険なことでありますので、私は民の力というよりも、公的にしっかりと整備していく必要がある、これは揺るぎない事実であります。

その上で、この要望が出ていますので、一旦、県下の医療の充実についてどのようにお考えなのか、医療人材育成に係る部分でまずお答えいただきたいと思っております。

【太田医療人材対策室長】医療人材の確保についてご説明いたします。

まず、医師の養成に関しましては、医学修学資金の貸与による医師の養成、それから自治医科大学による医師の養成、また、医師になった後の初期臨床研修医を確保するために、新鳴滝塾で研修病院が合同で新研修医を効率的に確保して県内の医師を確保するための取組、それから専門医の確保のための貸付金等々で医師の確保を図っております。

それから、離島医療の確保に関しましては、大型離島における医療は、基本的には企業団病院で中核的な医療を確保して、一定完結できるような医療を確保しております。

さらに、小規模離島や遠隔地におきましては、地元市町が診療所を担っていただいて医師の確保をしていただくとともに、県としては広域的な視点から医師の確保をお手伝いするといったこと。それから、大型離島、小規模離島で対処できないような重篤あるいは救急患者につきましては、ドクターヘリですとか救急患者のヘリ搬送による離島の支援病院である長崎医療センターになりますけれども、そちらへの搬送による対応といったことで必要な医療の確保をしているところでございます。

【山本(啓)委員】非常に明快に今ご説明いただいたと理解いたします。

医師の確保に向けては、修学の部分で支援をしている、また、自治医科大学などと連携を行っている。そして、臨床による医療に従事したばかりの新人さんのことですかね、新鳴滝塾等で県内における部分においても確保に努めていますと。そして、専門医師の確保については貸付金制度などを設けておりますと。さらに、大型離島については、企業団によって中核医療を配置し、それらの地域についての医療の充実を図っていますと。そして、それよりももっと小

規模の離島については市町の取組であると。さらに、県としては広域的視点から県下全域の支援を行っていますと。そして、それ以外の部分においては、ドクターヘリや救急ヘリなどによって搬送を行うことによって救急の対応も行っていきますと。今、ご説明いただいたのが、恐らく長崎県が取り組んでいる医療の取組の全てではないかなと思います。

その上で、この真ん中にポツが3つ続いていますけれども、その下に「地域医療を担う次世代の医師が見込めない現状を打破するため、将来の医師確保の政策を構築すること」と。非常にざっくりとした要望になっているわけですが、恐らく今の県の取組のみではなかなか足りていない地域があって、各市町が非常にまだまだ現状として、これはかなりの文章ですね、「地域医療を担う次世代の医師が見込めない現状を打破するため」と、もう見込めない現状がそこにあるわけですね。それを打破するためには将来の医師確保の政策を構築すること。政策が今説明いただいたものじゃ足りていないという話なんだろうと思うんですけれども、この辺についての認識を最後に伺いたいと思います。

【太田医療人材対策室長】医師の確保につきましては、新専門医制度が始まるということも予定をされていまして、その新専門医制度の中で総合診療医が新たにつくられるということで、現在、国が制度を構築しているところです。県北地域においては、医師がまだ充足していないということで、新専門医制度に係る総合診療医を確保するために地域の医療機関が連携して総合診療専門医を育てるような体制を整備しているということで現在検討をされておりまして、県もそれに対して何らかの支援ができないかということで相談を受けているところでございま

す。

医師の確保につきましては、県のみで解決できるものではございませんで、従来から国家レベルでの対策を講じていただくよう国に対しても政府施策の要望をしているところでございます。

【山本(啓)委員】もう最後にいたしますが、要望ですので、私の方からもこの陳情の内容について要望で終わりたいと思いますが、本県の特殊事情である地形と、また、人材不足という部分、全国各地でいろいろなことが起きている部分よりもちょっと先に進んでいると認識をしております。

先ほど、るる述べられました今現在の支援制度や、長崎県が県民の医療の充実をどう図るかという部分の取組を説明いただいたと理解しますので、先ほど、まさしく室長が述べた連携の部分に加速していただいて、医療の充実を求める自治体に対しての部分をもう少し検討していただきたいと思います。現状で何とかならないものかということではなくて、現状では足りないという要望でございますので、ぜひともその部分についての連携の加速をお願いしたいと思います。

【堀江委員】まず最初に、ナンバー20の島原市ほかから出されております、先ほど松島委員から言われました子ども医療費の現物給付に伴うペナルティの問題です。

このペナルティの額というのは、各自治体ごとに把握はしているんですか。この8月から、例えば佐世保市とか諫早市が中学生まで拡大予定とか状況がいろいろあるんですけど、最新の資料で、長崎県下の自治体、子どもの医療費、乳幼児医療費を現物給付にした際に、国民健康保険制度の特別会計の減額措置が行われるとい

うのが幾らなのかという県全体の把握がありましたらお答えください。

【吉田こども家庭課長】申し訳ありません。平成26年度で、大村市を除いて県トータル約2,800万円という数字がありますけれども、今、各市町別という数字が手持ちではありませんので、そこはわかりますので、後ほど、最新のデータについてはお示しいたします。

【宅島委員長】では、それを後ほど堀江委員の方に。

【堀江委員】わかりました。わかった段階で資料をいただきたいと思います。

いずれにしても、平成26年度の方で県下で2,800万円という減額がされているということだと思います。これは引き続き、ぜひ減額措置の廃止をお願いしたいと思います。

2つ目、長崎市ほかが出されております、今、松島委員も言われました年齢拡大ですけれども、こども政策局の政策等決定過程に関する決議の5ページに、これは県町村会に対する陳情の回答として、実際に今どうしていますかということで、佐世保市、諫早市が8月から中学生まで拡大予定を除いて、小学生まで拡大が6市町、中学生まで拡大が10市町、18歳まで拡大が1市、松浦市ということですが、念のために、実際何もしていない、長崎県が就学前までですが、長崎県と同じところはどこですか。

【吉田こども家庭課長】現時点でいきますと、壱岐市と波佐見町でございます。

ただ、波佐見町も今年度中に拡大をするという予定を聞いております。壱岐市だけが今検討中と聞いております。

【堀江委員】そしたら、壱岐市は今動きがないけれども、波佐見町はどういう動きなんですか。

【宅島委員長】暫時休憩します。

午後 3時 0分 休憩

午後 3時 0分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【吉田こども家庭課長】 10月ないし11月をめどに助成を拡大するというお話を聞いております。

【堀江委員】 助成の拡大で、例えば小学生までとか中学生とかまでは聞いてないんですね。

【吉田こども家庭課長】 中学生までというふうに聞いております。

【堀江委員】 そうしますと、波佐見町の中学生までの拡大を入れますと、壱岐市の動きはこれからですけど、ほとんどの自治体で長崎県が就学前まで、それに上乘せして年齢が拡大されているという状況です。

私が10年前、この問題を取り上げた時、当時の金子知事は「絶対やらない」と言いました。「絶対やらない」と議会で答弁したんですが、その後、中村知事になった時に、手のひらを返して、これは実施いたしました。当時、3歳までだったんですが、それを就学前までしました。トップが代われればこんなに違うんだと私は非常に実感したことを今でも鮮明に覚えています。

それから、それまで自治体がいろんな立場で年齢拡大を引き上げてくる。入学前までの子どもたちの年齢がどんどん上がっていくというのは、全国もそうですけれども、これは時代の流れだと私は思っておりますし、その方向でやっていただきたいと思っております。

もちろん私どもも政党として、国に対して、まずはこうした子どもの医療費の制度を国の制度としてつくってくださいと。国の制度として今ありませんから、だから県とそれぞれの自治体が半分ずつ持たなきゃいけない。ここに国の

制度としてあれば、これに今度は長崎県なり、それぞれの自治体と同じ財源で年齢が拡大できるというふうに思っていますので、それはそれとして国に要望しますけれども、ぜひ私は、長崎県としても、陳情にあるとおりに年齢拡大の努力をお願いしたいということも併せて要望したいと思います。

それから、3点目、陳情番号31、難病者・障害者・高齢者支援の会からの「長崎県難病相談・支援センターの指定管理者の改善を求める要望書」について、この長崎県難病相談・支援センターの指定管理者については、本文教厚生委員会で指定管理者として選定を全会一致で採択いたしております。

この間、地元新聞に県難病相談・支援センターが混乱しているというふうな記事が掲載された経緯もあって、県民の間から、大丈夫かと、こういう貴重な相談窓口が今後どうなるのかという不安の声が寄せられております。

内容については個人情報にかかわる部分があると思うので、その内容はおいておいても、現状としては、これは混乱という事態なのか。それとも、その後、さまざまな対応の中で指定管理者として相談窓口で受け付けて十分対応できているということなのか。この1点だけ現状を教えてくださいませんか。

【安永国保・健康増進課長】 今回の新聞報道につきましては、県民の皆さんにご心配をおかけいたしましたことを申し訳なく思っております。改めておわびを申し上げます。

センターの現状でございますけれども、新聞では正規職員4名が不在で異常事態という報道もなされておりました。そういう報道が出ました後に現状を確認いたしましたところ、実際に不在になった期間というのが9月3日から6日ま

での4日間ということでございました。

この間の相談対応等につきましては、指定管理者の法人の理事長と、それから指定管理者の職員で対応しておりまして、特段の支障はなかったということを確認しております。

それから、相談員でございますけれども、相談員は2人おりますが、9月8日には2人とも出勤をしておるということで、現在は通常の相談体制、これまでと同じような相談体制に戻っているということを確認しております。

【堀江委員】 そうしますと、県民に対しては、現状として、これまでどおり相談は通常のように受け付けるというか、相談窓口は対応できているというふうに説明をしたいと思えます。

もう一つ、32にかかわってお尋ねしたいと思えます。

長崎市の要望項目の32の中の2ページ、「放課後児童クラブにおける母子家庭等減免に対する県の補助の適用について」という陳情が出されています。

これは、平たく言うと、長崎市が中核市になって2年目、平成10年の時点で、母子家庭等児童助成事業、母子及び父子家庭に対する補助、学童保育に通う子どもたちのこうした補助については、実は県からの補助はなかったけれども、平成27年度、昨年度から、子ども・子育て支援新制度というのが始まって、その中の大都市特例が廃止をされたので、これを根拠に長崎市としては、中核市でなかった以前のように、母子及び父子家庭に対する補助が県も出せるのではないかと、だから出すべきだという要求をしていると、平たく言えばそういう内容ですか。まず、確認です。

【中野こども未来課長】 今、委員がおっしゃられたとおりでございます。

【堀江委員】 それに対して長崎県としては、いやいや、大都市特例が廃止をされたけれども、この母子及び父子家庭に対する補助というのは、寡婦福祉法が根拠なので、そこは何も変わっていないから、これまでどおり出せませんよということを行っているんですか。

【中野こども未来課長】 そのとおりでございます。

【堀江委員】 そうすると、私がこども政策局にお聞きしたいのは、これは長崎市の言うように、学童保育の観点、学童保育に対する状況、学童保育への支援ということでは一理あるんじゃないですか。

【中野こども未来課長】 確かに学童保育の利用料を最大月5,000円減額するのに、半分だけ県の方が補助する、県単補助をするということでございます。

長崎市がおっしゃっているところは、国庫補助金が中核市に対して、いわゆる県の負担がなくなったのが、中核市に平成9年に移られたので、その時点から県の手を外れたといったことで、県としては県単の対象から長崎市を外したという経過、そこが国の国庫補助金を県の方がまた負担をするようになりましたと。だから、中核市も対処してくださいという論旨、先ほどおっしゃられたとおりでございます。

私どもは、この県単補助をする時の過程では、国費というのは児童クラブの運営費補助金でございますけれども、そうではなくて、相手というのはあくまでも母子及び父子並びに寡婦福祉法、こういった理念に基づいて、そういう家庭で育ております子どもさんとか、そういったところを配慮しますという根拠でこの県単事業が成り立っているということを長崎市にはご説明を願うしたわけでございます。

母子家庭については、中核市の大都市特例はまだ県の方に戻っておりませんので、そのところは、対象にはご容赦願いたいということです。

確かに、児童クラブの利用料を減額するというのがありますが、目的のところ若干違います。例えば、児童クラブの運営費を県単で国庫に上乘せしてとかで法的な国の扱いが変わったのであれば、それはそうですねということで、中核都市も対象とすべきと思います。そういった母子家庭の補助金以外の県単補助は、例えば夏休み限定の児童クラブをるところに対して運営費の県単で別途していますが、その分については、今回、長崎市も対象にいたしますという措置をさせていただいています。

繰り返しになりますけれども、母子家庭に対するクラブの助成措置については、根拠とする法律が違うということでございます。

【堀江委員】私は、この長崎県の母子家庭の補助というのが、全国で少ない先進例だと思います。だから、学童に子どもを通わせているお母さん、お父さんたちは、この補助というのはすごく大事なんですよ。働く女性を支えるということからも、この制度は広く活用してほしいし、長崎県は全国で少ないやっている県ですから、やってほしいと思います。

それで、長崎市が中核市になった時からこれはやってないでしょう。そうすると、今度、佐世保市が中核市になりましたね。この1年は、佐世保市はやるけれども、来年度から佐世保市もやらないんでしょう。そうなったら、県単としての先進例としての事例は、長崎市と佐世保市でこれだけの人数で子どもたちは多いじゃないですか。そういう意味では、ベースには県単独補助金を減らすという姿勢があるんじゃない

かなと思うんです。

私から言わせると、私の主張をすれば、新幹線にやるお金があったら母子家庭のここにやりなさいよと言いたくなるんですけど、少なくとも、これは長崎県の県単として先進的な制度であるので、長崎市の陳情のように、来年から佐世保市も対象になるんですから、ぜひこれは対応していただきたいということを、これは陳情ですので、強く求めておきたいと思います。

【宅島委員長】ほかに陳情についてございせんか。

【渡辺委員】確認の意味で、先ほど、堀江委員が言いました31番の「長崎県難病相談・支援センターの指定管理者の改善を求める要望書」の要望項目の3の中に、平成25年度の加盟患者14団体が平成27年度は9団体まで減少して、会員数も平成25年度の2,300名から平成27年度は150名まで減少しています。これは事実ですか。

【安永国保・健康増進課長】要望書の3のところの平成25年度の患者会14団体が9団体まで減少というふうに書いてありますが、私どもで把握している平成27年度の団体数は、9団体ではなくて10団体でございます。それから、会員数は、平成25年度の2,300名から平成27年度は150名程度までと書いてありますが、これも150名程度ではなくて、392名という数字を把握しているところでございます。

【渡辺委員】この2年間で、なぜこのように下がったのか、その要因は何ですか。難病指定が解除されたわけじゃないんでしょう。その要因は何ですか。

【安永国保・健康増進課長】この連絡協議会に確認をしたところでは、患者会の会員数が大幅に減少した理由としては、県の腎臓病患者連絡協議会という団体がございまして、この団体も

この協議会の方に加盟をしていました。腎臓病の協議会の会員数が約1,500名おりましたので、ここが会を抜けたということが大きな要因であると伺っております。

【渡辺委員】腎臓病患者の会員が1,500名ほど抜けたのが要因と今言われましたけど、この難病センターというのは、難病の人たちが相談する窓口なんでしょう。その機能というのは、先ほど、理事長と相談員2人で今相談に乗っていますから運営はいいんですよと言っていましたけれども、センター長はまだ不在なんでしょう。それで大丈夫なんですか。要するに、難病患者の皆さんのよりどころとなる難病センターの運営は、それで大丈夫なんですか。

【安永国保・健康増進課長】先ほど、理事長と協議会の職員で対応しましたというのは、一定の、4日間の対応でございまして、今までセンターの運営というのはセンター長と相談員が2名、それから事務員1名の4名体制でやっておりました。センター長については退職されていますので、相談員2名で相談体制を今維持しているということでございます。

それから、センター長は今不在でございますけれども、指定管理者の法人でありますところの理事長が、後任のセンター長を確保できるまでの間は緊急避難的に兼任しているという形でございますので、従前と同じように、センターの体制としては4名体制で運営は確保できていると考えております。

【渡辺委員】これだけ新聞に載るぐらいですから、運営委員会が10月ぐらいにはできるだろうということになっているんですが、難病の皆さん方が頼りになるような難病支援センターになってもらわないと、やっぱり県費を使う意味がないので、その辺は今後とも十分注意をしながら、

センターの運営に気をつけていただきたいと思います。

【宅島委員長】ほかに陳情につきましてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ないようでしたら、ここで1回休憩をとりまして、3時半から「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」に関する質疑と議案外の質疑に入っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午後 3時16分 休憩

午後 3時32分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

陳情書につきましては、承っておくこといたします。

次に、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」につきまして、ご質問はございませんか。

【渡辺委員】福祉保健部の補助金内示の関係でちょっとお尋ねします。

病院に対して、スプリンクラーとか火災通報装置の補助金がたくさん出ていますね。これは病院をつくる時にスプリンクラーは義務づけられてなかったわけですか、だからこういう補助金で今しているわけですか、火災通報装置も含めて、そこを教えてください。

【村田医療政策課長】この件につきましては、平成25年だったと思いますけれども、診療所の火災によって入院されている方が亡くなるという事故がございまして、それを契機に消防法が改正されまして、それまで対象となっていなかった施設についてもスプリンクラーの設置が義務化されたり、火災通報装置の設置が義務

化されたりといった法改正に伴って国庫補助制度が設けられ、施設、そういった設備の整備の充実を図っていくためのものがございます。一定の基準、規模のものにつきましては従来から当然設置義務はあったんですけれども、対象が拡大されているということでございます。

【渡辺委員】これは全額、国庫のお金ですか。

【村田医療政策課長】基準額がございまして、基準額まで国庫の対象となっております。

【渡辺委員】わかりました。

この火災通報装置というのは、火災報知器のことですか。

【村田医療政策課長】これは自動火災報知設備、自動的に関知するものと、関知した時に連動して自動的に消防等に通報するシステムです。

【渡辺委員】自動的に消防署に連絡がいくようなシステムとは、普通の丸くて押せばピーッと鳴る火災報知器とは違うものですか。

【村田医療政策課長】関知した際に自動的に通報するような装置でございます。

【渡辺委員】わかりました。

あと、24ページの1,000万円以上の契約状況の一覧表の中に、3番目の行政備蓄用のタミフルのドライシロップの購入が随意契約となっておりますね。行政備蓄用のタミフルというのは、薬屋さんはいっぱいあるんだけど、なんで随意契約になっているんですか。その要因を教えてください。

【古賀薬務行政室長】行政備蓄用タミフルドライシロップにつきましては、国と製薬メーカーが行政備蓄用ということで価格等を取り決めまして、都道府県もそれに従って、その価格で購入するというようになっておりまして、通常の卸屋さんとか、そういった流通を介さずに直接県と製薬メーカーが取引をするという形になっ

ております。

【渡辺委員】そしたら、国が契約しているわけですか。国が製薬会社と契約して、それに基づいて県もしなさいということになっているんですか。

【古賀薬務行政室長】いえ、国は国で行政備蓄用の契約をするわけですが、それとは別に県はその国の価格と同等の価格で個別に製薬メーカーと契約して購入手続をするということになっております。

【渡辺委員】それは、あくまでも県が随意契約にせずに一般競争入札をして、国の契約よりも安い製薬会社が出てくる可能性もあるわけでしょう。そうじゃないんですか。

【古賀薬務行政室長】タミフルドライシロップにつきましては、新薬で平成何年かに出してからまだ特許期間が続いておりまして、製造できる製薬メーカーはここに書いております中外製薬1社のみとなっております。

【渡辺委員】早くそれを言えば、ここしかつくってないならここしかつくってないと最初から言えば随意契約しかならないんですから、わかりました。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかにないようですので、次に、議案外所管事項一般について質疑を行います。

委員一人当たり概ね20分を目安にお願いしたいと存じます。

議案外所管事務一般につきまして、何かございませんか。

【宮内委員】私が聞きたいのは、先ほどもちょっと小話程度にお話をしたところでありますけれども、ご案内のとおり、佐世保までは何とか大学もあるし、そして短大等もある。また、

北松圏内まで入れれば、保育所、託児所、保育園、あるいは幼稚園、そういうものもかなりあり、まあまあ満足すべき状況にあります。

しかし、私どもが非常に杞憂をするのは、人口が多いと言われる平戸圏、松浦市圏、それからその離島、的山大島だとか、あるいは大島だとか、鷹島だとか、数多くの人口を擁する離島がたくさんあります。その皆さん方が今どういう状況にあるか。どういう状況というのは、人口が減っているか、増えているかということですけど、漸減じゃない、激減をしています。なぜか、漁業はうまくいかない。うまくいかないというのは、とれないというわけじゃなくて、とにかく子どもを預けて漁業をするような体制がとれてない。今はどこでも託児所、保育園、そういうものがありますから、みんな親は安心してオーバータイムでも何でも職場ではやっていますよ。それぐらいやらないと、なかなか生活もうまくいかない。

しかし、北松の皆さん方は、託児所、保育園、幼稚園、そういうものは皆無に近い。したがって、預けるところがないために経済的な余裕を生ずる根拠がない。農業にしてみても、漁業にしてみても、そういうことでどんどん人口が減りつつある。

高等学校もたくさんあるけれども、なかなか入らない。なかなか入らないのはなぜか。そこに入ったって先の見通しが見つからないからです。そんな高等学校が一体長崎県にあるのか。ありますよ。的山大島の猶興館高校、県立高校ですよ。平戸の猶興館高校の分校をつくって、そして離島の青年たちをそこに入れようとした。ところが、県費を使って立派な県立高校、的山大島の分校をつくりましたけれども、たった4年半しかもたなかった、4年半で解散、県費を使っ

てもったいない話ですよ。平戸はどうか。平戸は猶興館高校と平戸高校があります。しかし、ここでも青年たちは100%オーバーして入ってくるというようなことでは必ずしもない。

就職はどうかというと、就職はなかなか簡単にはいきません。平戸市内に就職するようところがたくさんあるわけではありません。したがって、みんな出ていってしまうということでもあります。

北松は非常にすばらしい環境でありながら、漁業環境も農業環境も、牛にしても、漁業にしても、養豚にしても、あるいは青果にしても、一時期は隆盛を極めた農水産業のエリアであったわけです。ところが、そういうのが今さっぱりはけない。そういうのをやったって将来性がない。そういうことで青年もどんどん減っているということでもあります。

今やっぱり何としてもここで食い止めなければいけないのは、少なくとも私の考え方では、松浦市と平戸市と隣の唐津、呼子、伊万里、有田、この付近は言うなれば北松経済圏ですよ。将来は間違いなく長崎県と合併するでしょう。そういうことは、もう恐らく既定の事実として考えてもいいと私は思うんです。

しかしながら、私が今までちょっと申し上げましたように、この一番、海の幸にも山の幸にも恵まれている地域がどんどん人口が減っていくのを何としても食い止めなければいかならないかというのは、私ども県北に住んでいる者の切なる願いであるわけです。

ならばどうすればいいか。少なくとも佐世保を中心とした旧北松浦郡、今は佐世保市内に入っている、そこまではもうわんさと保育園や幼稚園ができていますよ。保育園や幼稚園がわんさと、もう大繁盛ですよ。そして、人口

はなかなか減らないようになりました。ぴしゃっとそれで定着しました。そして、やっぱり合併してよかったというようなことを聞きます。

問題は、私が言わんとするところは、ですから、そういうことを目の前に見ながら、松浦市や平戸市の皆さん方の将来を考えると、やはり青年が定着するような体制を政治的に行政的につくってやらなければ、ますます人口減が進んでいって、結局はにっちもさっちもいかんようになってくる。

よく北松は牛があるじゃないか、あるいは魚が、山があるじゃないか、山の幸、海の幸に恵まれているじゃないかと。幾ら恵まれたって、それをちゃんとやっていく、ケアをする青年たちが育たなければ、これはどうにもならない、こういうように私どもは思うので、何としても青年たちの足を食い止める方法を考えなきゃいかん。

食い止めるためには、やっぱり結婚して子どもを産んで、子どもを預けて、保育園や乳児園や、それから幼児園や、そういう乳幼児施設に預けて、朝は日が昇る前から働く、出漁する、夜は日が沈んでからも一生懸命働く。働くことには北松の人たちは事欠かないわけですから、一生懸命頑張るわけですから、行政的に、政治的にそういう体制をつくって助けてあげなければ、北松は、今申し上げますように唐津から松浦、平戸に至るまで、この線に短期大学、大学が一つもない。子どもたちは佐世保か長崎か、あるいは福岡に行ってしまう、この子どもたちは帰ってこない。帰ってこなければ、ますますこの付近の農業、漁業の働き手がいなくなってくる。そういうような悪循環が今どんどん進んでおるとい実態をもっと真剣に考えなければ

ならないのではないかと。こういうように思う時に、保育園、乳児園、幼児園、そういうものの建設に向けて、それなりの行政的な政治的な配慮というものは、これはぜひ必要な大事なエリアではないかということをお私に言いたいわけがあります。そのことは、すぐ近くの大島や、あるいは壱岐や対馬、そういうところにも全部影響してくるというふうにも思うわけがあります。

ですから、今、行政から見捨てられたような平戸、松浦、隣の唐津までのあのエリアに、もう少し喝を入れて、そして北松振興を実態的に、本当に喝が入ったのと、県北の県民の皆さん方が思うような施策は、手っ取り早く言えば、保育園、乳児園、幼児園、そういうものを何とかつくるような行政的なリーダーシップを県も市町と一緒にやってやる、そういうようなことは皆さん方お考えにならないんですかね。

私は、たまたま平戸に施設を一つ持っているものだから、その施設の職員たちがもうとにかく喜ぶんですよ。もっと増やしてくれと言うわけですよ。なんでそういうことを言うかという、いや、子どもを預けて、そして施設に働かせていただければ、私たちは子どもを大学まで出せます。今までのような状態だったら、子どもたちを大学に出したくても出せませんと。

こういう彼らの切なる願いを聞けば、ささやかに、もう長崎や佐世保などというのは嫌というほど、隣も隣も隣もみんな保育園、幼稚園といふのになってしまっているところが多いところですが、全くそれが無いということによって、県政の大事な、山の幸、海の幸もとれる、あるいは林業もまだまだ盛んになそうと思えばなれるようなところがある。せっかくそういうものがありながら、それを利用することができない。それによって県財政を豊かにすることができない

い。これはまことにもって惜しむべき政治の欠陥というか、欠落というか、そこら辺にも配慮することが大事なことでないかと、こういうふうにかねがね思っているわけです。

何十年にはじめて立って、こんな小さなことを、一般質問でもあるまいし、委員会で質問するなどというのははじめてのことです、私は。ですけど、ここはやっぱりそんなことを言うておられん、北松のことを考えれば。

福祉保健部長、あなたの問題ばかりじゃないけど、広範な手広い連携をしてもらわないとなかなかできない問題かもしれないけれども、そこら辺をひとつ、そういうヒントを私が与えたわけですから、ぜひひとつ市町にサウンドしてもらって、どのような返事が返ってくるのか。それはもう宮内さんの言われるとおりですと、そういうことをしてもらえばここら辺は大喜びですと、ぜひひとつ検討してくださいという返事が間違いなく返ってくると私は思いますけどね。こども未来課長やこども家庭課長、この付近も、今の話を唐人の寝言みたいな聞き方をしないで、深刻にひとつ聞いてやって、これが県北振興にパンチをきかせるようなことに間違いなくなるというふうに私は確信していますから検討してもらえませんか。何かそれに対して見解があれば。

【永松こども政策局長】 委員ご指摘のとおり、地域で暮らしやすくする、子育てをしやすくするというのは、若者の定着のためには必要なことだと思っております。

平戸・松浦圏内で待機児童等は出ていないんですが、ひょっとしたら、預けたいけど、手を挙げてない可能性もありますので、子どもを預ける、預けないについて、どういう需要があるかについては、平戸市、松浦市に尋ねてみたい

と思います。

ご指摘のとおり、まさにまち・ひと・しごと、まちを活性化させないといけないということの大事なところでございますので、ぜひこども政策局、福祉保健部だけでなく、ほかの部とも連携しながら、平戸・松浦地域の活性化のためにいろいろ考えていきたいと思っております。

【宮内委員】 結構な答弁をいただいたので、それでいいんですけども、今、行政にしても政治にしても、広域圏的な展開をしようとするのが国の21世紀に向けた方向であることは間違いのないわけですから、ぜひこれは本省に行って話をしてくいて、広域圏的な形で展開していけば非常におもしろいじゃないですかと、こういう話。本省の偉いさんたちが言うんですよ。唐津から平戸までつながっているじゃないですかと、同じような悪い条件のところ。この付近は、昔は隆盛をきわめたところですよ。長崎よりもこの付近が一番九州では盛んなところだった、福岡と一緒に。それが今ここまで落ち込んできたというのは、ある意味では政治の欠陥、政治の目が届かない、そういうことにもなるわけですから、広域圏的な立場から考えて、佐賀県にも呼びかけて、そして大学の一つぐらいは、短期大学の一つぐらいつければ、保育所がなぜできないかということ、保育所を建てても、近くに保育士の資格を持っている先生がいないから建てられないということがあるんですよ。保育士の資格を持っている先生がおればどんどん建てますよというのはたくさんあるんですよ。ところが、保育士の資格を持っていない。持ってないというのは、短大でも2年行けば保育士の資格は取れるんですよ。

けども、ここは今言うように、唐津から平戸まで、大学という大学が何もないんです。こ

れだけ広いところで、これだけかつては栄えたところで大学が全然ないというのは、この地域だけです、皆さん。せめて保育短大が1つ、教育単科大学が1つ、100人の定員ぐらいでもいいから、そういうのができれば、資格を取った者がどんどんこら辺から出てくるわけですから、何もはるばる東京に行ったり、あるいは福岡に行ったり、あるいは長崎まで行ったりせんでも、地場で父親や母親、家族と一緒に働ける、そういうような子どもたちがどんどん育ってくる、そういう環境をつくってやらなきゃいかなのじゃないかなということも1つ付け加えておきたいというふうに思います。

この付近は、かつては朝鮮征伐も含めて、あるいは日朝貿易も含めて、とにかくここから出かけて行った船が文化その他の交流をどんどん進めていった大事な地域なんです。それが今は全く見るも無残な状況で、このまま捨てておいては、私どもはご先祖に対して申し訳ないのではないかというふうに思います。

したがって、ぜひひとつ広域圏的な立場で、隣県の佐賀県とも話し合って、大学を1つつくろうじゃないかと、あるいは短大を1つぐらいつくって有資格者をどんどんこの地域からつくっていかうじゃないかと。そうすればどんどん、この付近に保育園もできるし、あるいは小学校、中学校に教師として赴任をするような希望を持つ郷土愛に燃えた優秀な教師が育ってくる可能性だってあるじゃないか。そういうようなことなども付け加えて中央に働きかけをしていただくことを、県北振興のためには具体的な形で非常に効果的な施策ではないかというふうにかねがね思っております。

私も、言うばかりで、てめえは何もしないじゃないかと言われてもいから、私もやり

ますよ。私も大学の1つか、あるいは短大の1つぐらいはつくるぐらいの運動をやりますよ。私もやりますけれども、皆さん方も積極的にそういう考え方に立って応援をしてもらわないと、これは一人の力じゃ容易にできることじゃありません。

少なくとも、私は福祉施設を建てて60年、今日まで経営をしてきた自信があります。県下で60年、3つの施設を、老人施設、知的障害者施設、そして一般の問題のある問題児等を預かっておるのは、私のところが県下で一番先発です。ですから、それだけのことをした自信がありますから、もし皆さん方が協力をしていただければ、私はできないことはない。ぜひひとつ落ち込んだ県北に力と光を与えてくれるように、少しは県の方からも協議をしていただいで、呼びかけていただけませんか。そうせんというと、余りにも今、かつての栄華から見ればかわいそうな状況になっているということをお訴え申し上げて、ご協力をお願いしたいということで終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

【永松こども政策局長】私ごとで恐縮でございますが、北松浦郡出身者といたしまして、四十何年前、江迎のターミナルは非常ににぎやかだったし、平戸口から平戸に渡る船が行き来する姿は非常に活気があったというのは、当時、中学生だった私としては印象に残っております、今、委員のお話を聞いておりました。今、たびたび訪れているんですが、本当に寂れたなということについては実感をいたしております。キャリアの差もありますので、委員はもっともっと元気だった頃をご存じだと思います。

私も同じ思いでございますので、県北振興局でありますとか、市あたりともいろいろ話をし

て、とにかく活性化に向けて努力をしたいと思
います。具体案は今ここでなかなか申し上げら
れませんが、とにかく地域の活性化とい
うのは我々の仕事だと思っておりますので、い
ろんなところと協議をして進めていきたいと思
います。

【宮内委員】ぜひそうしてください。県北に福
祉施設は全くなかったんですよ。ゼロだったん
です。それを60年前に私が旗印を立てて、知的
障害者とお年寄りと、そして問題児と、みんな
困って困ってたまらんという皆さん方を今日ま
でしっかり守ってきているわけです。今まで全
くなかったところにその施設を建てるというの
は、正直言って大きな抵抗もありましたよ。問
題もありました。しかし、今や60年、嘗々とし
て継続して、皆さん方から、もっと拡充・強化
をしてくれという声が出ております。だから、
そういう方向で頑張らにやいかんと思ってお
ります。

ですから、皆さん、やれんことはなかとです
けん、かつてあれだけの馬力のあった県北です
から、ぜひひとつ力をかしていただきたいなど
重ねてお願いします。私がやれたんですから。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

【堀江委員】大きく2点、20分以内にやりたい
と思います。

後期高齢者の保険料軽減特例措置について質
問します。

私が申し上げるまでもなく、平成27年1月13
日に開催された社会保障制度改革推進本部にお
いて、医療保険制度改革骨子が決定されて、後
期高齢者の保険料軽減特例、予算措置ですけれ
ども、この見直しが盛り込まれました。そして、
この保険料軽減特例については、段階的に縮小、
あるいは平成29年度から原則的に本則に戻す

ことが示されました。

つまり、このままいくと来年度から後期高齢
者の保険料は上がるわけですね。長崎県では、
いわゆる見直し対象の数がどれくらいいて、そ
の数というのは全体の何%になるのか、手元に
ありますか。

【安永国保・健康増進課長】ただいま委員から
ご質問がありました後期高齢者の保険料の軽減
特例を受けられている方、あと、それが何%ぐ
らいかというお尋ねだったかと思います。

現在、後期高齢者医療の対象になっていらっ
しゃいます被保険者の方は、平成28年当初の数
字でいきますと21万4,068人いらっしゃいます。
今回の保険料軽減特例の見直しの対象になる方
について、後期高齢者広域連合にお尋ねしてお
りますけれども、11万7,909人、約55%の方が
対象になるだろうということで聞いております。

【堀江委員】21万4,000人の中の11万7,000人、
2人に1人以上、55%が対象になるということ
ですけど、現在の額がどれくらいになるか、後
期高齢者の保険料がどれくらい上がるかという
ことで、いろんな事例があると思うんですが、一
番値上げ幅が大きい事例というのはありますか。

【宅島委員長】暫時休憩いたします。

午後 4時 5分 休憩

午後 4時 5分 再開

【宅島委員長】委員会を再開いたします。

【安永国保・健康増進課長】軽減特例が、低所
得者の保険料軽減で均等割であったりとか、所
得割であったりとか、あと、元被扶養者の保
険料軽減ということで、均等割の9割軽減とい
ったものがございます。

一番影響が大きいと思われるのが、被保険者
の被扶養者であった方の均等割の9割軽減とい

うのがございまして、この方でいくと、現在4,600円で、軽減なしになりますと4万6,800円ということで、この金額が一番大きいのではないかと思います。

【堀江委員】いろんなケースがあると思うんですが、現在4,600円の後期高齢者の保険料を払っていた人が、来年になると、この軽減特例の見直しとなった場合は4万6,800円、これは年金の額に相当しますよね。これだけ保険料が上がるということになります。

そうしますと、このままいくと平成29年度から原則的には本則に戻すということなんですけれども、長崎県の後期高齢者医療広域連合であたりとか、長崎県の動きというものはないんでしょうか。もうそのまま何もしてないんですか。

【安永国保・健康増進課長】この軽減特例の廃止の問題については、広域連合の方では広域連合長会議というのが毎年1回あっておりますけれども、平成28年6月に後期高齢者医療制度に関する要望書の中で、現行制度を維持すること。それからやむを得ず見直す場合については、その必要性について国による丁寧な説明と周知を行って、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないように激変緩和策を講じることというような要望をされております。

長崎県の広域連合の議会でも、8月に開催された議会の中で、議長名の要望書を政府の方に提出するということが決議されております。

そういった動きはございますけれども、長崎県として、この問題に対して現在のところ対応はしていないという状況でございます。

【堀江委員】後期高齢者の保険料は国民健康保険税とかを含めて通常でも高い。4,600円でも、年金の額が少ないですから、やっとなさ納める。

それが4万6,800円になれば、年金は上がらないわけですから、さらに大変なことになるので、広域連合の議長名で意見書を出しているという報告がありましたが、ぜひこの点についてはあらゆる機会を通じて、軽減措置を、特例措置をそのまま継続していただくように要望していただきたいということをこの場をかりてお願いしたいと思います。

もう一つは、国保の問題について質問したいと思います。

平成30年度から、今、例えば長崎市でいうと長崎市議会が国保の特別会計を持って、いわゆる予算も見るわけですが、それをこの文教厚生委員会だと思っておりますけれども、長崎県全体の国保運営協議会ということで、国保の特別会計を見るという形になるんですが、一番の不安は、現状がわかるかということです。私も市議の経験がありますが、市レベルであれば一定、わかるというのは語弊がありますけれども、把握ができます。しかし、長崎県全体をこの文教厚生委員会の中で、離島も含めて、半島部も含めて、都市部も含めてどうなるかということをするというのは、地域の実情がわかるかという不安が私は非常にあります。

そこで、地域の実情をいかに把握できるか。この点を一つ確認したいんですが、課長が補足説明で言われました資料の3ページ、国保運営方針の位置づけということで、国保運営協議会をつくるんですが、括弧の中ですね、「都道府県は、あらかじめ連携会議で市町村の意見を聴いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論を経て、地域の実情に応じた国保運営方針を定める」。今だと、国保運営協議会というのは、議会の代表も入っているんですけども、そこでいろんな保険料、率が決まっ

ていくわけですが、この文章でいくと、市町村の人たちは国保運営協議会に入らないんですね。連携会議ということで市町村の意見をまず聞く。市町村の担当者は入らないのか、ここをまず教えてください。

【安永国保・健康増進課長】まず、県の方に設置します運営協議会のメンバーに市町村から入らないのかというお尋ねだったかと思いますが、国保運営協議会の構成といたしましては、補足説明でも申し上げたとおり、被保険者の代表、保険医、保険薬剤師、公益、それから被保険者の代表ということで法令で決められております。

それで、国の説明によりますと、市町村については、県とともに国保の運営を担っていくこととなりますので、構成員ではなくて事務局の立場から審議に参画するというのを想定しているという説明を受けているところでございます。

【堀江委員】つまり、6ページの図表では、県議会があって、県国保運営協議会があって、連携会議がありますよと。市町村の担当の人たちは、国保運営協議会で決議権、決定権はないけれども、これはそうしますと国保連携会議を随時開きながら連携してやるという理解でいいんですか。

要は、地域の実情が一番わかるのは市町の担当ですよ。だから、その人たちの声が十分反映される国保運営協議会でないと、保険料であったりとか、率であったりとか、ここで決まるわけですから。そういうふうな理解でいいんですか。

【安永国保・健康増進課長】これまで国保制度を市町村の方で運営をされてきた市町村の意見というのは、配付いたしました資料の6ページの下の方に県と市町の国保連携会議というのが

ございますけれども、ここで毎年定例的に行った上で、上の方の中段のところですけども、国保運営協議会に意見を反映させていくというような格好です。運営方針の中で反映をさせていくということになります。

あと、国保の実情の意見反映については、先ほど言いましたけれども、国保の被保険者の代表のところ、要するに、国保の被保険者の方ですから住民の代表がここに入ってくるような形になりますので、地域の実情を反映させるという意味では、こちらの方でもそのことは可能ではないのかなと考えております。

【堀江委員】国保運営協議会の委員構成の案としては、被保険者代表、保険医、薬剤師、学識経験者、被用者保険代表、あるいは住民の方も入りますよということですけども、えてして市の国保運営協議会というのは、いわば事務局が提案して、そのとおりになる、意見も余り出ない。全てとは言いませんよ。えてしてそういう方向にあるので、ぜひ委員の構成の中ではきちんと発言をしていただきたいという要望も申し上げておきたいと思えます。

それで、1ページの図がありますね。国保会計が都道府県に入ってきた、じゃ、都道府県が全部やるかということ、これまでどおり、保険料の賦課であったり納付であったりというのは市町がやるんですよ。

そうしますと、それぞれの自治体が県に納める納付金、真ん中にある納付金は100%納めることとなります。しかし、それぞれの市、町が住民から集める部分については、これはどうしても収納率というのが出てきます。そうしますと、収納率の計算も出てくるので、いわゆる標準保険料の提示とかを含めたら、保険料とかは、今、県内に自治体は21ありますけど、自治体に

よって額も率も違うという理解でいいですか。

【安永国保・健康増進課長】 ただいま委員がおっしゃったとおり、現在も市町村によって国保の被保険者の数は当然違ってまいりますし、その被保険者の数の規模によって、それぞれの現実的な収納率というのも当然違ってまいりますので、この国保の事業納付金の算定に当たっては、そういったところも加味しながら、納められるような収納率ということを勘案しながら保険料は決まっていくのかなと考えております。

【堀江委員】 納められる保険料率でないといけないんですが、それぞれ自治体によって違う。そうなった時に、今現在も国保の財政は自治体によって違いますよね。過去、文教厚生委員会で国保の問題についての集中審査をやったことがあります。そこで出された資料を見ても、基金があるところ、ないところ、繰入金があるところ、ないところ、これは違いますよね。そういう状態の中で平成30年から広域になるんですが、これはこのままですか。自治体によって、あるところはあるまま、これを全部なしにするのか、そこら辺はどうですか。

【安永国保・健康増進課長】 現在、市町の方で持っています国保の基金については、30年度以降も今のままで保持されるような形になっていきますので、30年度以降が県と一緒にになるので、市村が持っている基金についてはもうなくしていいよという話ではございません。今のままでいくようになります。

【堀江委員】 今の段階というか、30年広域にした現状の時に、基金があるところはそのまま基金があるということでもいいわけですね。

その上で、国保の財政で一番の違いは、一般会計からの繰り入れをするかしないかということですよ。一般会計からの繰り入れをして国

民健康保険税を上げない、保険料を上げないという自治体と、いやいや、それはしないよということで単年度決算で保険料にはね返る自治体とそれぞれあるんですが、こういう自治体による違いというのは広域化になったらどう理解したらいいんですか。

私も何度かこの質疑をした時に、課長は「変わりませんよ」と言いましたけれども、そういう理解でいいんですか。でも、一般会計を繰り入れするところとそうでないところと、広域化になった段階でそれは可能なんですか。

【安永国保・健康増進課長】 一般会計繰り入れの中にも、法令等に基づいてやるものと、法令等以外のところでそれぞれの首長さんの判断でやる、いわゆる法定外一般会計繰り入れというのがございます。

今、国と地方との議論が進んできた中で、法定外の一般会計繰り入れの中で決算補填等の目的でやる分については、都道府県化以降の解消とか削減ということを目標にして、そういったものについてはなくしていこうというのが、今の国の考え方になってきています。

今、委員がおっしゃった保険料を低く抑えるためにそれぞれの市町村の判断でやっている分については、決算補填等の目的でやっている法定外の一般会計繰り入れというところに入りますので、ここについてはなくしていく方向でということで、今のところ国の方針としてはなっています。

これをどうしてなくしていくかということについては、国の方もこれまでも説明をしてみましたけれども、平成27年度から1,700億円、それから平成29年度以降、これに1,700億円を加えて3,400億円の全国ベースでの財政支援を拡充していくというのがございまして、そう

いったところもこういった保険料軽減の法定外一般会計繰入金をなくしていくところの財政支援にもつながっていくという説明がっております。

【堀江委員】私が端的に聞きたいのは、いわゆる法定外繰り入れです。そして、それは、あくまでも保険料を上げないために一般会計から繰り入れするということが自治体によってはできたんです。今はできるんです。それは首長が判断し、議会が承認すれば、これはできる。そうすると、広域になるとこれができなくなるということですね。

【安永国保・健康増進課長】できるかできないかと言われると、できないというふうに制限をかける規定はありません。

したがって、都道府県化以降も、それぞれの市町村の事情で一般会計繰り入れを入れるという判断をされるところがあるかもしれません。

ただ、それは都道府県化をして、都道府県も入ったところで一緒に国保事業をやっていくという中においては、自分のところだけの保険料を下げるという一般会計繰り入れについてはなるべくなくしていきましようということで、その国保運営方針の中にも、そういった取組のところを記載していくような格好になります。

【堀江委員】要は、今だと、国民健康保険税、保険料を引き下げるために一般会計から繰り入れをして、それが市長の判断、議会の承認のもとにできるんですよ。それが広域化になると、できないと制限をかける理由はないとうまう言いますけれども、要はできるんだけれども、ほかにも一緒に足並み揃えなさいと、だからそれはできなくなるよと、平たく言えば、そういうふうに言っているということですよ。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

午後 4時24分 休憩

午後 4時24分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【安永国保・健康増進課長】 そういった一般会計の繰入金をしなくてもいいように国も財政を拡充しますし、計画的に段階的にそういうことをなくしていこうという取組を県と市町と一緒にになって、どういうやり方でやるかというのは今から具体的に詰めていきますけれども、一緒にになって努力しましょうということで考えております。

【堀江委員】 平たく言えば、今やっていることができるよというふうには明言しないわけですね。そうさせないようにいろいろ考えますからということで、答弁として「それはできません」とはさすがに言えないと思うんですけれども。いずれにしても、そこは私としては注目したいと思うんです。

国保税が一番高いですよ。こんな中でどうするかというのは本当に一番大変な問題です。それが広域化になって軽減されればいいんですよ。でも、今の話だと、軽減される見通しよりも高くなるんじゃないかという思いの方が強くなるを得ないと思っているということを申し上げて、20分たちました。質問を終わります。

【山本(啓)委員】 すぐ終わりたいと思いますので、端的な答弁を求めたいと思います。

団塊の世代と言われる方々が全員75歳以上になると言われる2025年に向けて、国は医療・介護、そういった部分の地域医療の取組があるんだと思います。本県においても、基金の設置をして、それぞれの地域でやっています。

ただ、その中で、今日も何回かやりとりがあ

りましたけれども、長崎県というのは、地理的に非常に困難な状況にある。その中で、医療・介護の中で歯科について、今現在、この基金の取組事業、その内容や規模感を、今何か資料があれば、通告してなかったの、なければそれでいいんですけど、あればご説明いただきたいんですが。

【村田医療政策課長】申し訳ございません。手元に資料はございませんが、平成28年度の内示の状況でどういった事業が行われているかといったことは、後ほど、申し訳ございませんけれども、今手元にございませんので。

【山本(啓)委員】 雰囲気ではわからないですか。

【村田医療政策課長】 すみません、細かい数字はわかりません。

【宅島委員長】 それでは、明日、資料をお願いします。

【山本(啓)委員】 常日頃、医療、介護等の中で、歯科が多くの部分でいろんな予防につながるということで、1年に1回、もしくは4カ月に1回という話がある中で、なかなか歯医者さんに足が向かない。痛くならなければ用事がないところという認識があります。しかしながら、地域医療のこの取組の中で、今、県が歯科については直接やっていないんですね。地域医療の取組ですからやってないんだと思うんです。だから把握できないというか、浮かんでこないんだと思うんですけども、その部分についてはどうですか。その仕組みをまずちょっと教えていただきたいんですけど。

【村田医療政策課長】 歯科に関しまして、やっていないということはございまして、医科・歯科の連携といったことは、従前から重要性は言われていますし、先ほどご説明しました地域医療構想の中でも、今後、在宅の中で、病院が

ら在宅に移られた方の継続的な口腔ケア、あるいは障害者の方の口腔ケアといったことは、生活をする上で大事な基本的な部分ですので、その重要性というのは私どもも認識をしているところでございます。

そういった意味で、人材育成の研修とか、歯科医師会等の提案等、そういった取組があることは記憶しているんですけども、詳細な中身については今手元にございません。

【山本(啓)委員】 記憶が出てきて説明いただいております。

その一つ一つが、目標設定とか、もしくは現場の取組の評価とか、そういったものについて認識があれば今説明をいただけますか。

要は、口腔ケアについて、在宅等の取組について、本県においてそういう取組をしています、歯科医師会等々と連携をして現場とやりとりをしています、そういうことによって人材が必要だ、まず、そのトレーニングが必要だ、そういったことも今お話しいただいた。

これは何年までという取組は全国規模であるんですけども、本県においては、何年後にどういう形であってほしいとか、どういうところを目指しているとか、数値の目標設定とか、または今年1年の取組とか、去年の取組の評価はどうだとか、そういったものはあるんでしょうか。

【村田医療政策課長】 申し訳ございません。全体的なことにつきましては、2025年を目指して、そういった体制を整えるといったところで、今後、毎年、各圏域ごとに取組を検証しながら対策を打っていくという構想ができ上がりつつあるところでございますので、トータル的な目標設定は、平成30年度からの医療計画の改定も控えておりますので、そういった中で議論をさせ

ていただきたいと思っております。

個別に取り組んでおります事業につきましては、それぞれの事業の目的に対しまして、それぞれの成果とかは設定していると思っておりますが、その辺も今手元にございませんで、申し訳ございません。

【山本(啓)委員】何年間という長いスパンで見ている取組であることは理解するんですけども、その一つ一つを県も入って地域の取組として医療・介護等を見ていかないと、長くて分厚い計画の中で、長期の中で、その都度、その都度、見ていく作業をしないと、皆さんも退職されたり、異動されるわけですし、地域の方々もなかなか。

なぜこういうことを言うかといえば、離島・半島においては、多くが公的な医療機関ではなくて、民間のところ relying しているし、事、歯医者ほとんどが民間じゃないですか。公的な医療機関の歯医者は本県ではないですよ。

そうすると、民間の方がやられている歯医者さんが、ご自身がもうやめたと言え、その地域に歯医者さんがいなくなっちゃう。ご子息や関係者に跡を継がせるというのもあるんでしょうけれども、そういう社会的な責任を負っていただいている部分はあると思うんです。

そういった意味で2025年までの流れの中で、地域の医療がそこに存在するかどうかということ、これは目を向けなければいけない。だから、取組の過程は1個1個評価していくべきだし、1個1個の目標設定というのは具体的なものが必要だと思うので、明日、資料を出していただければ、その説明を待ちたいと思います。

【宅島委員長】ほかにございませつか。

【外間委員】今の歯科医のお話の続きは医療のお話で、先ほど、陳情の際に山本(啓)委員から

の県内の医療人材の状況については、医療人材対策室長から、事細かくわかりやすくご説明をいただいて、県内における非常に地域の特性を持った長崎県の医療人材の体制についてはお示しいただきましたので一定理解をいたしました。

そこでクローズアップしてくるのは、長崎県ならではの離島、昔は医療圏と言っていた島原を含めた病院企業団というものがありまして、この病院企業団の現状、今の運営状況等について簡単にご説明をいただければと思います。

【村田医療政策課長】現状の病院企業団につきましては、大型の離島と、本土でいいますと島原、それと大村の精神科の専門の病院、これを合わせて、県内の離島と、本土では島原、大村の2カ所で運営をしている状況でございます。

【外間委員】今ご説明いただいた島原、大村、各大型の離島で企業団として運営をやっておられると。そこに加入する要件とか方法、こういったことについて、過去、去年あたり、壱岐が入られたわけでありましてけれども、どういうふうな資格要件で病院企業団に加入できるのか、この点についてわかりやすくご説明をしていただければと思います。

【村田医療政策課長】企業団の前身は離島医療圏組合ということで、離島が要件でしたけれども、企業団になりまして、各二次医療圏の基幹病院を運営するというのが一つの大きな考え方になっております。

それと、加入の際には当然のことですけれども、各構成団体の総意が必要ということになっております。

【外間委員】その二次医療圏ということで、先ほどの陳情の中に、長崎県の二次医療圏の対人口10万人に対する医療数、医師数が、実は長崎の県北医療圏が一番低い状況でありまして、大

変厳しい状況に陥っているということです。

今後、病院企業団に加入していくために乗り越えなければいけない必要なステップやさまざまな問題については、これからの委員会においてもいろいろとご指導いただければと思っております。

今日は入り口のところで病院企業団についての状況と加入方法等についてお示しをしていただきましたので、これで結構でございます。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

暫時休憩いたします。

午後 4時35分 休憩

午後 4時35分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から再開いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時36分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成28年 9月28日

自 午前10時 0分
至 午前11時15分
於 第1別館第3会議室

障害福祉課長 柴田 昌造 君
原爆被爆者援護課長 林 洋一 君

こども政策局長 永松 和人 君
こども未来課長 中野 嘉仁 君
こども家庭課長 吉田 弘毅 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 宅島 寿一 君
副委員長(副会長) 坂本 浩 君
委 員 宮内 雪夫 君
" 橋村松太郎 君
" 渡辺 敏勝 君
" 外間 雅広 君
" 堀江ひとみ 君
" 松島 完 君
" 山本 啓介 君
" 近藤 智昭 君

3、欠席委員の氏名

ごうまなみ 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 沢水 清明 君
福祉保健部次長 園田 俊輔 君
福祉保健課長 上田 彰二 君
監査指導課長
(参事監) 鳥山 秀朝 君
医療政策課長 村田 誠 君
医療人材対策室長 太田 勝也 君
薬務行政室長 古賀 浩光 君
国保・健康増進課長 安永 留隆 君
長寿社会課長 小村 利之 君
ねりんピック推進課長 磯本 憲壮 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【宅島委員長】皆様、おはようございます。
委員会を再開いたします。

本日は、ごう委員から欠席する旨の届けが
出されておりますので、ご了承をお願いいたしま
す。

それでは、昨日に引き続き、議案外所管事項
一般につきまして質疑を行います。

まず、昨日、歯科問題で質問がありました件
につきまして、医療政策課長より説明をお願い
いたします。

【村田医療政策課長】昨日、的確なご答弁がで
きませんでしたこと、まことに申し訳ございま
せませんでした。

お手元にA4横1枚でまとめた資料をお配り
させていただいております。平成26年度から始
まっております長崎県地域医療介護総合確保基
金のうち、歯科関係分についてまとめたもので
ございます。

これまでに4本の事業をやりまして、今年度
分で3件の継続事業ということで取り組むこと
としております。

1番目は、各郡・市歯科医師会に歯科衛生士
を配置いたしまして、訪問診療等の相談、ある
いは病院や在宅等への派遣の調整、あるいは自
ら出向いて口腔ケアの指導等を行う事業でござ

います。これは平成26年度からモデル的に、長崎、佐世保、島原の3地区で実施いたしております。

2つ目につきましては、長期の入院でありますとか大きな手術の前後等で口腔内の衛生状況が悪化して、その後の回復に影響があるといった対応や歯周病との関係が言われております糖尿病の予防といったものに対して、医科・歯科の連携を進めるための研修でございます。

3番目につきましては、歯科衛生士、あるいは女性の歯科医師の復職の支援をするということで、県の歯科医師会に担当者を配置して対応するものでございます。

4つ目につきましては、歯科衛生士を養成する養成校におきまして新たに訪問歯科診療に対応した施設設備等の整備を支援いたしまして、そういった教育を実施していただくといったものでございます。

今年度分の3件の継続事業で、右の方の平成28年度の合計の欄ですけれども、およそ1,500万円を基金から支援することにしております。

簡単ですけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ほかに議案外のことでも何かご質問はございませんか。

【渡辺委員】 ねんりんピックの関係でお尋ねしますが、ねんりんピックの開催がいよいよ迫ってきたんですけれども、この間、開会式の一般観覧者の募集をしていたようですが、開・閉会式の参加者の状況がどうなのか。

それと、ボランティアの人たちが何人ぐらい

で、それで賄えているのかどうか、その辺の状況を示してください。

【磯本ねんりんピック推進課長】 まず、開会式の一般観覧者の募集ですけれども、一応3,000名を目安にということではやっておりますけれども、今、大体3,300名ぐらい応募がきているところでございます。閉会式につきましては、800名の募集に対して850名ぐらいの応募がいただいているところでございまして、延長させていただきまして、一般観覧者については応募いただいております。

それから、ボランティアについては、今、延べで大体1,400名ぐらいの方に実際に従事していただくということで、今月、さまざまな研修会を開催してご説明をさせていただいているところでございます。

【渡辺委員】 開会に向けて順調に進んでいるということで理解しておっていいですね。

【磯本ねんりんピック推進課長】 はい。もうあと2週間程度になってまいりまして、10月1日にはハーフマラソン大会を行いまして万全の体制で準備を進めてまいりたいということで頑張っているところでございます。

【渡辺委員】 それと、在宅の、要するに特養の待機者が今県下にどれくらいいるんですか、現状を示していただいただけませんか。

【小村長寿社会課長】 平成28年4月1日現在の待機者の状況でございますけれども、全体で約3,300名、そのうち在宅の待機者が約1,400名、うち特養については、原則、要介護3以上の方が対象になっておりますけれども、要介護3以上の在宅待機者の方が約1,200名でございます。

【渡辺委員】 そしたら3,300人の人たちが今待機しておって、家におる人たちがそのうち1,400人ですか。それ以外の人は軽費老人養護ホーム

とか、そういうところにおるといえることですか。その辺の内訳がわかりませんか。

【宅島委員長】 しばらく休憩いたします。

午前10時 6分 休憩

午前10時 6分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【小村長寿社会課長】 3,300名の方の現在の住所と伺いますか、入居状況でございますけれども、3,300名のうち医療機関におられる方が約800名、老人保健施設におられる方が約540名、グループホームにおられる方が約240名、その他の方は養護老人ホーム、あるいは軽費老人ホーム、あと有料老人ホームといったところに分散して入居している状況でございます。

【渡辺委員】 そしたら3,300人の人たちが待機しているということで、空席待ち番号でいったら3,300名の人は何年待ちですか、今の状況でいうと。

【小村長寿社会課長】 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、全体で3,300名ですけれども、原則、要介護3以上の方が入居対象でございますので、要介護2の方が大体500名ぐらいいらっしゃいますので、実際は2,800名ほどかと考えております。

待機期間でございますけれども、各地域におきまして特別養護老人ホームの整備状況等も違ってまいりますので、一律に何年ということはここで答えすることはできかねるかなと考えております。

【渡辺委員】 その施設によっていろいろ違ってくると、こういうことなんですね。

介護保険の見直しが今から進められるわけでしょう。この間、テレビで出ておったのが、要介護1、2かな、補助器具が対象外になるかもわ

からんと、こういう話が出ておりました。本当にそういうふうになるようとしているんですか。その辺、国の動き等も含めて動きを教えてくださいませんか。

【小村長寿社会課長】 昨年度、国で策定されました工程表の中では、そういった方向で検討が進められるという考え方が打ち出されているところがございます。

現在、社会保障審議会の部会で検討されておりますけれども、団体の方からは福祉用具の貸与が保険がきかなくなれば自己負担が10倍ぐらいいになりますので、なかなか使えなくなって介護度が重篤化するんじゃないかという危惧もございますので、そういった観点で反対の意見を述べられた方もいらっしゃいますけれども、その辺が、今、国の方で鋭意検討が進められていると考えております。

【渡辺委員】 理事長がここにおられますが、実際、介護している人たちにとってみれば、費用負担が10倍ぐらいになる可能性だってあるわけでしょう。いかんことですね、介護上は。実態はそういうことで国の方としては審議会で審議がされているという状況ですね。

改定はいつされるんでしょうか。

【小村長寿社会課長】 通常であれば来年度の通常国会に制度の改正が上程されまして、平成30年4月からの改定になるかと理解しております。

【渡辺委員】 来年1月の通常国会から、ひょっとすればこういうことに改定される可能性があるということでしょうか。

【小村長寿社会課長】 改正の内容が国会に上程されて、そこで議論されて、実際の制度改定については、平成30年4月からの介護報酬で改定になるかと考えております。

【渡辺委員】 わかりました。

それと、介護士の方の現状、離職率が、賃金が低くて、保育士と一緒に就職してもすぐやめる人が多いという話を聞いているんですが、今の介護士の実態は、充足率というのは、足りているんですか、県内では。

【小村長寿社会課長】施設の運営基準上の人材は確保されておりますけれども、施設の方では人手不足感があるというお話を伺っているところでございます。人手不足感がありますと、今勤めていらっしゃる方の休みが取りにくいとか、夜勤が増えるとか、そういったことがございますので、各施設は、今、そういった労働条件の改善に向けて、介護人材の確保に向けて努力いたしているところでございます。

【渡辺委員】私が介護保険事業者から聞いた話ですけれども、若い人が来ても、2~3カ月おったらやめていくと。要するに、賃金が安くて、きついものですから、やめていくという声を聞くわけです。

今の介護士の皆さんの賃金の実態がわかれば、平均どれぐらいですか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時 8分 休憩

午前10時 8分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【小村長寿社会課長】介護職の場合でございますと、国の介護労働安定センターという機関がございまして、その調べによりますと、大体17万4,000円から17万5,000円ぐらいのところかなということでございます。

【渡辺委員】これは国の方の平均ですか、それとも長崎県の平均ですか、どちらですか。

【小村長寿社会課長】国が調査をした長崎県の事業所の平均でございます。

【渡辺委員】こども政策局は、保育士の賃金はわかりますか。

【中野こども未来課長】保育士の給与の月額でございますけれども、20万7,000円ぐらいでございます。

【渡辺委員】それも県内の平均という形で理解しておいていいですか。

【中野こども未来課長】はい、県内のものがございます。全国では21万6,000円です。

【小村長寿社会課長】失礼しました。先ほどの介護職員の平均賃金でございますけれども、正確には17万6,865円でございます。

【渡辺委員】そしたら、約3万円ほど、介護職員の方が低いわけですね、実態としては。労働時間は、平均何時間ぐらいですか。わかりますか。

【小村長寿社会課長】ただいま、私が申し上げました賃金については、正規、それから非正規ひっくるめたところの数字でございますので、若干低めに出ているかなと思っております。正規の方は当然8時間勤務でございまして、非正規の方の賃金も含まれておりますので。大変申し訳ございません。

【渡辺委員】今、実態が、どうしても一般の人と比べれば低いということで、ここを何とかしていかなないと、介護対象者がどんどん増えていく。私どもは団塊の世代ですから、私たちがだんだん高齢化していく中で、介護士の皆さんの供給が増えていかないと、私たちの老後がどうなるのか心配になりますけれども、その辺の対策は、もう国の方針に従うしかないわけですか。介護士の充足に向けて長寿社会課としてはどういう方針を持っておられますか。

【小村長寿社会課長】本県といたしましては、介護職員の確保に向けまして、まずはすそ野を

広げる、入ってくる窓口を広げる施策を一つの柱としています。

2つ目には資質向上、先ほども離職率のお話がありましたけれども、資格を持たない方よりも、事業所に勤められてから資格を取られた方の在職年数は延びる傾向にございますので、そういった意味で資質向上を図るための支援を行うというのが2点目でございます。

3点目には、先ほど委員からもお話がありましたように、労働時間、賃金、給与、そういったことの改善が必要だということで、その辺の改善が進むような支援を県としては行っているところでございます。

国も同じような考え方で全国的に進められております。本県としましては、今年度から、県内8地域で関係者によります協議会を立ち上げて、各地域の課題に応じた施策を今協議している最中でございますので、そういったことを踏まえて、それぞれの地域ごとにどういった施策が有効なのかということ踏まえた上で今後取り組んでいきたいと考えております。

【渡辺委員】名前を忘れましたが、行政視察に行った時に見てきましたね、北海道の何園でしたか。要するに、働き甲斐を持たせて、そして地域に貢献させていく、ああいうことを目指しながら、介護職員の充足に向けて県としてもぜひ力を入れていってほしいと思いますので、これは要望しておきたいと思います。

それと、3ページに社会福祉入所施設における防犯対策について、「県内879カ所の高齢者入所施設に対する防犯対策の状況把握などにも着手したところであります」ということでありますが、この結果はどうなんですか、879カ所の防犯対策の状況について。

【小村長寿社会課長】879カ所を対象に調査を

行いまして、727施設から回答を得たところでございます。

その主な状況でございますけれども、施設につきましては、建物にフェンス等の外壁を施している施設が231カ所、大体31.8%でございます。また、このうち夜間施設を行っている施設が111カ所、15.3%。また、本館への出入り口の夜間施設が715カ所、98.3%でございます。また、防犯装置の設置状況につきましては、防犯ベルの設置が108施設、14.4%、それから、監視カメラの設置が161施設、22.1%、通報装置の設置が151施設の20.8%で、防犯装置の設置状況ですが、全体の5分の1ぐらいの設置にとどまっている状況でございます。

職員の配置については、夜間については巡回を行っておりますので、そういった形で対応しているということで調査の結果を把握しているところでございます。

【渡辺委員】ああいう痛ましい事件が起きたから、やっぱり防犯上の対策は今後とも施設と連携をとりながら十分にしていかなければいけないと思いますし、その辺は今後とも十分努力していただきたいと思います。

それと、国保の関係でちょっとお尋ねしますが、市町村の運営から県がまとめて運営するというので、国保料金というのが将来的には一緒になるのかなと私は思っていたんですけど、結局、そうではないような説明を受けて、市町村が今運営している保険料というのは、要するに、県の保険料という、何と申しますか、一定の保険料にまとめようということにはならないんでしょう。県が管理するような、基金の関係を含めて、そういう方向にもっていこうとするなら、県下の市町村で格差がある保険料を統一していこうという方向にはなっていないんですか、

なっているんですか、その辺、基本的な方針を教えてください。

【安永国保・健康増進課長】市町村国保の保険料率の統一についての考え方でございます。

都道府県化に伴って、昨日の説明資料にもありますけれども、国の方針として、長崎県も同じように考えておりますけれども、将来的には保険料負担の平準化を進めるということがまず大きな方針としてございます。まずは標準的な算定方法で市町村ごとの標準保険料率を県の方で算定いたしまして、それを公表します。市町村はそこを参考にしながら、それぞれの保険料率を決定するという仕組みになってまいります。

同じ金額になるかどうかということのお尋ねだろうと思いますが、市町村ごとの標準的な保険料率の算定ということでございますから、同じ考え方でやって算定するというところでございます。

結果的には、それぞれの市町村の判断でされるわけですが、そこは標準的なところに統一していくということが基本的な、今後、市町と協議しながら統一化に向けて進めていくということで今のところ考えております。

【渡辺委員】要するに、平成30年度から新しい制度に入るわけですね。今、市町村ごとに保険料が違うと思うんですね。一番高いところと一番低いところの金額を教えてください。

【安永国保・健康増進課長】平成26年度の1人当たりの保険料税の調定額、現年度分でございますけれども、県内の状況を申し上げますと、一番高いところで8万1,715円、一番低いところで6万3,998円ということで、県内の格差といたしましては、約1.3倍ほど格差がございます。

ちなみに、一番高いところの8万1,715円ですが、全国平均が8万4,952円ということで、

長崎県としては、全国と比べれば低い状況でございます。

【渡辺委員】一番高いところはどこですか、市町で言ったら、一番低いところも、ちょっと教えてください。

【安永国保・健康増進課長】失礼しました。一番高いところは、平成26年度、大村市でございます。それから、一番低いところは小値賀町でございます。

【渡辺委員】そしたら、これだけの格差が、要するに、平成30年度からどのような形になっていくんですか。平成30年度から、今、これだけの差がある保険料をどのような形で、要するに、市町が集めたものを県にやって、県がまたそれを交付するようになるわけでしょう。市町がそのまま徴収義務をしていくなれば、何のため、要らん手間ばかりかけるような感じになるような気が私はするわけです。県がまとめて、この保険料にしますよというなら、まだ話はわかりますけど、こういうことが続いていくなれば、何のために平成30年度から県がしていくのかなということがちょっとわからんのですがね。

【宅島委員長】 暫時休憩します。

午前10時26分 休憩

午前10時36分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

【安永国保・健康増進課長】適切な答弁ができませんで申し訳ございません。

次回の委員会でわかりやすい資料を準備させていただきまして、改めてまた説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

【宅島委員長】 ほかにございませんか。

【橋村委員】 先ほど、渡辺委員から、施設とか、

あるいは保育士の給与がどうなっているのかということでした。折に触れて担当と話したことがあったんですけど、私自身は、一定の基準があるものだと思っておりました。保育士あたりについても、公務員の給与表というのがある。給与表と同じで、教職員の場合は教職員の給与表があって、そしてまた、私立学校はそれに準じた形で給料表があってというような感じで。だから、それを100%そのままやっていくのか、どれぐらいか、7掛けか8掛けぐらい、私立学校は8掛けぐらいな手当てをやっているんじゃないかと思います。

私が不思議なのは、介護は非常に難しくなっていくだろうけれども、保育所や幼稚園というのは、きちっと定員管理をやっているはず。むしろ、臨時保護で手厚くということがあったとしても、倍も3倍もという、人件費というのは一定の枠の中で対応していくべきだと。だから、その分をきちっと国が認めるか、認めないか。そして、単位がどうなのかと。例えば、一般教職員の場合は四百数十万円ぐらいが教職員の1人当たりの単価として交付税算入される、あるいは管理職の場合に、校長だったら1,000万円というような感じで交付税として算入されているから、その分をということで、義務教育費国庫負担法の中で本来はそうすべきだけれども、今、県費負担という形になっている。だから、それでも賄えるような国の財政措置がなされる。だから、保育所や幼稚園にしても、そういうことをやりながら人件費の面では応分の手だてをして、あるいは私立の場合は、その分の何%かは保護者に負担させるというようなことであるべきだと思っております。

ただ、そういうことを考えた時に、県も指導方針なりマニュアルをきちっとつくっておいて、

そして、大体この程度ですよというようなことがあればいいけれど、どこにでも施設にお任せ次第と。何か民間の個人商店みたいな感じで、10万円だろうが、20万円だろうが、それはもう基準はありませんと。それはちょっと公的なことが介在している指導的な、あるいは指導監査というのが保育所にはあって、臨時職員をこうやって置いておいたら、臨時職員というのはちょっと問題がありますと。ところが、保育所を運営する我々にとっては、児童福祉法においては、保育に欠ける児童は措置しなければならないとなっている。そういうことで完璧に、そして、60人の定員の場合には1割未満と、だから5~6人まではという定員、それ以上はもう定員オーバーで運営がおかしいとなってくる。今度は、待機児童が多くなってきたら、1割、2割ぐらいまではいいんだと言い出してきたわけです。いずれにしても、施設運営者についても非常に不安定な運営をせざるを得ない。

私は公立と私立の保育所を比較した時、34歳ぐらいで18万円と28万円ぐらいでしたか、実際言うと62~63%の給与しか支払われていないというようなことだったので、これはもっと是正すべきだと思っている、あるいはそういうことを議会で発言しているけれども、設置者、運営者にとっては、どこで財源が保障されるのかということになってくるから、とんでもない、よけいな、お節介だと言われるやもしれないと私は思った。

しかし、これはきちっと公的に発言して、また、あなたたち自体もその実態を理解しているならば、国に制度改正、制度保障の改善を求めていくべきだと思っております。

私は、国保については、やがてはもう行き詰まるということを何年も前から言ってきて、ち

ようど介護保険がスタートした時に、国保だっ
てもう一本化していかなければいけないという
ような思いがあったわけです。

だから、あなたたちも地方自治体の職員とし
て、どうあるべきかと。一番末端の、あるいは
市町村の次に地方自治を担っておるんだから、
そういう問題点はきちっと国に訴えて行って制
度化かしていかなければ、いつまでたってもこ
のような状況が持続されていくという思いがあ
るので、その辺について誰か、課長なり部長か
ら答弁をいただきたいと思います。

【沢水福祉保健部長】ただいま、保育士の処遇
改善、あるいは介護職の処遇改善、あるいは国
保制度について、地方の課題ということのご指
摘がございました。

我々としても、地域の意見を聞きながら改善
できる部分については、今でも政府施策要望で
要望しているところでございます。今後とも、
地域の課題がどういうふうなことに影響してい
くのかということも含めて地域と意見を交わし
ながら、そういう意見をくみ取って、さらに、
課題があるものにつきましては国に要望してい
きたいと思っております。

【橋村委員】それはもう漠然とした回答になっ
てくるけれども、一番歴然としているのは保育
士の給与が低過ぎるという、この実態は誰しも
が認めるところでしょう。福祉事業の従事者と
いうのはちょっと外においておって、一番歴然
としているのは保育士、幼稚園の教諭、あるい
は公立保育園とか公立幼稚園があるので、そ
ういうものとの著しい格差がある、あるいは教職
員ということも踏まえて、どこに、どう問題点
があるのか、この辺のところは実態を分析して
やらなければいけない。だから、部長の思いと
いうのはどうあるべきか。格差があって実際に

6割ぐらいしか支払われていないということ
であれば、どうすべきだと思うか、その思いを聞
かせていただきたい。

【永松子ども政策局長】保育士の件でございま
すが、国からは一定の金額が示されてはいます
けれども、10人の定数であれば10人分、一定の
金額に応じてきているんですが、実態の運営と
して臨時的な要素、休みをとらせなければいけ
ないということで、施設側において12人ぐらい
雇わなければいけないとか、13人ぐらい雇わ
なければいけないということがありますけれども、
お金としては10人分しかきていない。そうす
ると、13人雇ったら10人分を13人で分けるとい
うことになっておりまして、そのことで実際き
ている額が薄くなってしまっている、こういう
実態がございます。

これにつきましては、今回、政府施策要望の
中で、本当の配置の実態に応じてお金を下さい
という要望をしております。そういうことにつ
いては、我々は施設者側にも、きちっと本当に
やれるのかどうかとか、そういう意見交換もし
ておりますので、ご指摘のとおり、いろいろ調
査とか、施設側とも話をしながら、国に対して
要望していきたいと思っております。

【橋村委員】過去に指導監査等来てもらって
いろいろ指導していただいたこともあるんですが、
今もそれは、毎年というわけではなく、何年に
一遍とか、今あっているとすれば、どういう形
でやっておられるかお尋ねしたいと思います。

【中野子ども未来課長】保育所に関しましては、
毎年、監査指導課が行っております。その中で
給与費についても調査をさせていただいていま
すが、これを是正しろという話ではなくて、例
えば、人件費比率がどのくらいかという話を私
どもは検査結果でいただいて、全体の支出の中

で人件費比率としては大体8割ぐらいでやっていらっしゃいます。我々の想定としても、大体そのくらいで、あと2割が事業費という形になります。経営者としても、やれることはやっていらっしゃるという認識はございます。

ただ、先ほど局長が話しましたとおり、配置する人数が多いというところがありますので、お金の使われ方としては、別に人件費を削減して経営者がほかに使うとか、そういう話ではないということは監査指導で報告を受けているところでございます。

【橋村委員】さっき言ったように、保育所というのは、極端に言えば1年ごとに変わっていくんですよ、措置人員がどうなのか、ゼロ歳児なのか、未満児、あるいは4歳児、5歳児という形によって、対応職員が3人に1人とか、6人に1人とか、そういうふうになっていくので。だから、余剰人員を誰も採用しようと思っていない。しかし、安全にやっていく上においては必要最小限、確保していると思う。

したがって、例えば、教職員の加配というのがありますね、長崎県で500人ぐらいおるということだけれども、そういう制度設計をやってもらうとか、何かそういう手だてをやらんと、施設にだけ、きちっとやれと言ったって、それはできっこない、実際問題として、私はやってみて経験しているんだから。だから、臨時職員でカバーしておかないと、措置者の構成によって職員数がぶれるので。

そういうことも含めて、加配と同じようにして、職員に対してはきちっと手だてができるようにということ、特に少子化とか子育てとか、いろんなことを政府が訴えているんだから、それぐらいきれいな事を言うのであれば、まず隗より始めよで、やるべきことをやってくれと、そ

れからそういう方向を打ち出すんだったらいいけれど、私は、口先だけが先行しているという思いがあってならぬのですよ。

だから、ぜひ当事者、行政の皆さんたちは、国の方に、そういう現場での苦悩というか、あるいは難しさがあるんだ、伴っておるんだと。だからこそ、そうなおるということで、きちっと原因究明、分析をして、そして訴えていかなければ、ただ給与面がこうだと言え、ほかの労働者と、どこがどう格差があるのかと、こういうナンセンスな論議になっていくので、きちっとした理論武装、政策論を持って今後とも対応していただきたいことを要望しておきたいと思います。

【宅島委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】ほかに質問がございませんので、これをもって議案外の質疑を終了いたします。

次に、自由民主党・活正の会より、「無年金者対策の推進を求める意見書（案）」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔文案の配付〕

【宅島委員長】それでは、山本(啓)委員から意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【山本(啓)委員】ただいま、委員長より意見書の説明ということでご指示いただきました。

会派より提出いたしております意見書の内容、「無年金者対策の推進を求める意見書（案）」につきまして、ご説明を申し上げます。

この意見書の内容につきましては、大きく分けて下の2項目になっております。無年金者及び低年金者に対する対策、そして、年金の受給資格期間の短縮が、その対策の一つであること。

さらには、低年金者に対する国からの給付についてのことに触れております。

現行の公的年金制度においては、受給資格を得るために必要な保険料の納付期間が25年とされており、これが25年に足りていない、もしくは全くないということで低年金者もしくは無年金者が生じているという現状でございます。

これらに対する対策として、まず、現行の25年を10年に短縮するための改正法案が、実は、この意見書を提案する前に、9月26日に閣議決定がなされたところでございます。そして、今開かれています臨時国会に提出されておりますので、法制面の整備は、その取組がなされますので、成立すれば、今のところ、スケジュール的には来年の10月から支給がされると言われております。

しかしながら、こういった取組が法制面だけではなく、しっかりとした体制をつくった上で、しっかりとしたものがなされることを求めています。

また、財政面の措置についても、本年8月末に厚生労働省が財務省に提出した「平成29年度予算の概算要求」において、年末までに予算編成過程で検討するとされております。

この意見書の内容といたしましては、この財政面の部分についても、しっかりしたものを求めていくということで、政府の現行の取組に対しまして、法整備がしっかりとスケジュールどおり進められること、そして財政面についてもしっかりと確保されること、そういった部分について意見書として提出の内容を作成させていただきました。

委員の皆様、よろしくお願いたします。

【宅島委員長】 ただいま、山本(啓)委員から説

明がありました「無年金者対策の推進を求める意見書(案)」につきまして、ご質問はございませんか。

【宅島委員長】 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「無年金者対策の推進を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、自由民主党・活正の会より、「相模原障害者施設殺傷事件に関する意見書(案)」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

それでは、外間委員から意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【外間委員】 再び自由民主党・活正の会より意見書の提出をさせていただきます。

平成28年7月26日、神奈川県相模原市の障害者施設におきまして、入所者19名の方々が尊い命を奪われるという大変痛ましい事件が起きました。抵抗するすべのない重度障害者を標的とした残虐極まりない殺人事件であります。犯人は、重度の障害者を刃物で次々と襲い、殺傷し、

警察の調べに対して、障害者なんていなくなればいいという趣旨の供述をしているとも伝えられております。こういう身勝手に危険な考えに強い怒りと深い悲しみを込めて断固として反対をいたします。

本県においても、障害のある人もない人も共に生きる社会を目指して、本県の障害者の団体からも大変な憤りと、これからの社会が逆行するのではないかということで大変な心配をしておられます。

昨日も障害福祉課長より本県の取組について、この事件を受けての対応等時系列でご説明があったり、今後の取組について一定ご説明等をいただいたところであります。また、60年の障害者施設運営の経験者であります我が会派の宮内雪夫議員からも適切なるご指導をいただいて、「相模原障害者施設殺傷事件に関する意見書（案）」を提出したところでございます。

この事件が与えた衝撃ははかり知れず、二度と同じような悲惨な事件が起きないように、徹底した真相究明も含め、総合的な再発防止のための諸施策を講じるよう強く求め、委員皆様方のご審議、取り計りを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【宅島委員長】 ありがとうございます。

ただいま、外間委員から説明がございました「相模原障害者施設殺傷事件に関する意見書（案）」につきまして、ご質問はございませんか。

しばらく休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時 0分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

採決を行います。

ただいま、外間委員から提出がございました意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「相模原障害者施設殺傷事件に関する意見書」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時 1分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

なお、今、外間委員から提出されました案件につきましては、長崎県民にとりましても非常に関心の高い問題であり、全会派一致のもとに県議会を挙げて決議する方が適切かと存じますので、この際、本委員会の意見を議会運営委員会に伝え、議会運営委員会より提案するという方法をとりたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることとさせていただきます。よろしく申し上げます。

暫時休憩いたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時 2分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、福祉保健部・こども政策局関係の審査を終了いたします。

この後、委員長報告等の委員間協議を行いますが、理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

お疲れさまでした。

午前11時 3分 休憩

午前11時 4分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容につきまして、10月6日、木曜日の本会議における文教厚生委員会委員長報告の内容について協議を行います。

それでは、審査の方法につきましてお諮りいたします。

この件につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 それでは、協議会に切り替えます。

〔協 議 会〕

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

文教厚生委員長報告につきましては、協議会における委員の皆様のご意見を踏まえ、報告をさせていただきます。

次に、閉会中の委員会活動につきまして協議したいので、しばらく休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時14分 再開

【宅島委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動につきまして、何かご意

見はございませんか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【宅島委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上もちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時15分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成28年9月28日

文教厚生委員会委員長 宅島 寿一

議長 田中 愛国 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 1 2 6 号	長崎県子育て条例行動計画の変更について	原案可決

計 1 件 (原案可決 1 件)

委員長（分科会長） 宅 島 寿 一

副委員長（副会長） 坂 本 浩

署名委員 外 間 雅 広

署名委員 松 島 完

書記 馬 場 雄 志

書記 城 戸 壮 太 郎

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成 2 8 年 9 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

総務部
教育委員会
福祉保健部
子ども政策局

総務部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県公立大学法人の業務実績評価について)

長崎県公立大学法人の第2期中期目標期間の5年目に当たる平成27事業年度に係る業務実績について、地方独立行政法人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人評価委員会により評価が行われ、去る8月29日に、その結果が法人に対して通知されるとともに、知事に対して報告がありました。

評価の内容については、語学運用能力の養成が達成水準を下回っていることや、大学院の定員が未充足となっていることなど計画を十分に達成できていない事項がある一方、学部学科再編について、文部科学省へ申請を行い、開設が認められるとともに、シラバス(授業計画)の作成、海外ビジネス研修及び長期インターンシップの試行など新たなカリキュラムに対応した準備を着実に進めたこと、『長崎県立大学が変わる』という情報を積極的に発信した結果、平成28年度一般入試の志願者が前年度より大幅に伸びたこと、「しまのフィールドワーク」が必修化され、602名の学生が参加して現地調査や報告会を実施したこと、公開講座・学術講演会の参加者数、外部資金が増加したことなど、教育・研究の充実に成果を上げているとされております。

県としましては、長崎県立大学の教育・研究の質の着実な向上や地域貢献のより一層の充実が図られるよう、今後とも大学法人と一体となって取り組んでまいります。

また、大学法人が業務運営に関し平成29年度からの6年間で達成すべき目標を、第3期中期目標として今年度中に定める必要があることから、第2期中期目標期間における評価結果や大学を取り巻く社会・経済情勢などを踏まえるとともに、県議会や評価委員会のご意見をお伺いしながら、策定を進めてまいります。

(総合教育会議について)

知事と教育委員会が地域の教育の課題等を共有し、相互の連携を図りながら教育行

政を推進していくため、総合教育会議を去る 8 月 8 日に開催いたしました。

会議では、「県内就職、県内定着の向上」及び「貧困の連鎖を断ち切るための教育支援」の二つのテーマについて意見交換を行い、「県内就職、県内定着の向上」については、「Nなび」の活用や県内企業等の情報発信、保護者の意識改革の必要性など、「貧困の連鎖を断ち切るための教育支援」については、スクールソーシャルワーカーの活用や進路実現に向けた学習支援、関係機関との横断的な連携の必要性などの意見が出されました。

本県教育の課題やあるべき姿を共有しながら、本県の教育行政を推進していくため、今後とも、知事と教育委員会のより一層の意思疎通を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教 育 委 員 会

はじめに、教育委員会関係の議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(損害賠償の額の決定について)

県教育委員会が、元公立中学校教諭に対して、平成28年7月15日付けで退職手当支給制限処分を行いました。当該退職手当の支給については、職員の退職手当に関する条例に規定する期限内に支払わなかった事案であったことから、その遅延損害金を支払うため、7月19日付けで専決処分したものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

(教科書発行者による補助教材の無償提供事案について)

先の6月定例県議会文教厚生委員会で報告いたしました教科書発行者による補助教材の無償提供事案については、その後、文部科学省が高等学校用の教科書を発行している全ての教科書発行者に類似の事案がなかったのか調査を行っております。その結果を受けまして、文部科学省は各都道府県に事実確認の調査依頼を行いました。

本県におきましては、先に報告いたしました事案以外で、別の高校1校が教科書採択後に採択した発行者から補助教材の無償提供を受けていたという事実が確認されました。この学校は、教科書採択の翌年に、業者から「古い在庫があるので生徒のために活用して欲しい」と補助教材が送られてきたため、学校は生徒に配布し、授業で使用しております。補助教材の受領は教科書採択後であったため、採択への影響は認められないものの、補助教材を受領し使用したことは、学校の認識の甘さがあったと考えております。なお、当該校の管理職員及び関係職員に対しては、今後このようなことがないよう厳重に指導したところです。

教科書採択の公平性・透明性の確保については、日頃から説明会や文書等で指導しておりますが、採択事務のみならず、業者から補助教材等の物品を受領することも問

題があることを、改めて全ての県立学校長に指導いたしました。

今後も引き続き厳正な教科書採択に努めてまいります。

（総合教育会議について）

去る8月8日の総合教育会議において、知事と教育委員会が本県の教育課題等を共有し、一致して教育行政を進めていくための協議を行いました。

会議では、「県内就職、県内定着の向上」と「貧困の連鎖を断ち切るための教育支援」の二つをテーマとして取り上げ、県内企業等の情報発信についてや児童生徒の進路実現に向けた学習支援、関係機関との横断的な連携など、活発な意見交換が行われました。

今後とも、本県の教育行政を推進していくため、知事と教育委員会のより一層の連携を図ってまいります。

（ICTを活用した教育の推進について）

去る8月25日に、本県公立小・中学校におけるICTを活用した教育の推進を図るために、学校長や市町教育委員会の担当者等を対象とした「長崎県ICTフォーラム」を開催しました。フォーラムでは、ICTを活用した教育にかかる本県の方針や課題、また県内の先進校の取組や成果を共有するとともに、我が国の第一人者として活躍しておられる東北大学大学院の堀田龍也先生の講演を通して、これからのICTを活用した教育について研修を深めました。子どもたちがこれからの社会で生きていくための資質・能力を育むため、日常的かつ効果的にICTを活用していくことができるよう、今後もICTを活用した教育の推進に努めてまいります。

（新県立図書館の整備について）

大村市に整備する県立・大村市立一体型図書館（仮称）については、昨年7月から

行っておりました設計業務が先般完了し、現在、土木部建築課において来年度からの建設工事着手に向けて、発注手続きの諸準備を進めているところです。

今後とも、県・市一体となって、平成30年度の完成を目指して取り組んでまいります。

なお、設計の詳細につきましては、この後、担当室長がご説明申し上げます。

(外国語教育の充実について)

小・中学校における英語教育の早期化、高度化に対応するため、昨年度に引き続き小学校の英語指導中核教員と中学校の英語科教員を対象とした「長崎県英語指導力向上地区別研修会」を7月から8月にかけて実施いたしました。本年度は、中学校において、TOEICの検定を受講できるコースを加え、英語指導力の向上をさらに図ったところです。本研修会は、平成30年度の新学習指導要領の先行実施に向け、県内全市町を対象に平成29年度までの3年間で実施する計画であり、次年度も本研修を通じてより高度な指導技術の伝達等を行い、教員の英語指導力の向上を図ってまいります。

また、平成28年度から30年度までの3年間で県内の全公立中学1年生を対象に実施するイングリッシュ・キャンプを9月7日から開始しました。参加した生徒たちが、外国人指導者との直接的な英会話体験を通して、英語習得の必要性を実感するとともに、英語に対する学習意欲を高めることができるものと考えております。今後とも、グローバル化に対応できる人材の育成に向け、本県の子どもたちの英語コミュニケーション能力の向上に努めてまいります。

高校生を対象とした取組として、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図り、異なる文化や伝統を学び、国際的な視野を持たせるために、語学の海外研修を実施しました。

英語については、7月27日から8月10日までの15日間、20名の高校生を対

象に、シンガポールとオーストラリアにおいて研修を行いました。研修では、シンガポールでの語学研修に加え、現地の日系企業の訪問や、オーストラリアでのホームステイを実施し、将来のグローバルリーダーの育成を図りました。

中国語については、7月22日から8月5日までの15日間、21名の高校生を対象に、中国の上海において研修を行いました。上海外国語大学における中国語の授業のほか、大学生との交流、上海市内での企業研修等を実施いたしました。

また、韓国語については、7月25日から8月6日までの13日間、30名の高校生を対象に、韓国の釜山において韓国語研修を実施しました。釜山外国語大学での韓国語の授業のほか、大学生との交流、釜山市近郊での企業研修等を行いました。

研修の参加生徒は、帰国後、各学校において、研修報告等を行い、その成果を他の生徒に広げていくこととしております。

（高校生の活躍について）

8月5日から8日まで、栃木県と沖縄県を会場として開催された「第11回若年者ものづくり競技大会」において、島原工業高校の生徒が「フライス盤」職種で、また、長崎工業高校の生徒が「木材加工」職種、「自動車整備」職種で金賞となり、厚生労働大臣賞を受賞しました。この競技大会は、20歳以下の専門学校生及び工業高校生等を対象にした大会で、本県工業高校生は過去においても、11名の生徒が全国第1位を獲得しています。

また、「都道府県別乳牛体型審査の審査頭数10～29頭」のクラスで島原農業高校の乳牛が4年ぶり2度目の第1位を獲得しました。

乳牛体型審査は、乳牛の体つきを100点満点で審査するもので、90点以上が「エクセレント」と認定されますが、今回、島原農業高校の乳牛は本県16頭目となる「エクセレント」の評価を獲得しました。

今後とも、専門性をより一層高める学習や研究に積極的に取り組ませ、産業教育の

充実に努めてまいります。

(長崎県社会教育委員会からの答申について)

県教育委員会では、平成26年10月に「活力ある地域社会づくりに貢献する実践的人材の育成方策」について県社会教育委員会に諮問し、去る7月21日に答申を受けました。

答申では、20年、30年後の長崎県の姿を見据え、目指す地域像を「住みたい、住み続けたい、訪れてみたい、もどってきたい」とし、学校支援会議や公民館など、現存する組織を生かした多世代交流・多機能型の協働拠点づくりを進めることや協働活動を通じて人材を発掘、育成することなど、具体的な方策を示していただいております。

今後、県教育委員会としましては、答申内容の具現化に向けた施策を講じるとともに、その趣旨を踏まえ、市町の社会教育関係者の研修会など、様々な機会において、具体的な取組が広がるよう、県内各地域で周知・啓発を行なってまいります。

(「しま」における体験活動について)

県内の子どもや親子を対象に、本県の特色である「しま」の魅力を活かした体験活動を行い、ふるさと長崎県を再認識してもらうため、7月22日から31日の期間に3～4日間の日程で対馬市、壱岐市、五島市において、しまの魅力に出会う日本の宝「しま」交流支援事業を実施いたしました。

五島市、壱岐市で実施した子どもコースでは、164名の小・中学生が、また、五島市、対馬市で実施した親子コースでは、36組85名の親子が参加しました。

各コースとも、海浜活動やシーカヤック体験、魚釣り体験、史跡の見学など「しま」の持つ豊かな自然や歴史などを直に体感するとともに、民泊などを通じて「しま」の方々との交流を深めることができ、事後のアンケートでは「しまの人々との触れ合い

など、個人の旅行では体験できない貴重な体験ができた。」「同じ県内にこのような自然や環境があることを新たに発見できた。」「日常から離れた新たな環境や出会いの中で、楽しいこと、我慢すること、自分の思いを人に伝えることなど、たくさんの学びがあった。」などの感想が寄せられました。

なお、昨年度から就学援助及び生活保護受給世帯の子どもたちにも参加の機会を増やすため、県が参加費を全額補助する枠を設けており、今年度は子どもコース参加者164名のうち18名が適用を受けております。

今後も、「しま」での体験・交流活動を通した子どもたちの健全育成やふるさと長崎県の再認識を図る事業の充実に一層努力してまいります。

(文化財の指定について)

去る6月17日に、国の文化審議会は、長崎市の「長崎原爆遺跡」を国史跡として指定するよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

「長崎原爆遺跡」は、爆心地と4つの被爆遺構(旧城山国民学校校舎、浦上天主堂旧鐘楼、旧長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居)により構成され、原子爆弾投下の歴史的事実や核兵器の被害、戦争の悲惨さを如実に伝える遺跡であると評価されました。

今回の答申を受けて指定されると、本県の国指定史跡は32件となります。

(子どもたちの文化活動について)

去る7月30日から8月3日にかけて、「第40回全国高等学校総合文化祭」が広島県において開催され、本県から282名の高校生が合唱や吹奏楽など19部門に参加し、日頃の練習の成果を発表しました。

大会では、囲碁部門において、島原高等学校2年の松本直太さんが男子個人戦で優勝したのをはじめ、放送部門や弁論部門など5部門において上位入賞を果たすなど優

秀な成績を収めました。

また、8月18日及び19日には、「第16回全国中学校総合文化祭」が大分県において開催され、本県からは書道や美術の展示部門の他、長崎市立山里中学校の吹奏楽部が舞台部門で参加し、見事な演奏を披露しました。

この他、8月5日及び6日には、学校文化活動のリーダー育成と中高生の文化活動のレベルアップを目的とした「文化カステージアップセミナー」を長崎県勤労福祉会館において実施し、文化活動に取り組む中高生が互いに交流を深めながら、ワークショップなどのプログラムを通じた実践的な研修に参加しました。

今後とも、平成30年度に本県で開催予定の「全国中学校総合文化祭」を念頭に置きながら、子どもたちの文化活動を一層推進してまいります。

(スポーツにおける活躍について)

去る7月24日から7月30日まで、アメリカミシガン州ミッドランドで開催された世界男子ジュニアソフトボール選手権大会において、佐世保西高校の小山選手、調選手、真崎選手、大村工業高校のメーンズ・ジェーラン選手の計4名の高校生が日本代表として出場し、35年ぶりとなる金メダルを獲得しました。

また、7月28日から8月20日まで、中国地方5県を主会場として「全国高等学校総合体育大会～2016 情熱疾走 中国総体」が開催されました。

県勢の競技結果については、団体では、柔道競技で長崎明誠高校女子柔道部が準優勝を果たしたほか、佐世保西高校男子ソフトボール部、九州文化学園高校女子ソフトボール部、松浦高校なぎなた部、瓊浦高校男子バドミントン部がそれぞれ3位入賞を果たしております。

個人では、自転車競技女子ケイリンで鹿町工業高校の山口選手が準優勝を果たしたほか、柔道競技女子78kg超級で長崎明誠高校の西村選手、レスリング競技男子55kg級で島原高校の金子選手、レスリング競技男子84kg級で島原高校の大津

選手、ウエイトリフティング競技男子77kg級のトータル、スナッチ、ジャークの3種目で諫早農業高校の山口選手、アーチェリー競技女子で佐世保商業高校の相川選手がそれぞれ3位入賞を果たすなど、全28競技のうち15競技で団体11、個人19、合わせて30の入賞を果たしました。

このほか、全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会において、女子チームライフル団体で長崎南高校が準優勝、女子チームライフル立射個人でも長崎南高校の村井選手が準優勝しました。また、全国高等学校定時制・通信制体育大会において、団体では、バレーボール競技女子で佐世保中央高校定時制昼間部が2年連続、バドミントン競技男子で佐世保中央高校通信制が3年連続で優勝を果たしております。個人では、バドミントン競技男子シングルスで佐世保中央高校通信制の住徳選手が優勝を果たしております。

さらに、中学生では、全国中学校体育大会が8月17日から25日まで北信越地方5県で開催され、団体では、バレーボール競技女子で諫早市立諫早中学校が準優勝、個人では、大村市立桜が原中学校の林田選手が陸上競技男子3000mで優勝、同1500mでも3位入賞するなど、団体3、個人6、合わせて9の入賞を果たしました。

選手・監督の皆様の健闘を心から讃えるとともに、今後とも競技力向上とスポーツの振興を推進してまいります。

一方、リオデジャネイロオリンピックにおきましても、本県出身の選手たちから大きな感動をいただきました。体操競技の内村選手が、個人総合で44年ぶり4人目となる2連覇を達成、団体総合との2冠に輝きました。また、柔道男子81kg級の永瀬選手も本県出身の男子柔道選手として初となる銅メダルを獲得されました。

このほか、競泳女子400mリレーの山口選手が8位入賞を果たしたほか、アーチェリー女子の永峰選手、陸上男子50km競歩の森岡選手の健闘も光りました。

このようなオリンピックという夢の舞台で、本県出身の選手の皆さんが輝かしい活躍をされたことは、私たち県民の誇りであり、大きな夢と希望を与えていただいたこ

とに、改めて感謝いたしますとともに、皆様が残されたすばらしい足跡に心からお祝いを申し上げ、今後、更なるご活躍を祈念いたします。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係における議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(ねんりんピック長崎2016の開催)

「ねんりんピック長崎2016」の開催が迫る中、参加選手団約1万人の登録も終了し、開催に向けた準備も大詰めとなってまいりました。

大会を円滑に運営するため、7月に県庁内に7部23班体制からなる「実施本部」を設置するとともに、大会運営をお手伝いいただくボランティアの皆様に対する業務説明会も開催しているところです。

また、宿泊施設や飲食店などを対象とした衛生講習会を県内8カ所で開催し、全国から来県される方々に、安全に過ごしていただく準備も進めてまいりました。

さらに、9月12日には県内3カ所で採火した炬火を一つにする集火式を長崎市内で実施するほか、例年の4倍となる長崎県選手団の結団壮行式も9月30日に開催予定であり、大会に向けた機運も大きく高まってきております。

総合開会式につきましても、9月19日に出演者の演技等を確認する1ヶ月前リハーサルを実施し、10月1日には本番同様の総合リハーサルを行うこととしております。

県としては、多くの県民の皆様に来場いただき、大会の魅力に触れ盛り上げていただくよう、テレビCMによる告知など広報活動に尚一層努めながら、参加される皆様に世代を超え楽しんでいただき、心に残る、魅力あふれる大会となるよう準備に万全を期してまいります。

(障害者のスポーツ振興について)

9月7日から18日までの12日間、ブラジル・リオデジャネイロでパラリンピックが開催されます。本県ゆかりの選手3名も出場予定であり、その活躍で、県民の皆様には大きな夢と感動を与えていただくことを期待しているところであります。

また、本年10月22日から24日までを会期として、岩手県で第16回全国障害者スポーツ大会が開催されます。陸上等個人競技及び車椅子バスケットボールをはじめとする4種の団体競技に、119名の本県代表選手団を派遣することといたしております。引き続き、選手の育成・強化を図るとともに、障害のある方々のスポーツ交流と社会参加の促進に努めてまいります。

(地域医療構想の策定について)

地域医療構想は、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据え、地域における効率的で質の高い医療提供体制の確保を図るため、将来必要となる病床数や在宅医療等の需要などを推計したうえ、目指すべき医療提供体制とそれを実現するための施策等を定めたものであります。

これまで、二次医療圏毎及び県全体で医療、介護関係者による会議を開催し、病床機能の分化・連携、在宅医療・介護などに関する地域の課題や必要な施策についてご意見を伺いながら構想素案として取りまとめ、同素案への先の6月定例県議会並びに関係団体、パブリックコメント等のご意見を反映したものを今議会に報告させていただいております。

今後、10月に開催予定の医療審議会で審議が行われ、11月頃の策定を目指しております。策定後は、構想の実現に向けて、幅広い機会をとらえて県民への周知を図るとともに、引き続き関係者による会議を定期的で開催し、ご意見を伺いながら、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を図ることとしております。

(国民健康保険事業の都道府県化について)

国民健康保険事業については、平成30年度からの県と市町による共同運営に向けて、現在、各種ガイドラインの作成や説明会の開催、関係政省令の改正準備等が国において進められているところであり、県においても国の動きを踏まえ、市町連携会議

等を通して市町との意見調整等を行っているところです。

新制度の開始までに、制度運営の基本となる、国保運営方針の作成、国保運営協議会の設置、国保事業費納付金の算定方法の決定、新たな制度に対応する電算システムの構築などを完了する必要があることから、今後も市町との協議を十分行うとともに、県議会のご意見もお伺いしながら、平成30年度に向け準備を着実に進めてまいります。

(社会福祉入所施設における防犯対策について)

去る7月26日に相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した殺傷事件において犠牲になられた19名の方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた皆様の1日も早い回復を心からお祈り申し上げます。

本県におきましては、事件の報を受け、直ちに県内45箇所の障害者入所施設に対して、防犯対策の現状を確認し、万全を期すようお願いをいたしました。

翌日には、入所者等の安全確保に関する国からの通知を県内全ての障害福祉サービス事業者、訪問系事業所などを除く介護サービス事業所に送付して注意喚起を図るとともに、県内879箇所の高齢者入所施設に対する防犯対策の状況把握などにも着手したところであります。

また、9月7日には、県内の障害者入所施設を対象として連絡会議を開催し、防犯対策に関する国の動向や施設毎の防犯マニュアル策定に向けた県の取組について情報を共有するとともに、県警による防犯講習等を実施することとしております。

今後は、防犯対策に関する関係団体のご意見や、現在国において検討されている、事件の検証結果を踏まえた再発防止策などを踏まえながら、県としての対応を検討するとともに、引き続き、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合う共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

こども政策局

こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第126号議案 「長崎県子育て条例行動計画の変更について」
の1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第126号議案「長崎県子育て条例行動計画の変更について」につきましては、平成26年7月に佐世保市内で発生した女子高校生殺害事件を契機に設置された「長崎県子ども育成総合検討会議」で取りまとめられた再発防止策等を第7章として新設するとともに、今年度からスタートした「長崎県総合計画チャレンジ2020」との整合性を図るなど、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県婚活サポートセンターの移転について)

結婚を望む独身男女の婚活を応援するため、昨年7月、長崎市内に「長崎県婚活サポートセンター」を設置しておりましたが、現在開発中のデータマッチングシステムの運用に対応するため、閲覧ブースや面会室のスペースを確保するとともに、利用者の利便性を考慮し、去る6月28日、江戸町公園横の新江戸町ビルの3階に移転いたしました。

また、今年度、設置を予定しております婚活サポートセンター支所3ヶ所につきましては、来年1月開所を目指して、設置場所について関係市町と協議を続けているところです。

好評価を得ました。

今後とも、新規卒業生に対し、県内保育施設への就職を促進するとともに、潜在保育士の活用も図りながら保育人材の確保に努めてまいります。

（児童福祉施設球技大会について）

去る7月26日、「第70回長崎県児童福祉施設球技大会」が長崎県児童養護施設協議会及び西日本新聞民生事業団の主催により、県内の児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設の約300名の児童、関係者が参加して、長崎県立総合運動公園、諫早市中央体育館を会場として開催されました。

開催にあたっては、文教厚生委員会の宅島委員長をはじめ県議会議員の皆様にも開会式へご出席をいただくとともに、関係者からのご支援をいただき、男子は軟式野球、女子はバレーボールに熱戦を繰り広げました。

この大会は、スポーツを通じて社会的養護が必要な児童が、仲間との協調性や努力することの大切さなど社会で生きていくために必要な力を育むために大変有意義であると考えておりますので、県といたしましては引き続き支援してまいります。

（長崎県子育て条例推進協議会の開催について）

去る8月8日に今年度第1回目の「長崎県子育て条例推進協議会」を開催いたしました。会議においては、長崎県子育て条例行動計画の平成27年度実施状況や、今回議案として提出しております「長崎県子育て条例行動計画」の変更案についてご意見をいただきました。

今後とも、県議会や協議会委員の皆様のご意見を行動計画に反映させるとともに、計画に掲げた施策の着実な推進に努めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 2 8 年 9 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料
(追加 1)

教 育 委 員 会
福 祉 保 健 部
こ ど も 政 策 局

教 育 委 員 会

福 祉 保 健 部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 2 頁 1 9 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(長崎大学における感染症研究拠点の整備について)

高度安全実験施設(BSL-4)を中核とした感染症研究拠点の整備につきましては、地域住民への情報の提供並びに安全・安心の確保等について協議するため、地域の自治会の代表者や公募委員が加わった「地域連絡協議会」が本年5月に設置され、8月まで6回の会合が開催されました。これまでの地域連絡協議会において、安全性の確保等に関する国の関与が明示されたことや長崎大学の丁寧な説明により、議論は深まってきているものと認識しております。

また、長崎大学は、地域連絡協議会と並行して、地元自治会等に対し順次行っている説明会に加え、9月9日には協議会委員、自治会役員参加の国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設への視察を行うとともに、市民参加のシンポジウムを計画するなど、地域住民の更なる理解促進に向けた取組を進めております。

一方、国においては、引き続き地域住民の理解促進のための取組を進める必要があると判断され、平成29年度概算要求では、BSL-4施設の整備に係る費用の計上は見合わせられたものの、今後、関係者間で調整が進めば早期に着手できるよう文部科学省と財務省との間で協議をしたいとの考えが示されております。

県といたしましても、感染症に係る研究体制の強化は、本県に留まらず、広く国民の生命・健康の維持のため、また、我が国の国際貢献などの観点からも、極めて重要な国策であることから、引き続き、国の動向や地域連絡協議会での議論などを踏まえ、課題解決に向け、長崎市及び長崎大学と連携協力して取り組んでまいります。

こども政策局

【文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局 3 頁 2 1 行目の次に、次のとおり挿入する。】

（待機児童の解消について）

去る 9 月 2 日、厚生労働省から平成 2 8 年 4 月 1 日現在の保育所等の待機児童数が公表されました。全国の待機児童数は 2 3 , 5 5 3 人で、前年比 3 8 6 人の増加でした。本県は 7 0 人で、前年比 2 8 人の増加となっており、市町別の内訳は長崎市 6 6 人、壱岐市 4 人となっております。

保育所の整備や保育士の確保など、今後も待機児童の解消に向けた施策を進めてまいります。

（長崎県発達障害児・者総合支援推進会議の開催について）

県内の発達障害に関係する各機関が支援に関する情報を共有し、連携した支援体制の構築等を図るために「長崎県発達障害児・者総合支援推進会議」を新たに設置し、9 月 7 日に第 1 回の会議を開催いたしました。

会議においては、医療・福祉・教育・労働等の分野の他、家族会の方にも委員に就任していただき、県や関係団体から発達障害児・者の方々への支援の現状や取組み及び課題等について説明を行い、委員からは発達障害者支援センターの機能強化、成年期の発達障害者に対する支援の充実の必要性などのご意見をいただいたところです。

引き続き、本推進会議において、連携の緊密化や支援体制等についてご議論いただき、今後の発達障害児・者の方々への支援の充実に向けた取組みに反映させてまいります。

（婚活サポーター「縁結び隊」の養成について）

結婚を希望する独身男女の 1 対 1 の引き合わせを行う、ボランティアの婚活サポー

ター「縁結び隊」の養成につきましては、去る9月8日に18名の認定証授与式を行い、昨年度から活動いただいている44名と併せて62名となりました。

今後も、随時養成講座を開催し、「縁結び隊」の増員を図ってまいります。

平成 2 8 年 9 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追 加 2)

教 育 委 員 会
福 祉 保 健 部

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会 8 頁 1 7 行目の次に、次のとおり挿入する。】

次に、今年 5 月から 8 月にかけて、宮崎県を主会場として開催された国民体育大会第 3 6 回九州ブロック大会では、本県選手団は 2 1 競技 5 3 種目において代表権を獲得いたしました。

1 0 月 1 日から岩手県で開催される第 7 1 回国民体育大会では、競技団体と一体となって、昨年に引き続き 1 0 位台の成績を目指してまいります。

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会 9 頁 2 行目の次に、次のとおり挿入する。】

(長崎県立高等学校教育改革第 8 次実施計画について)

平成 2 1 年 3 月に策定した「第二期長崎県立高等学校改革基本方針」に基づき、平成 2 9 年度から 3 1 年度に実施する施策をまとめた「長崎県立高等学校教育改革第 8 次実施計画」を策定いたしました。

主な内容として、1 点目は、小規模化が進むしまの高校において実施しているアイランドチャレンジ事業の先行モデルとして、五島南高校と奈留高校に離島留学制度を平成 3 0 年度から拡充しようとするものです。五島南高校においては、全日制普通科単位制高校に改編して、不登校生徒を受け入れ、しまの豊かな自然と温かい地域住民の方々とのふれあいを通じて、生きる力の更なる伸長を目指した「夢トライコース(仮称)」(定員 2 0 名程度)を設置します。

また、奈留高校では、小中学校段階から「しま留学」してきた児童生徒を小中高一貫教育の強みを生かして教育することや、これまでの英語に重点をおいた教育を軸に、

主として大学への進学を目指している生徒を定員の枠内で受け入れていきたいと考えております。

2点目は、時代が求める人材の育成に向けた学科改編として、口加高校において、グローバルな視点から地域の課題について考察できる人材の育成を目指して「グローバルコース」を平成29年度に設置するとともに、老年人口の割合が高く、介護、福祉人材の育成が求められていることから、口加高校に福祉科（仮称）を平成31年度に設置しようとするものであります。

3点目は、発達障害などの多様な教育的支援を要する生徒や、学習ニーズを有する生徒に対し、柔軟な対応ができるよう、午後からの学習にも対応できる「エンカレッジコース（仮称）」を平成30年度から佐世保中央高等学校定時制夜間部へ設置いたします。「エンカレッジ」とは、「励ます」や「勇気付ける」という意味で、多様な学習環境等を要する生徒に対して、個に応じたきめ細かな教育を実践してまいります。

福 祉 保 健 部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 3 頁 6 行目の次に、次のとおり挿入する。】

（長寿者慶祝事業について）

広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的として、9月15日を「老人の日」、同日から21日までを「老人週間」と定められております。

県においては、敬老の意を表し長寿を祝福するため、「老人週間」を中心に100歳長寿者に祝状及び祝品を贈呈いたします。

今年度、県内で100歳を迎えられる長寿者は497名で、昨年度より34名増加しており、100歳以上の長寿者は1,335名で、昨年度より39名増加しております。

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 3 頁 17 行目から 23 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

また、9月7日には、県内の障害者入所施設を対象として連絡会議を開催し、防犯対策に関する国の動向や施設毎の防犯マニュアル策定に向けた県の取組について情報を共有するとともに、県警による防犯講習や各施設の課題等について意見交換を行いました。

今後は、防犯対策に関する関係施設のご意見や、現在国において検討されている事件の検証結果を踏まえた再発防止策などを踏まえながら、県としての対応を検討するとともに、引き続き、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合う共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

平成 2 8 年 9 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追 加 3)

福 祉 保 健 部

福 祉 保 健 部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 3 頁 1 7 行目から 2 3 行目を削除し、次のとおり挿入する。】

（障害者のスポーツ振興について）

9 月 7 日から 1 8 日までの 1 2 日間、ブラジル・リオデジャネイロでパラリンピックが開催されました。本県ゆかりの選手 3 名が出場し、ポッチャ競技団体の木谷選手が、日本勢初となる銀メダルを獲得されました。また、車椅子マラソンの副島選手、車椅子バスケットボール男子の鳥海選手の健闘も光りました。

障害者スポーツ最高峰の大会であるパラリンピックにおいて、県民に大きな感動を与えていただいたことに改めて感謝いたしますとともに、今後のさらなるご活躍を祈念いたします。

また、本年 1 0 月 2 2 日から 2 4 日まで、岩手県で第 1 6 回全国障害者スポーツ大会が開催されます。陸上等個人競技及び車椅子バスケットボールをはじめとする 4 種の団体競技に、1 1 8 名の本県代表選手団を派遣することといたしております。引き続き、選手の育成・強化を図るとともに、障害のある方々のスポーツ交流と社会参加の促進に努めてまいります。